

# 会津坂下町こども計画

【令和7年度～令和11年度】

会 津 坂 下 町



# 目 次

## 第1章 計画策定の概要

1 計画策定の背景	1
2 国・県の動向	2
3 計画の位置付け	4
4 計画の期間	7
5 計画の策定	7

## 第2章 こども・子育てを取り巻く現況

1 統計でみる町の状況	8
2 町の教育・保育施設の状況	11
3 こども・子育てに関する実態と意向	15
4 こども・子育てを取り巻く課題	17

## 第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念	21
2 基本目標	22
3 施策体系	23

## 第4章 施策の展開

1 基本目標1	25
2 基本目標2	29
3 基本目標3	35

## 第5章 事業の量の見込みと確保のための方策

1 保育・教育の提供区域の設定	38
2 児童人口（0歳～11歳）の見込み	38
3 「量の見込み」算出方法	39
4 乳幼児期の保育・教育の量の見込みと確保方策	39
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策	42

## 第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制	52
2 計画の達成状況の点検及び評価	52

## 資料編

1 アンケート調査結果	53
2 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業達成状況	96
3 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	104
健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会設置条例	115
健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会 委員名簿	117

# 第1章 計画策定の概要

## 1 計画策定の背景

わが国では、これまで少子化対策として、平成 15 年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づく取組や、平成 24 年に制定された子ども・子育て関連 3 法に基づいた、市町村に対する「子ども・子育て支援事業計画」で示された取組などが展開されてきました。

さらに、この3法に基づいて平成 27 年度から施行された子ども・子育て支援新制度では、“こどもの最善の利益”が実現される社会を目指すとの考えを基本に、こどもの幼児期の学校教育・保育を一体的に提供し、地域のこども・子育て支援を充実させることが求められました。

このような状況の中、会津坂下町（以下「本町」という。）においても、平成 27 年に子ども・子育て支援新制度への対応と「次世代育成支援行動計画」の継承を主とした「会津坂下町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、2期にわたって計画的に取り組んできました。

しかしながら、少子化や人口減少が急速に進み、本町のみならず全国的な課題となっていることに加えて、こどもや子育て家庭を取り巻く課題は複雑化・多様化しており、対策が求められています。

こういった中で令和5年4月1日に施行された「こども基本法」は、こども施策を社会全体で総合的かつ強力で推進していくための包括的な基本法として制定されました。これは「日本国憲法」および「児童の権利に関する条約」の精神に則り、次代の社会を担う全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、こどもの心身の状況、置かれている環境等に関わらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指したものとなっています。

同年 12 月 22 日には、同法に基づいて「こども大綱」が閣議決定されました。これは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会としての“こどもまんなか社会”を目指すもので、その実現に向けて市町村こども計画を策定することの必要性が示されました。

このたび策定する「会津坂下町こども計画」（以下「本計画」という。）は、本町の実情を踏まえながら、こども施策を総合的かつ強力で推進するために、そして令和6年度末で計画期間が満了する「第2期会津坂下町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第2期計画」という。）の後継となる「第3期会津坂下町子ども・子育て支援事業計画」の位置付けに加え、貧困や若者に関する内容も含めて、国から示されているように「市町村におけるこどもの貧困対策計画」及び「市町村子ども・若者計画」の位置付けも兼ねたものとしています。

### 本計画における「こども」と「若者」について

「こども」は、こども基本法第2条において「心身の発達過程にある者」とされています。大人として円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある者を意味し、年齢による定義はありません。

「若者」については、法令上の定義はありませんが、こども大綱では、思春期（中学生の年代からおおむね 18 歳まで）・青年期（おおむね 18 歳以降からおおむね 30 歳未満。施策によってはポスト青年期の者も対象とする）の者とされています。「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、青年期全体を含むことを明確にする場合には、特に「若者」と記載しています。

## 2 国・県の動向

### (1) 国の動向

#### ①こどもの権利

平成元年に、こども（18歳未満の人）が守られる対象であるだけでなく、権利をもつ主体であることを明確にした「子どもの権利条約」が国連総会によって採択されました。日本は、平成6年に批准しています。

令和4年6月に、「日本国憲法」及び「子どもの権利条約」に則り、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が成立し、令和5年4月に施行されました。

全てのこどもが個人として尊重され基本的人権が保障されること、差別的扱いを受けることがないようにすること、教育を受ける機会が等しく与えられること、意見を表明する機会・多様な社会的活動に参画する機会が確保されることなどが基本理念として掲げられています。

これらの基本理念に則り、こども・若者施策を総合的に推進するため、令和5年12月に「こども大綱」が定められました。

#### ②幼児教育・保育、こども・子育て支援

少子化の急速な進行や子育て家庭及び地域を取り巻く環境の変化に対応するため、平成24年8月に「こども・子育て支援法」をはじめとするこども・子育て関連3法が成立しました。これを基に、平成27年4月からこども・子育て支援新制度が始まりました。

令和5年12月には、全てのこどもの誕生前から幼児期までの「はじめの100か月」から生涯にわたる幸せな状態（ウェルビーイング）の向上を図ることを目的とした「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が閣議決定されました。

さらに、令和6年10月には、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化、全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策の実施に必要な措置を講じるとともに、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進めるためのこども・子育て支援特別会計を創設し、児童手当等に充てるためのこども・子育て支援金制度を創設する旨が盛り込まれた「こども・子育て支援法等の一部を改正する法律」が施行されました。

#### ③若者支援・少子化対策

こども・若者育成支援施策を総合的に推進することを目的として、平成22年4月に「こども・若者育成支援推進法」が施行され、同年7月に「こども・若者ビジョン」が策定されました。平成28年2月には「こども・若者ビジョン」の見直しが行われ、「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

その後もこども・若者を取り巻く状況は変化し、孤独・孤立の問題が顕在化するなど、状況がさらに深刻さを増す中で、令和3年4月に第3次となる「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。令和5年12月には、「子供・若者育成支援推進大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

#### ④こどもの貧困対策

こどもの貧困対策を総合的に推進することを目的として、平成 26 年 1 月に「こどもの貧困対策の推進に関する法律」が施行、同年 8 月に「子供の貧困対策に関する大綱」が閣議決定され、こどもの貧困対策を総合的に推進するための基本的な方針等が示されました。

さらなる取組の充実を図るべく、令和元年 6 月の「こどもの貧困対策の推進に関する法律」の一部改正により、市町村においても「こども計画」の策定が努力義務となりました。

令和元年 11 月には法改正を踏まえた新たな大綱が策定され、分野横断的な基本方針として、親の妊娠・出産期からこどもの社会的自立までの切れ目のない支援体制の構築や、支援が届いていない、または届きにくいこども・家庭に配慮して対策を推進すること等が明記されました。

その後、令和 5 年 12 月には、「子供の貧困対策に関する大綱」は「こども大綱」へと一元化されました。

#### (2) 県の動向

福島県では、これまで「子ども・子育て支援法（第 62 条）」の規定に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制その他業務の円滑な実施に取り組むため、「ふくしま新生こども夢プラン（福島県子ども・子育て支援事業支援計画）」を策定し、各施策を推進していました。

このたび、計画期間が満了となることから内容の見直しと併せ、新たに定められた「こども基本法」や「こども大綱」で示された、全てのこども・若者が将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる“こどもまんなか”の理念を加えることで、「こども計画」との一体化による「福島県こどもまんなかプラン（仮称）」を策定することが示されています。

### 3 計画の位置付け

#### (1) 法的位置付け

「こども計画」は、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会（ウェルビーイング）を実現していくための計画であり、「第2期計画」で位置付けていた「市町村次世代育成支援行動計画」「市町村子ども・子育て支援事業計画」に加え、新たに「市町村子ども・若者計画」「市町村におけるこどもの貧困対策計画」の内容も包含し、これらの計画に位置付けられるものです。

#### ■ 包含する計画と根拠法

- ① 市町村こども計画（こども基本法第10条第2項に規定）
- ② 市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第8条に規定）
- ③ 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第61条に規定）
- ④ 市町村子ども・若者計画（子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定）
- ⑤ 市町村におけるこどもの貧困対策計画（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項に規定）

#### こども基本法（抜粋）

（都道府県こども計画等）

第10条 都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（以下この条において「都道府県こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、こども大綱（都道府県こども計画が定められているときは、こども大綱及び都道府県こども計画）を勘案して、当該市町村におけるこども施策についての計画（以下この条において「市町村こども計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県こども計画又は市町村こども計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 都道府県こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に規定する都道府県子ども・若者計画、子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第9条第1項に規定する都道府県計画其他法令の規定により都道府県が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

5 市町村こども計画は、子ども・若者育成支援推進法第9条第2項に規定する市町村子ども・若者計画、子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に規定する市町村計画其他法令の規定により市町村が作成する計画であってこども施策に関する事項を定めるものと一体のものとして作成することができる。

### 次世代育成支援対策推進法（抜粋）

（市町村行動計画）

第8条 市町村は、行動計画策定指針に即して、5年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、5年を1期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画（以下「市町村行動計画」という。）を策定することができる。

### 子ども・子育て支援法（抜粋）

（市町村子ども・子育て支援事業計画）

第61条 市町村は、基本指針に即して、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

### 子ども・若者育成支援推進法（抜粋）

（都道府県子ども・若者計画等）

第9条

2 市町村は、子ども・若者育成支援推進大綱（都道府県子ども・若者計画が定められているときは、子ども・若者育成支援推進大綱及び都道府県子ども・若者計画）を勘案して、当該市町村の区域内における子ども・若者育成支援についての計画（次項において「市町村子ども・若者計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

### こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律（抜粋）

（都道府県計画等）

第10条

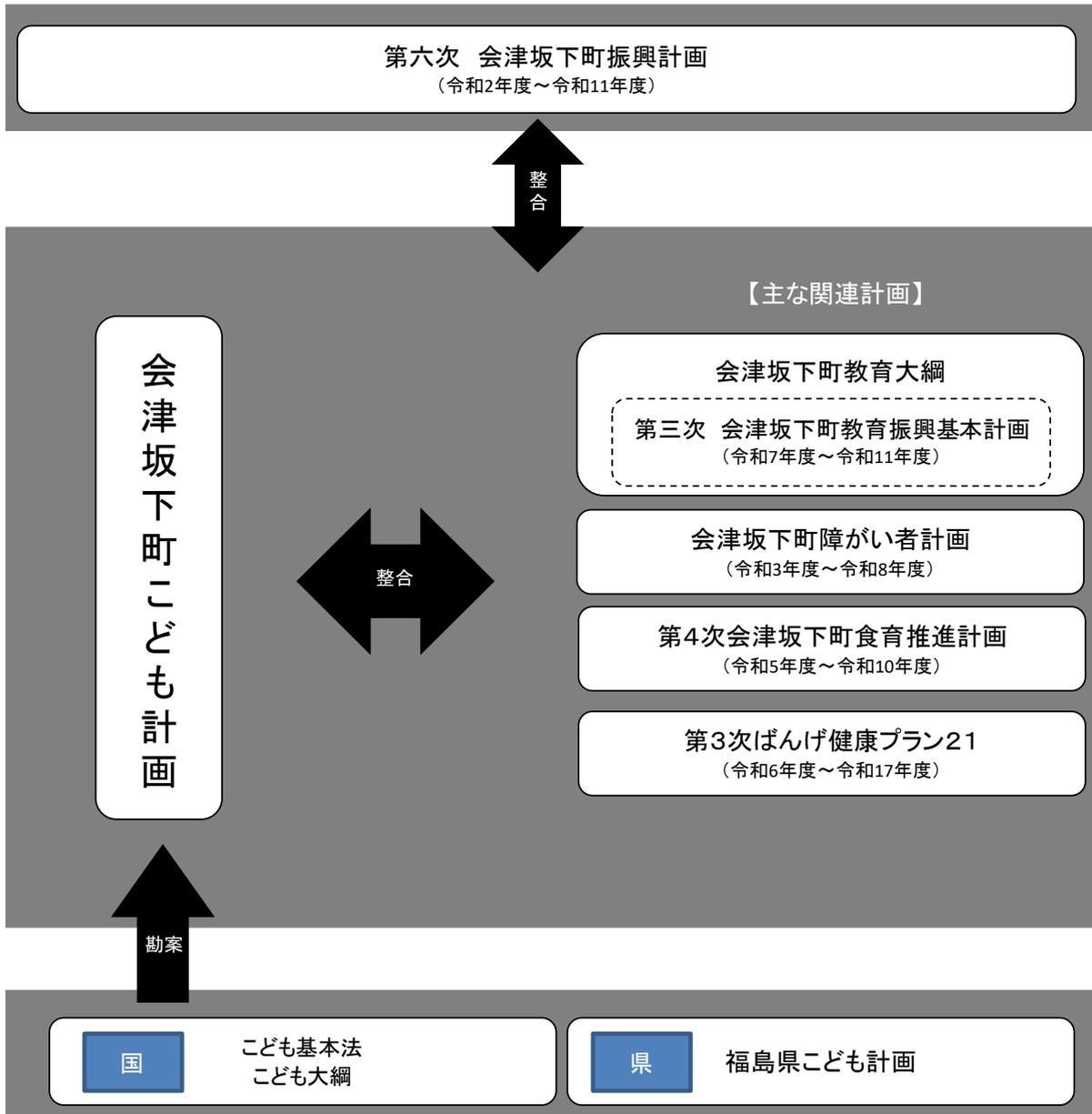
2 市町村は、大綱（都道府県計画が定められているときは、大綱及び都道府県計画）を勘案して、当該市町村におけるこどもの貧困対策についての計画（次項において「市町村計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

## (2) 庁内の計画における位置付け

本計画は、本町の総合計画に基づく母子保健・児童福祉・教育分野の個別計画であり、子ども・若者に係る総合的な計画でもあります。

本町が目指す姿やそれを実現するための政策・施策の方向性が示されている「第六次会津坂下町振興計画」を上位計画とし、関連する諸計画と整合させながら、施策・事業を展開します。

### ■計画の位置付け



## 4 計画の期間

計画期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。

なお、計画の内容と実際の状況に乖離がある場合は、必要に応じて計画期間中に見直しを行います。

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
第二期会津坂下町子ども・子育て支援事業計画					会津坂下町こども計画				

## 5 計画の策定

本計画は、「子ども・子育て支援法（第77条第1項）」の規定に基づく「会津坂下町子ども・子育て会議」に位置づけた会議<sup>※1</sup>での審議を経て策定します。計画の策定に当たっては、国から示される「こども大綱」及び「こども計画策定ガイドライン」を勘案します。

なお、本計画に基づく施策の進捗状況や成果についても、その会議において年度ごとに点検し、効果を検証します。各事業の年度ごとの進捗状況や成果評価の取りまとめの時期については、関連計画である「第三次会津坂下町教育振興基本計画」（以下「教育振興基本計画」という。）と一体的に行うことで進捗管理の効率化を図ります。

※1 「会津坂下町子ども・子育て会議」に位置づけた会議…本町の保護者、子ども・子育て支援に携わる関係者等により構成する「健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会」を指します。

## 第2章 こども・子育てを取り巻く現況

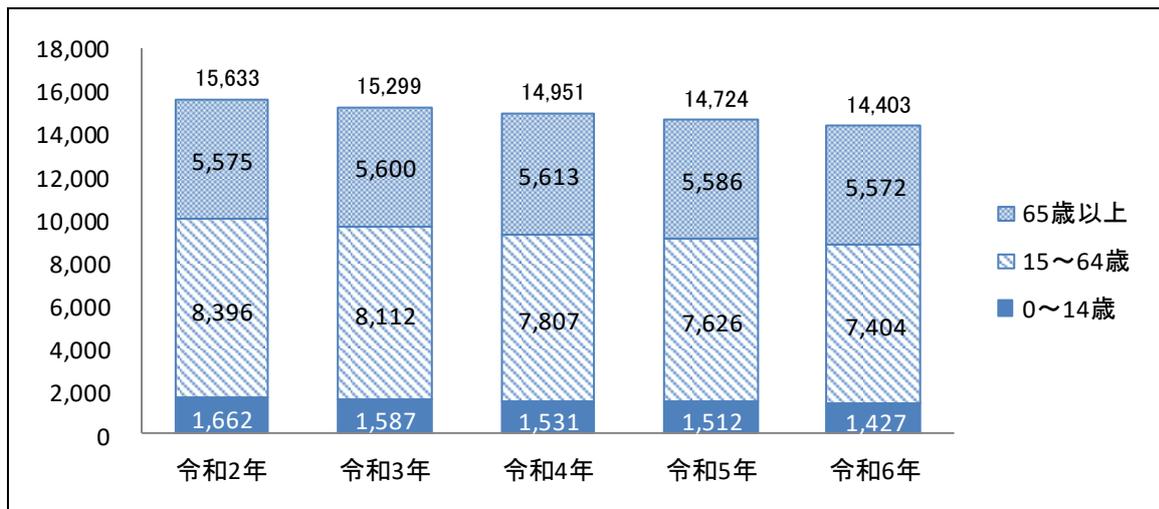
### 1 統計でみる町の状況

#### (1) 年齢別人口の推移

本町の人口は減少傾向にあり、令和2年からの4年間で1,230人減少し、令和6年には14,403人となっています。

【図1】年齢別人口の推移

(単位：人)



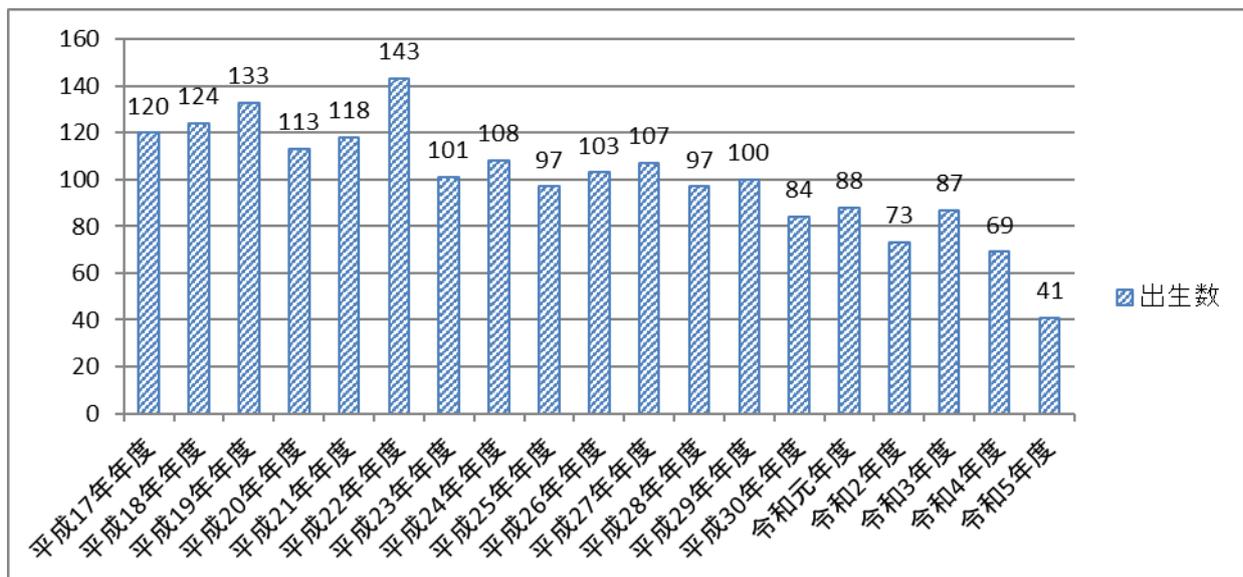
出典：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

#### (2) 出生数の推移

本町の出生数は減少傾向にあり、令和5年度は41人で過去最少となっています。

【図2】出生数の推移

(単位：人)



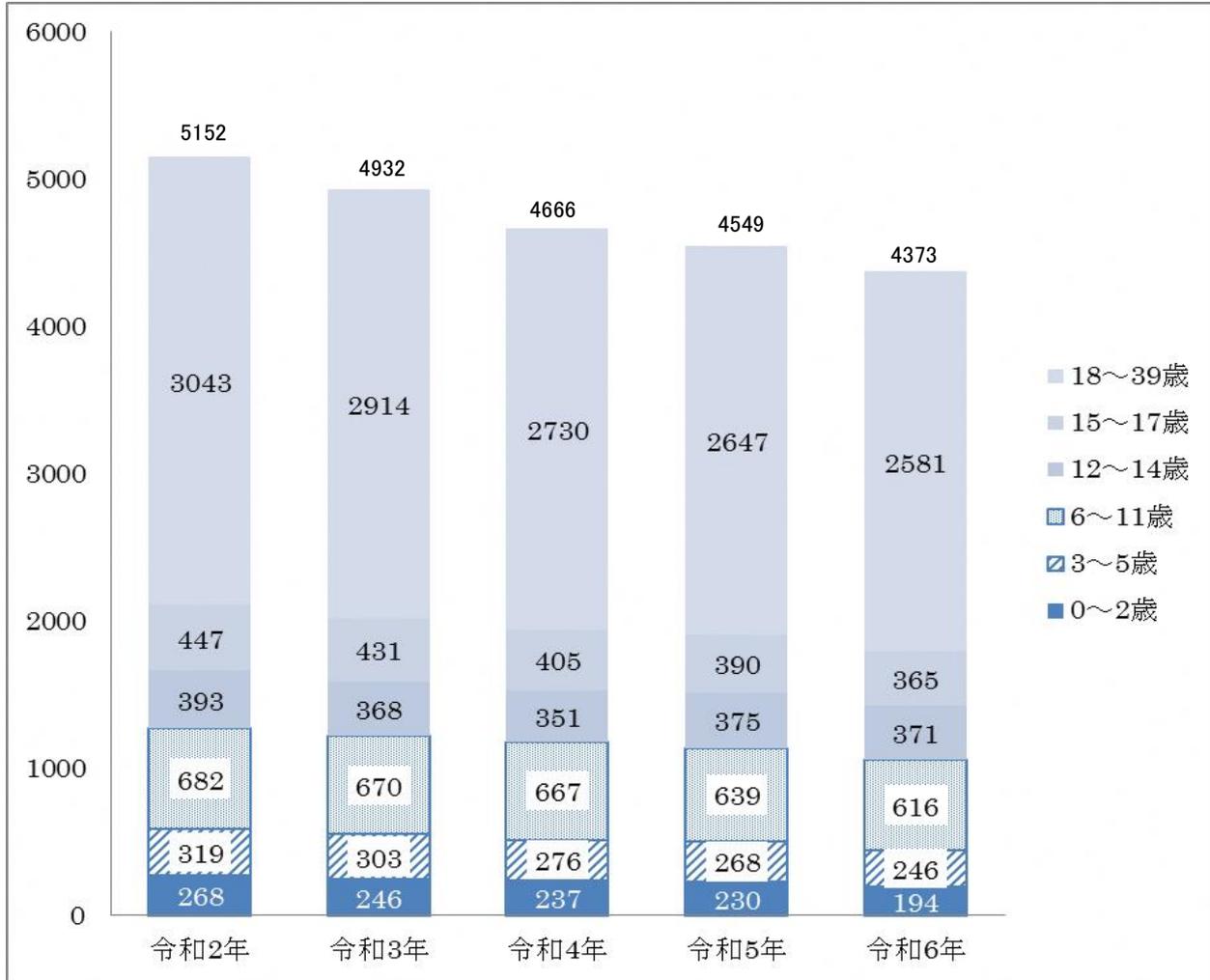
出典：人口動態調査

(3) こども・若者人口（0～39歳）の推移

本町のこども・若者人口（0～39歳）は減少傾向にあり、令和2年からの4年間で779人減少し、令和6年には4,373人となっています。

【図3】 こども・若者人口の推移

(単位：人)



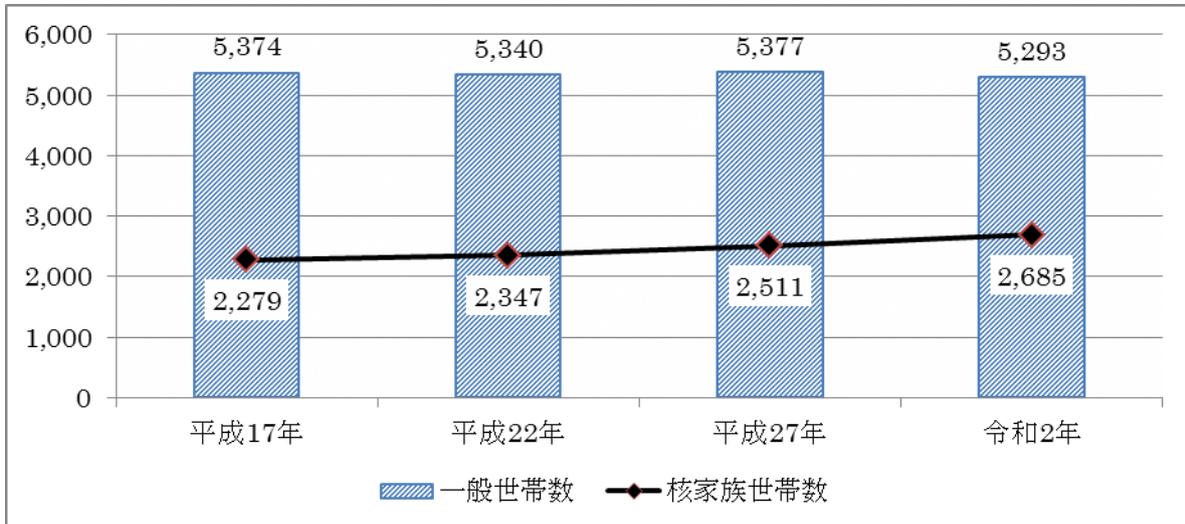
出典：住民基本台帳人口（各年3月31日時点）

(4) 一般世帯数と核家族世帯数の推移

本町の核家族世帯は増加傾向にあり、令和2年に2,685世帯となっています。

【図4】一般世帯数と核家族世帯数の推移

(単位：世帯)



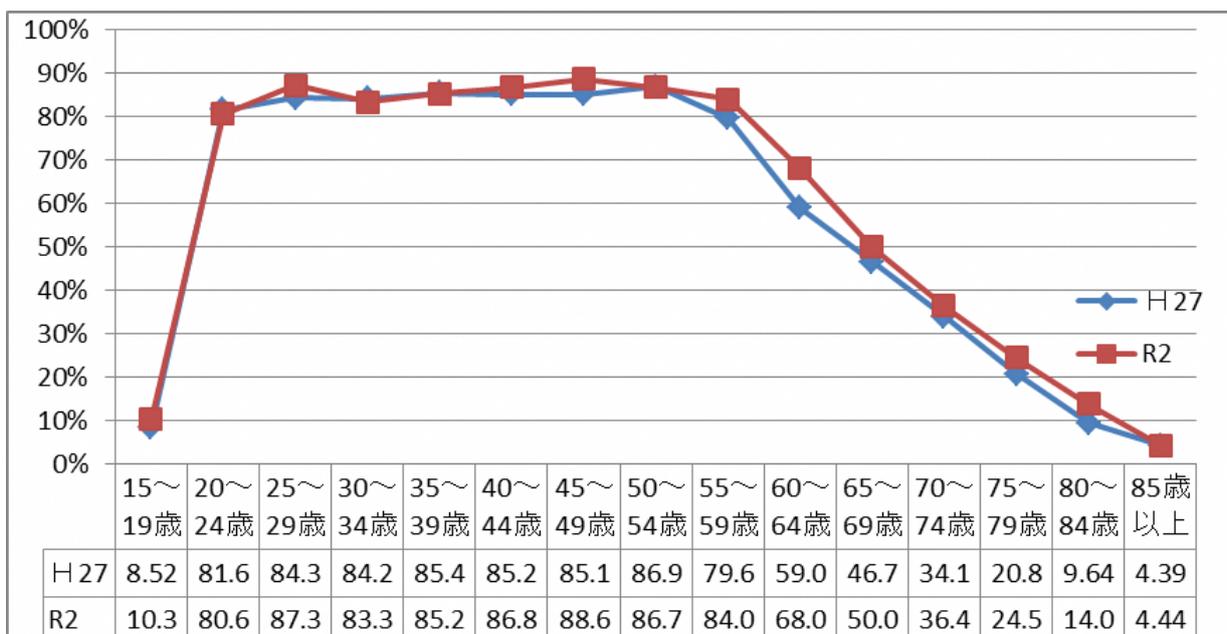
出典：国勢調査

(5) 女性の就業率の推移

本町の女性就業率は、出産・子育てを迎える人が多くなる30歳代で一時的に低下し、40歳代で再び上昇する「M字カーブ」となっていますが、令和2年は平成27年に比べ、全体的な就業率の増加が見られます。

【図5】女性の就業率の推移

(単位：%)



出典：国勢調査

## 2 町の教育・保育施設の状況

### (1) 保育施設

本町には、合計4つの保育施設があります。平成28年度より現在の年齢区分け（0～2歳児は保育施設、3～5歳児は幼稚園）としています。待機児童は解消され、平成30年度以降は0人になっています。

【表1】町内保育施設

名 称	区 分
ばんげ保育所	町 立
えくぼ遊育園	私立 町認可年月：平成28年4月
もみの木保育園	私立 町認可年月：平成28年4月
ばんびはうす	私立 町認可年月：平成29年9月

【表2】町内保育施設入所児童数の推移

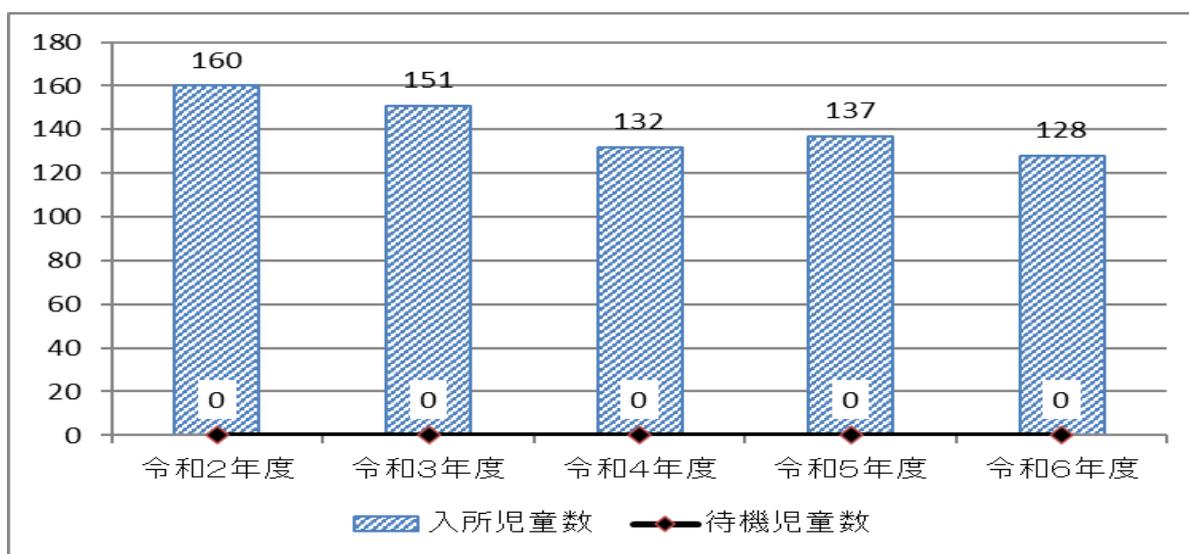
(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減 (令和6年度－ 令和2年度)
0歳児	28	20	22	17	7	△21
1歳児	66	64	44	62	52	△14
2歳児	66	67	66	58	69	3
合計	160	151	132	137	128	△32

4月1日時点、町外からの広域入所・避難者含む

【図6】町内保育施設入所児童数及び待機児童数

(単位：人)



4月1日時点、町外からの広域入所・避難者含む

(2) 幼稚園

本町には、2つの幼稚園があります。平成28年度より現在の年齢区分け（0～2歳児は保育施設、3～5歳児は幼稚園）としています。園児数は年々減少していますが、預かり保育利用者の割合は高い傾向にあり、令和6年度は191人（約79%）となっています。

【表3】町内幼稚園

名 称	区 分
坂下南幼稚園	町 立
坂下東幼稚園	町 立

【表4】入園児数の推移

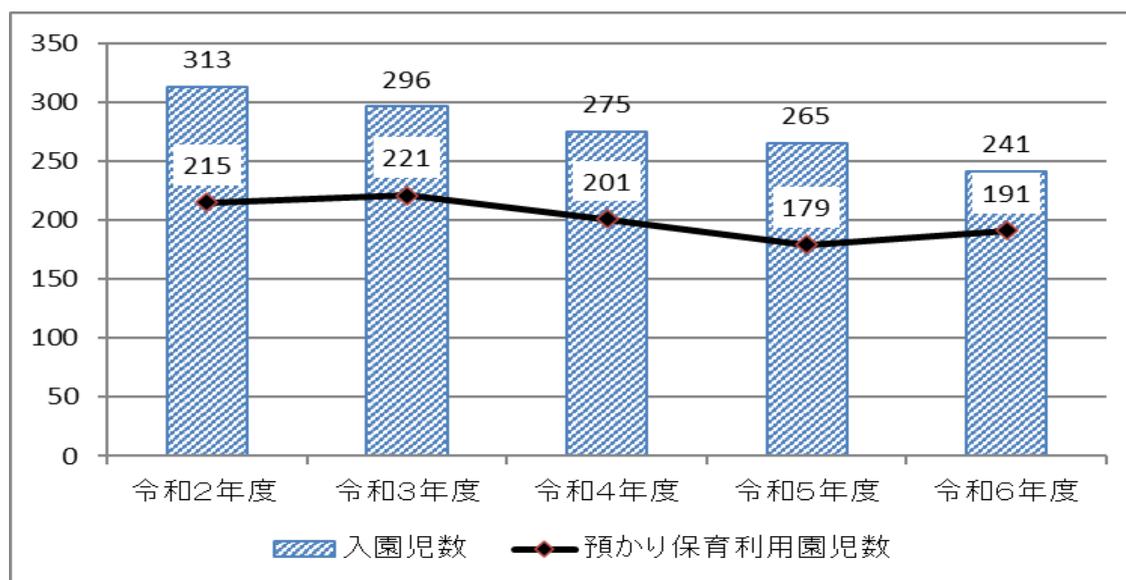
(単位：人)

区分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	増減 (令和6年度 －令和2年度)
3歳児	98	89	87	85	72	△26
4歳児	109	100	90	87	87	△22
5歳児	106	107	98	93	82	△24
合計	313	296	275	265	241	△72

4月1日時点、町外からの広域入所・避難者含む

【図7】町内幼稚園及び預かり保育利用者数

(単位：人)



4月1日時点、町外からの広域入所・避難者含む

(3) 小学校・中学校の状況

本町には、2つの小学校と1つの中学校があります。令和6年の小学校の児童数は613人となっています。令和2年と比べて児童数が65人減っていますが、特別支援学級の児童数は11人増加しており、児童数に占める特別支援が必要な児童数の割合は年々増加しています。

また、令和6年の中学校の生徒数は351人で、令和2年と比べ31人減っていますが、小学校と同じく、生徒数に占める特別支援が必要な生徒数の割合は増加しています。

【表5】小学校・中学校

名 称	区 分
坂下南小学校	町 立
坂下東小学校	町 立
坂下中学校	町 立

【表6】児童数の推移（小学校）

（単位：人）

区 分	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	増減 (令和6年度 -令和2年度)	
学校数	2	2	2	2	2	0	
学級数	31	32	32	30	30	△1	
児 童 数	1年生	96	105	106	96	82	△14
	2年生	98	94	104	105	96	△2
	3年生	112	97	89	104	104	△8
	4年生	129	109	97	91	103	△26
	5年生	105	131	106	99	93	△12
	6年生	115	106	127	106	101	△14
	特別支援	23	22	31	32	34	11
合計	678	664	660	633	613	△65	

児童生徒数・学級数・教職員数調（4月5日時点）

【表7】生徒数の推移（中学校）

（単位：人）

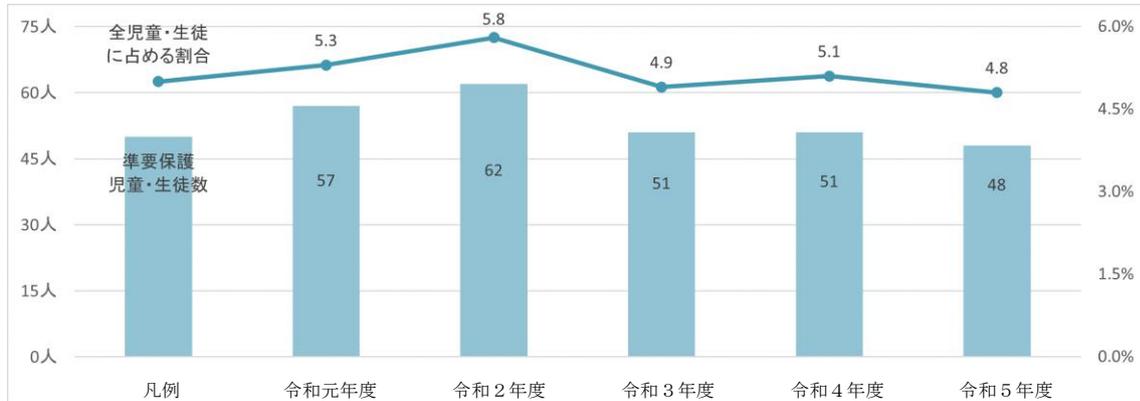
区分（単位）	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	増減 (令和6年度 -令和2年度)	
学校数	1	1	1	1	1	0	
学級数	14	14	15	16	16	2	
生 徒 数	1年生	104	115	99	125	101	△3
	2年生	129	105	114	99	123	△6
	3年生	142	127	105	114	99	△43
	特別支援	7	15	19	20	28	21
	合計	382	362	337	358	351	△31

児童生徒数・学級数・教職員数調（4月5日時点）

#### (4) 準要保護児童・生徒の推移

準要保護児童・生徒数は、若干の変動はあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。児童・生徒数が減少傾向にある中でも全児童・生徒に占める割合に大きな変化はありません。

【図 8】



※準要保護児童・生徒…生活保護世帯に準ずる程度に経済的に困窮している世帯の児童・生徒  
(3月末日現在)

#### (5) スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラーの推移

スクールソーシャルワーカーは町が教育委員会に配置し、適宜学校等に赴き活動しています。スクールカウンセラーは県から派遣され、月に数日学校に赴き相談・助言を行っています。

【表 8】

(単位：人)

職 種	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
スクールソーシャルワーカー	2	2	2	2	3
スクールカウンセラー	2	2	2	2	2

(4月1日時点)

### 3 こども・子育てに関する実態と意向

#### (1) 実施目的

「第2期計画」の次期計画として新たに「子どもの貧困対策計画」「子ども・若者計画」の位置付けも兼ねた「本計画」を策定するため、こども・子育て家庭や若者の生活状況等を調査し、計画づくりの参考にすることを目的に実施しました。

実施した調査は、以下の4種であり、これらは「本計画」の策定にあたり国から実施が必要とされた内容に沿ったものとしています。

#### (2) 実施した調査

##### ① 出産・子育て応援給付金事業に係るアンケート

項目	妊娠中のアンケート	出産後のアンケート
調査対象者	妊婦(令和5年度中に妊娠届出をされた方)	産婦(令和5年度中に乳児家庭全戸訪問を実施した方)
調査期間	令和5年4月1日から令和6年3月31日	
調査方法	アンケート調査	

##### ② 子ども・子育てニーズ調査

項目	就学前児童保護者調査	小学生児童保護者調査
調査対象者	町内在住の就学前のお子さんをもつ保護者	町内在住の小学生のお子さんをもつ保護者
調査期間	令和6年1月22日から2月2日	
調査方法	QRコードを使用したWeb調査	

##### ③ 子どもの生活実態調査

項目	小学6年生・中学3年生の児童・生徒調査	小学6年生・中学3年生の保護者調査
調査対象者	町内在住の小学6年生・中学3年生の児童・生徒および保護者	
調査期間	令和6年8月26日から9月6日	
調査方法	QRコードを使用したWeb調査	

##### ④ こども・若者調査

項目	18歳～39歳調査
調査対象者	町内在住の18歳～39歳の方(無作為抽出)
調査期間	令和6年8月8日から8月23日
調査方法	QRコードを使用したWeb調査

(3) 回収結果

対象	配布数	有効回収数	回答率
妊婦（令和5年度中に妊娠届出をされた方）	44 (20代15人、30代27人、40代2人)	44	100%
産婦（令和5年度中に乳児家庭全戸訪問を実施した方）	41 (20代20人、30代21人)	41	100%
就学前児童保護者	521	328	63.0%
小学生児童保護者	641	332	51.8%
小学6年生、中学3年生の児童・生徒	209 (南小61・東小40・坂中108)	205	98.1%
小学6年生、中学3年生の保護者	209	103	49.3%
18歳～39歳	400	84	21.0%

※アンケート集計結果は参考資料として資料編に掲載しています。

## 4 こども・子育てを取り巻く課題

### (1) こどもたちを取り巻く課題

共働き家庭の増加や家族構成の少人数化、就労形態の多様化などにより、保育を必要とする家庭の割合は増加しました。子どもの数が減少することに伴いニーズ量の減少が見込まれる一方で、家庭での子育てを基本に、多様化する保育ニーズをどのように解消していくかが課題となっています。

また、近年、スマートフォンやタブレット等の普及と同時に SNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）を利用することも急増しています。それに伴い、SNS を活用した誹謗中傷や、性犯罪、詐欺などのネット犯罪に巻き込まれるリスクが高まっています。トラブルに巻き込まれない安心・安全なスマートフォンやタブレット等の利用や SNS との付き合い方等の周知啓発や、教育指導等の取組が求められます。

#### 【町の状況及びアンケート調査分析より】

##### ○放課後児童クラブ（子ども・子育てニーズ調査）

小学校高学年（4～6 年）での「放課後児童クラブ」の利用意向は、就学前保護者が約 2 割、小学生保護者が約 1 割あるものの、小学校低学年（1～3 年生）の利用意向の約 3 割に比べ低い数値になっています。利用実績の傾向として、学年が上がるにつれ利用人数が減少し、例年、小学 3 年生の学年末の利用人数が数名しかいないことから 4 年生以降の対象学年の拡大については引き続き慎重に検討します。

##### ○情報モラル（こどもの生活実態調査）

児童・生徒のいやなことや悩んでいることがあるとき、だれに相談しますかの項目では、「インターネットなどを通じて知り合った直接会ったことのない人」に回答する児童・生徒もいることから、情報モラル教育、安全な SNS の使い方についての周知や啓発も必要です。

## (2) 子育て家庭を取り巻く課題

家族構成の少人数化に加えて地域とのつながりや人間関係の希薄化により、妊娠や出産、子育てに不安や悩み抱えている保護者が増加しています。育児のための知識や技術が親から子へ、または地域住民同士の間で伝えられにくくなっている状況の中、家庭や地域での子育て力の低下が懸念されます。また、自身の収入や物価の高騰などにより、子育てや教育に関する経済的な不安を抱える世帯も少なくありません。加えて、こどもを巻き込んだ事故や犯罪の発生が、安心・安全に子育てできる環境への不安の一因となっています。

このため、行政や地域も寄り添い関わり合いながら、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、保護者が自己肯定感をもって子育てすることができ、こどもの健やかな成長に喜びや生きがいを感じることができるよう、妊娠・出産から子育て期をはじめ、ライフステージを通じた切れ目のない継続的な支援を行い、こどもを安心して育てられる環境の整備や支援の在り方が求められています。

### 【町の状況及びアンケート調査分析より】

#### ○特別支援学級に在籍する児童・生徒の割合（統計）

小学校・中学校の状況における統計では、「児童数における特別支援が必要な児童数の占める割合」は年々増加しています。児童・生徒数の令和2年と令和6年を比較すると、小学校で約1.5倍、中学校で4倍に増加しており、その原因を分析し、環境要因などへの対応をはじめ、特性に合わせた支援体制の整備が求められます。

#### ○相談支援（こどもの生活実態調査）

子育てをするうえで、「今、不安に感じていることや悩んでいることはありますか」の項目では「子どもに対するしつけ」、「子どもの身体の発育や病気、健康」「子どもの非行や問題行動」、「家族が子育てにあまり協力してくれない」を合わせると約2割いました。子育てに対する不安や孤立感を持つ家庭が増えていることから親の養育能力を高め、切れ目のない伴走型の相談支援が必要です。

### (3) 地域社会と子育て支援に関する課題

女性の社会進出が進み共働き家庭が増加するとともに、フルタイム勤務の保護者が増加していることにより、仕事と子育ての両立が叶う環境づくりが求められています。社会全体の取組として、子育てしやすい労働環境づくりと、働きやすい子育て環境づくりとの両面から推進していく必要があります。

また、世代間の交流が減り、人と人の繋がりも弱くなっていることから、家庭内の子育て力を高めるとともに、地域社会全体で子育てを支える体制づくりが求められています。気軽に相談できる身近な相談機関や、妊産婦やこども・若者、子育て家庭に必要な情報や支援が届くよう、若い世代にとってなじみやすいSNS等を活用したプッシュ型広報など、行政の情報発信の強化とともに、母子保健事業や子育て支援事業の情報を得る機会等を充実させていく必要があります。

#### 【町の状況及びアンケート調査分析より】

##### ○女性の就業率（統計）

女性の就業率の推移では、平成27年と令和2年を比べると全体的な就業率の増加が見られます。また、育児休業取得の項目において母の「働いていなかった」の割合が令和元年度は約3割に対して、本調査では約2割であり、アンケート集計結果からも就業率の増加が見られるため育児と仕事を両立させる支援が必要です。

##### ○ペアレントトレーニング（子ども・子育てニーズ調査）

就学前保護者の子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人はいますかの項目で「保健師」、「保育士」、「幼稚園教諭」、「役場の子育て担当窓口」、「子育て支援施設・NPO」の合計が約3割いることから、子育て支援機関としての相談機能強化と連携が求められます。また、幼少期における親とこどもとの関わり方が愛着形成や発達に影響してくることから子育て支援に関するペアレントトレーニング（グループワークやロールプレイ等）を通じて親子間の適切な関係性や育児ストレスを和らげる支援が必要です。

##### ○SNS・インターネット（こどもの生活実態調査）

「子どもに関する施設等の情報をどのような方法で受け取っていますか」の項目では、「インターネット（ホームページやブログ）」、「SNS（LINE、X（旧ツイッター）など）」を合わせると約2割いました。スマートフォンやタブレットが最も身近な情報媒体となってきたため、今後も、ICTを活用した情報発信が必要です。

#### (4) 若者を取り巻く課題

貧困やヤングケアラーの問題等、複合的な新たな課題も生じてきています。次代を担う子どもや若者が困難や様々な課題を抱え込むことなく、自立心をもって健やかに育成される環境整備が求められています。子ども・若者が権利の主体として尊重され、多様な価値観や考え方が家庭・学校・社会で認められ、自由に意見を表明できる環境整備と機運の醸成に取り組む必要があります。

また、子ども・若者がやがて大人になり親となる上では、安心して仕事と子育てを両立でき、未来に向けて希望ある選択ができるよう、プレコンセプションケア<sup>※1</sup>の推進や、乳幼児と触れ合う機会などを創出し、自らの人生の構想を描けるよう、意識啓発や情報提供等が求められています。

※1 プレコンセプションケア…妊娠・出産や子育てを希望する若者が、これを実現するため、日々の生活や健康と向き合うよう促し、健やかな妊娠・出産につなげようとする事。

#### 【町の状況及びアンケート調査分析より】

##### ○ヤングケアラー（こどもの生活実態調査）

「家で決まっているお手伝い（お世話）をどう思っていますか」の項目では、「だれもする人がいないので、つらい時もある」、「自分の時間がない」、「友だちと遊びに行けない」、「お世話をしないと怒鳴られる」の合計が約 1 割いることから、これらがヤングケアラーに該当するか否かの詳細な実態把握が必要です。

##### ○自分の将来（子ども・若者調査）

「あなたは 20 年後、どのようになっていると思いますか」の「結婚している」の項目で「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」、「子どもを育てている」の項目でも「そう思わない」、「どちらかといえばそう思わない」が合計約 3 割となっています。晩婚化や未婚化が少子化の大きな一因と考えられることから結婚や子育てに夢を持ち、若い世代が自ら将来のライフプランを考えることのできる機会の提供、また出会いの場等の創出が求められます。

## 第3章 計画の基本的な考え方

### 1 基本理念

すべての子ども・若者が健やかに、誇りをもって成長することのできるまち

「こども基本法」及び「こども大綱」では、すべての子ども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる“こどもまんなか社会”を、子ども・若者の声を取り入れながら目指していくことが掲げられています。

次代の社会を担うすべての子ども・若者が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、等しくその権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、社会全体として子ども・若者施策に取り組むことが重要です。

このため、本計画では、「すべての子ども・若者が健やかに、誇りをもって成長することのできるまち」を基本理念とし、子ども・若者が個人として尊重され、子ども・若者や子育て家庭への理解を深め、支援することにより、安全で安心して子育てができる環境を整えます。また、親はこどもに限りない愛情を注ぎ、日々成長するこどもの姿に感動し、子育てに大きな喜びや生きがいを感じられるまちの実現を目指します。

## 2 基本目標

基本理念の実現に向け、3つの基本目標に基づき計画を推進します。

### 基本目標 1 こどもが健やかに育つことができる環境をつくる

核家族化の進行や共働き家庭の増加により、保育を必要とするこどもの割合が増えています。こどもが健やかに育つまちを目指して、子育て家庭等の子育て支援に対するニーズを踏まえ、こどもの発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援を提供します。さらに、支援が必要なこどもの健全な発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、こどもの個性に合わせた育ちの支援のため、医療機関との連携や療育の適切な提供を行います。

乳幼児期におけるしっかりとした愛着形成が情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりにつながるため、豊かな愛情あふれる子育てとこどものより良い育ちのため、親としての自覚と責任を高め、親の主体性とニーズを尊重しつつ子育て力の向上に注力します。

### 基本目標 2 こどもを安心して産み育てられる環境をつくる

こどもは生まれながらにして権利の主体であると同時に、相互に人格と個性を尊重されながら、差別なく平等に扱われなくてはなりません。現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されずに、心身ともに健やかに育成されるよう、貧困やヤングケアラーなど困難な状況にあるこども・若者を含めて、誰一人取り残さず、幸せに成長していける環境をつくります。

家庭での子育てを基本に、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることも必要です。こども家庭センターにおける子育て相談の充実を図り、妊娠、出産・子育てに対し、より前向きに考えられるよう、正しい知識を普及し、産前産後のサポートから母子の健康、その後の子育ての支援に至るまで、関係機関が連携して切れ目のない支援を推進します。

### 基本目標 3 社会全体で子育て家庭を支える環境をつくる

核家族化の進行に伴い、家族関係や地域のつながりが希薄化しており、子育て家庭の中には地域で孤立が心配される家庭や妊娠、出産・子育てに係る不安等による精神的・身体的負担を抱える家庭も見受けられるため、妊娠・出産期からの一貫した支援体制の充実とともに、地域ぐるみで妊産婦や子育て家庭に寄り添い、支える仕組みの構築を図ります。

また、こども・若者がやがて大人になり、親となる上では、安心して働き、仕事と子育てを両立できることが不可欠です。結婚や子育てに関しては、未来に向けて希望ある選択ができる環境をつくります。

### 3 施策体系

第2期計画の施策体系をもとに、既存の事業を整理し、新規の事業を追加しています。  
○は第2期計画になかった既存の事業、◎は令和7年度以降の新規事業を表しています。  
※第2期計画の事業の評価は資料編の104ページ以降に掲載しています。

基本理念	すべての子ども・若者が健やかに、誇りをもって成長することのできるまち			
基本目標	No.	基本施策	No.	個別施策
1 子どもが健やかに育つことができる環境をつくる	1-1	(1)未就学児の保育サービス等の充実	1-1-1	○一時保育事業の実施
			1-1-2	◎乳児等通園支援事業（子ども誰でも通園制度）の実施
			1-1-3	保育施設・幼稚園の年齢区分け（待機児童の解消等）
			1-1-4	保育施設の連携
			1-1-5	保育士・幼稚園教諭の資質向上
	1-2	(2)子どもの心身の健全育成と安心して学び、遊べる環境の提供	1-2-1	放課後児童クラブの支援員の資質向上と適正運営への取組強化
			1-2-2	放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携推進
			1-2-3	児童・生徒の居場所の提供
			1-2-4	幼小の架け橋プログラムの実施
			1-2-5	英語教育と国際理解教育の推進
			1-2-6	「坂下学」授業の実施
			1-2-7	特別支援教育の充実
			1-2-8	アドバイザーの配置
			1-2-9	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置
			1-2-10	○安全なデジタル機器（スマートフォン・タブレット等）の使い方、SNSの利用についての周知・啓発
1-3	(3)多様なニーズに応じた支援の充実	1-3-1	障がいのある子どもの特性や成長に合わせた支援体制の充実	
		1-3-2	○医療的ケアを必要とする子どもの支援体制の充実	
		1-3-3	保育施設・幼稚園・小中学校・療育施設等と連携した支援	
		1-3-4	町民の障がいに対する理解促進	
		1-3-5	外国にルーツを持つ子どもとその保護者への支援	
2 子どもを安心して産み育てられる環境をつくる	2-1	(1)妊産婦・乳幼児への切れ目のない支援	2-1-1	○妊活応援助成事業の実施
			2-1-2	○妊娠検査受診料助成事業の実施
			2-1-3	○妊婦等伴走型給付金事業の実施
			2-1-4	◎妊婦にやさしい遠方出産支援事業の実施
			2-1-5	○産後ケア事業の実施
			2-1-6	乳児家庭全戸訪問事業の実施
			2-1-7	○乳幼児健康相談事業の実施
			2-1-8	○すこやか相談会事業の実施
			2-1-9	○歯科健康相談・フッ素塗布事業の実施
			2-1-10	妊婦・産婦健康診査の充実

2 こどもを安心して産み育てられる環境をつくる	2-1	(1)妊産婦・乳幼児への切れ目のない支援	2-1-11	乳幼児健康診査の充実
			2-1-12	離乳食相談事業の実施、食育の推進
			2-1-13	ブックスタート事業の実施
2 こどもを安心して産み育てられる環境をつくる	2-2	(2)地域における子育て支援の充実及び子育て支援ネットワークづくり	2-2-1	○こども家庭センター機能の充実
			2-2-2	ファミリーサポートセンター事業の充実
			2-2-3	ホームスタート事業の実施
			2-2-4	養育支援訪問事業の実施
			2-2-5	◎子育て世帯訪問支援事業の実施
			2-2-6	◎親子関係形成支援事業の実施
			2-2-7	○子育て短期支援事業の実施
			2-2-8	子育てふれあい交流センター事業の実施
			2-2-9	子育て支援に関する情報提供の充実
			2-2-10	子育て・孫育てに関する啓発活動の推進
	2-3	(3)経済的支援の推進	2-3-1	おむつ専用ごみ袋の支給
			2-3-2	子育て応援パスポート事業の実施
			2-3-3	乳幼児・児童医療費の助成
			2-3-4	ひとり親家庭医療費の助成
			2-3-5	児童手当の支給
			2-3-6	児童扶養手当／特別児童扶養手当の支給
			2-3-7	多子世帯保育料軽減事業の実施
			2-3-8	通学バス定期券補助の実施
			2-3-9	保育料の適正化及び公正化
			2-3-10	○就学援助／特別支援教育就学奨励費の支給
2-4	(4)こどもの居場所づくりや安心・安全な環境の整備	2-4-1	交通安全を確保するための活動推進	
		2-4-2	犯罪等の被害から守るための活動推進	
		2-4-3	防災教育の充実	
		2-4-4	○通園バスの安全運行の推進	
		2-4-5	○放課後児童クラブの危機管理体制の充実と安全教育の実施	
3 社会全体で子育て家庭を支える環境をつくる	3-1	(1)児童虐待の防止や生活に困難を抱えるこどもへの支援強化	3-1-1	要保護児童対策地域協議会の連携強化
			3-1-2	◎貧困やヤングケアラーの実態把握と支援の強化
	3-2	(2)ワーク・ライフ・バランスとこどもの健やかな成長を促す地域づくり	3-2-1	男女共同参画の推進
			3-2-2	◎こども・若者の意見聴取、施策への反映に向けた取組の推進
			3-2-3	○男女の出会いの場創出
			3-2-4	○若者・子育て世帯の移住定住の推進
			3-2-5	◎プレコンセプションケアの啓発
	3-3	(3)世代間や地域との交流の推進	3-3-1	子育て支援地域ボランティア等の育成
			3-3-2	地域の人材活用と世代間交流の推進

## 第4章 施策の展開

### 基本目標1

#### こどもが健やかに育つことができる環境をつくる

#### 基本施策（1）未就学児の保育サービス等の充実

現状（○）と課題（★）	
<p>○保育ニーズが増加している中で、町立保育所1か所、認可保育施設3か所において、年度途中に入所希望の乳幼児の受け入れを行うなど、待機児童を生じさせない取組を行っています。一方、家庭で保育している世帯も一定数います。</p> <p>★保育士や幼稚園教諭の確保及び資質向上等による保育・教育の質の向上が求められます。</p> <p>★子育ての相談をしやすい環境や、親身に相談に乗ってもらえる環境の整備が必要です。</p> <p>★支援を得られる親族などが身近にいないことで、仕事と育児の両立に悩む保護者が多い傾向がみられます。</p>	
個別施策	施策の方向性
【○継続・1-1-1】 一時保育事業の実施	<p>家庭において養育を受けることが一時的に困難となった就園前のこどもを、保育所で預かり、子育てを支援します。ばんげ保育所で実施します。</p> <p>【子ども課】</p>
【◎新規・1-1-2】 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施	<p>保護者の就労要件などを問わず、こどもを保育施設に通わせることで、集団生活の機会を通じてこどもの成育を促し、保護者の子育てに関する不安や悩みの軽減を図ります。ばんげ保育所で実施します。</p> <p>【子ども課】</p>
【継続・1-1-3】 保育施設・幼稚園の年齢区分け（待機児童の解消等）	<p>保育施設を0～2歳、幼稚園を3～5歳に年齢区分けし、町立保育所と認可保育施設の連携による待機児童の解消と保育・幼児教育環境の充実を図ります。</p> <p>【子ども課】</p>
【継続・1-1-4】 保育施設の連携	<p>町立保育所、認可保育施設との定例会を開催、保育行政に関する情報の共有や課題への対応により、保育サービスの充実を図ります。</p> <p>【子ども課】</p>
【継続・1-1-5】 保育士・幼稚園教諭の資質向上	<p>外部・内部研修への参加や他の教諭の保育参観・自己評価、研究協議等を行うことで自己研鑽に努め、資質の向上を図ります。</p> <p>【子ども課】</p>

基本施策（2）こどもの心身の健全育成と安心して学び、遊べる環境の提供

現状（○）と課題（★）	
<p>○日常生活の悩みや家庭環境など、様々な問題を抱える児童・生徒への支援として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置し対応しています。</p> <p>★小学校生活にうまく適応できるよう、幼稚園から小学校への円滑な接続を図っていく必要があります。</p> <p>★こどもたちが安心して楽しく学べる場や遊びの場の充実と、安全に暮らせるまちづくりを求める声が多く見受けられます。</p> <p>★スマートフォンやタブレットの利用増加により、SNSの利用に対する不安や、長時間利用による弊害への懸念が高まっています。</p>	
個別施策	施策の方向性
<p>【継続・1-2-1】 放課後児童クラブの支援員の資質向上と適正運営への取組強化</p>	<p>受入環境の整備と、安全で適正な運営を実施します。さらに、経験年数に応じた県主催の支援員の研修等を受講することで資質の向上を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>
<p>【継続・1-2-2】 放課後子ども教室<sup>※1</sup>と放課後児童クラブの連携推進</p>	<p>放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携により、多様な居場所を提供します。</p> <p style="text-align: right;">【教育課・子ども課】</p>
<p>【継続・1-2-3】 児童・生徒の居場所の提供</p>	<p>児童・生徒が友達と生き生きと活動したり、仲間づくりや異年齢交流をしたりできる居場所を提供します。（子育てふれあい交流センター、金銀交流サロン、各コミュニティセンター、中央公民館等）</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・政策財務課・生活課・教育課】</p>
<p>【継続・1-2-4】 幼小の架け橋プログラム<sup>※2</sup>の実施</p>	<p>幼小の架け橋プログラムを実施し、幼稚園・小学校の連携の強化により、生活・教育の変化に伴う抵抗感を軽減することで、新たな集団生活が円滑に始められるようにします。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・教育課】</p>

※1 放課後子ども教室…すべてのこどもを対象として、安全・安心なこどもの活動拠点（居場所）を設け、こどもたちとともに勉強やスポーツ文化活動や地域住民との交流活動等の取組を推進する事業

※2 架け橋プログラム…義務教育開始前後の「5歳児から小学1年生の2年間」を「架け橋期」と呼び、幼稚園から小学校に入学する際の新しい生活に適応するためのプログラム

<p>【継続・1-2-5】 英語教育と国際理解教育の推進</p>	<p>外国語指導助手（ALT）が効果的に関わることで、指導内容の質の向上や、こどもたちのコミュニケーション能力の向上を図ります。また、実用英語技術検定等の英語検定の受験を推奨し、総合的な英語力向上につなげる取組を進めます。</p> <p style="text-align: right;">【教育課・子ども課】</p>
<p>【継続・1-2-6】 「坂下学」授業の実施</p>	<p>「郷土学習副読本―坂下学のすすめ―」を活用した学習の機会を充実させ、こどもたちへ、郷土の自然、歴史・文化、伝統、産業等に対する理解を進め、郷土に誇りを持ち、郷土の一員であることの自覚を養います。</p> <p style="text-align: right;">【教育課】</p>
<p>【継続・1-2-7】 特別支援教育の充実</p>	<p>児童・生徒一人ひとりの特性に応じた教育を支援するためのICTサービスを活用し、学校間の切れ目のない円滑な引継ぎ、教職員の経験年数に関わらず、一貫性を持った指導計画の作成に取り組むとともに、効果的な共同学習の指導法など、特別支援教育に関する教職員の専門的な研修の充実を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【教育課】</p>
<p>【継続・1-2-8】 アドバイザーの配置</p>	<p>学校教育アドバイザーにより、授業改善や指導法の見直しを支援すると共に、外部講師による定期的な研修で教職員が専門的な視点や指導技術を学べる場を構築し、指導力の向上に繋がります。</p> <p style="text-align: right;">【教育課】</p>
<p>【継続・1-2-9】 スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置</p>	<p>定期的に保育所・幼稚園・小学校・中学校を訪問し、学校での困りごとの相談支援や心のケアを行い、児童・生徒、保護者及び教職員への支援体制の充実を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【教育課】</p>
<p>【〇継続・1-2-10】 安全なデジタル機器（スマートフォン・タブレット等）の使い方、SNSの利用についての周知・啓発</p>	<p>デジタル機器の長時間の使用が、こどもの愛着形成や健全育成に影響を及ぼす懸念があるため、適正な使用に向けた取組を強化します。</p> <p>また、使用する際の適切な行動や判断力を養うため、保護者と連携し、インターネットの正しい利用、プライバシー保護やオンラインでの適切なコミュニケーションに向けた取組を実施します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・教育課】</p>

基本施策（3）多様なニーズに応じた支援の充実

現状（○）と課題（★）	
<p>○関係機関が連携して多様なニーズを有するこどもへの支援を行っています。</p> <p>★障がいや特性、医療的ケアを必要とするこどもへの理解を浸透させる必要があります。</p> <p>★特性のある子が増えているため、自分のこどもに育てにくさを感じる保護者、または育児不安を抱える保護者も増えています。</p> <p>★国際化の進展に伴い、海外から帰国した乳幼児や外国人乳幼児が増えてくることが予想されます。</p>	
個別施策	施策の方向性
<p>【継続・1-3-1】 障がいのあるこどもの特性や成長に合わせた支援体制の充実</p>	<p>会津坂下町障がい者地域自立支援協議会子ども部会を開催し、障がいのあるこどもの特性や成長に合わせた支援方法について支援者間で共有を図り、支援体制を充実させます。</p> <p>【生活課・子ども課】</p>
<p>【○継続・1-3-2】 医療的ケアを必要とするこどもの支援体制の充実</p>	<p>保育所・幼稚園において看護師等の配置や、保育士・幼稚園教諭が喀痰吸引等に関する研修を受講することで、医療的ケアを必要とするこどもの受け入れを可能とし、安心・安全な集団生活を送れるように支援します。</p> <p>【子ども課・生活課】</p>
<p>【継続・1-3-3】 保育施設・幼稚園・小中学校・療育施設等と連携した支援</p>	<p>町の教育機関・療育施設等が定例会や個別ケース会議等を開催し連携することで、切れ目のない支援を推進します。</p> <p>【子ども課・生活課・教育課】</p>
<p>【継続・1-3-4】 町民の障がいに対する理解促進</p>	<p>福祉まつりの開催や、ふくしま共生サポーター養成講座を開催することにより、町民の障がいに対する理解促進のための取組を推進します。</p> <p>【生活課】</p>
<p>【継続・1-3-5】 外国にルーツを持つこどもとその保護者への支援</p>	<p>こども同士がお互いの国籍や文化の違いを知り、認め、尊重し合える教育・保育の推進を目指すとともに、保護者の気持ちに寄り添いながら必要に応じて関係機関と連携し支援します。</p> <p>【子ども課・教育課】</p>

## 基本目標2

### 子どもを安心して産み育てられる環境をつくる

#### 基本施策（1）妊産婦・乳幼児への切れ目のない支援

現状（○）と課題（★）	
<p>○安心して妊娠・出産・子育てができるよう、不妊検査費用の助成、妊娠検査受診料の助成、妊婦・産婦健康診査、妊婦のための支援給付金の支給を行っています。</p> <p>○子どもの発育・発達、保護者の悩み等の早期発見・早期支援につなげるため、生後4か月から3歳6か月に至るまで乳幼児健康診査を行っています。さらに、新たに1か月児と5歳児健康診査を実施し充実を図ります。</p> <p>★身近な相談相手がないことで、子育てに不安を感じたり、自信が持てなかったり悩みを抱えている人が増加しています。</p>	
個別施策	施策の方向性
<p>【○継続・2-1-1】 妊活応援助成事業の実施</p>	<p>少しでも早い時期に検査を受けることができる支援体制を作り、妊娠を望む夫婦や不妊の悩みを持つ夫婦の妊活を応援し、少子化対策の推進及び移住定住の選択肢とする夫婦が増えることを目指します。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【○継続・2-1-2】 妊娠検査受診料助成事業の実施</p>	<p>経済的な理由で受診が遅延し必要な支援を受けられないことがないように、妊娠検査受診料の助成を行います。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【○継続・2-1-3】 妊婦等伴走型給付金事業の実施</p>	<p>妊娠期から出産・子育てまで一貫して身近で相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型の相談支援の充実と経済的支援を一体化し、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができる環境を整備します。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【◎新規・2-1-4】 妊婦にやさしい遠方出産支援事業の実施</p>	<p>遠方の分娩取扱施設で出産する必要がある妊婦に対して、当該分娩取扱施設までの移動にかかる交通費及び出産までの間当該分娩取扱施設の近くで待機するための近隣の宿泊施設の宿泊費（出産時の入院前の前泊分）の助成を行うことにより、妊婦の経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【○継続・2-1-5】 産後ケア事業の実施</p>	<p>福島県内の助産所等で、産後の心身のケアや育児のサポートを受けるための費用を助成し、母体の回復と精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【継続・2-1-6】 乳児家庭全戸訪問事業の実施</p>	<p>乳児家庭を全戸訪問し、不安や悩みを聞き相談に応じるほか、子育て支援に関する情報提供により乳児家庭の孤立化を防ぎます。</p> <p>【子ども課】</p>

<p>【〇継続・2-1-7】 乳幼児健康相談事業の実施</p>	<p>月齢を問わず、育児相談や身体計測、小児科診察を受ける機会を提供し、発育・発達の確認を通じ育児不安の軽減を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>
<p>【〇継続・2-1-8】 すこやか相談会事業の実施</p>	<p>乳幼児健康診査の結果に基づく継続支援や発達の確認、保護者の関わり方等について相談する場として、公認心理師による個別の相談会を実施し、育児不安の軽減や早期支援につなげます。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>
<p>【〇継続・2-1-9】 歯科健康相談・フッ素塗布事業の実施</p>	<p>1歳、2歳、3歳、4歳、4歳半の時期に歯科健康診査、ブラッシング指導、フッ化物歯面塗布を行うことで、口腔内の健康の保持とむし歯予防に努めます。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>
<p>【継続・2-1-10】 妊婦・産婦健康診査の充実</p>	<p>妊婦健康診査の助成回数の見直しを図り、経済面での不安なく妊婦健康診査を受診できる体制を整えます。また、心身の不調や不安を抱える妊産婦に対し、保健師が訪問やオンラインでの面談を行うことで、不安の軽減等を図り、安心・安全に出産・子育てできる体制を整えます。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>
<p>【継続・2-1-11】 乳幼児健康診査の充実 (◎1か月児健康診査の新設) (◎5歳児健康診査の新設)</p>	<p>既存の乳幼児健康診査に加え、新たに1か月児健康診査、5歳児健康診査を実施することで、こどもの発育・発達、保護者の悩み等の早期発見・早期支援に努め、より切れ目のない支援を目指します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>
<p>【継続・2-1-12】 離乳食相談事業の実施、食育の推進</p>	<p>離乳食教室を通し、適切な離乳食の進め方や、こどもの心身の成長に大切な食の重要性を学ぶ機会を提供し、食育を推進します。</p> <p style="text-align: right;">【生活課】</p>
<p>【継続・2-1-13】 ブックスタート事業の実施</p>	<p>10か月健康診査時に、乳幼児のことばと心を育むために、絵本を介した親子のふれあいの大切さを伝える機会を確保します。</p> <p style="text-align: right;">【教育課】</p>

基本施策（2）地域における子育て支援の充実及び子育て支援ネットワークづくり

現状（○）と課題（★）	
<p>○こども家庭センターの設置や、多種多様な事業を展開し、子育て支援の充実を図っています。</p> <p>★共働き家庭の増加や核家族化の進行により、子育てを身体的・精神的に重いものと感じている方が増えています。</p> <p>★子育てに関する様々な悩みを抱えている人が増えているため、子育てに関する情報や制度をわかりやすく伝えるとともに、必要な支援につなげていく必要があります。</p> <p>★安全に快適にこどもを遊ばせられる室内施設の充実・整備と、こどもと一緒に楽しめるイベントの提供が求められています。</p> <p>★複合的な課題を抱える家庭が増加しており、さらなる早期発見・早期支援のための関係機関の連携強化が求められています。</p>	
個別施策	施策の方向性
<p>【○継続・2-2-1】 こども家庭センター機能の充実</p>	<p>児童福祉と母子保健の機能を併せ持ち、相談機能の充実や関係機関の連携強化に努め、妊娠・出産・子育てにわたり切れ目なく一体的な支援を行います。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【継続・2-2-2】 ファミリーサポートセンター事業の充実</p>	<p>利用料の半額を助成し、利用しやすい環境を整備するとともに、関係機関・団体等が連携し、さまざまな状況に応じて柔軟に利用できるサービスの充実を図ります。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【継続・2-2-3】 ホームスタート事業の実施</p>	<p>研修を受けたボランティアが子育て家庭を訪問し、傾聴や協働等の活動を通して子育ての悩みや孤立感の軽減を図ります。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【継続・2-2-4】 養育支援訪問事業の実施</p>	<p>産後うつや育児ストレス、こどもの心身の発達に不安を感じているなど養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、保健師が訪問やオンラインでの面談を通じ、育児不安の軽減や養育技術の提供のための相談・支援を行います。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【◎新規・2-2-5】 子育て世帯訪問支援事業の実施</p>	<p>家事・子育て等に対して不安を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事・育児等の支援を行います。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【◎新規・2-2-6】 親子関係形成支援事業の実施</p>	<p>こどもとの関わり方や子育ての悩み等を抱えている保護者に対して、グループワークやロールプレイを通じて、親子間の適切な関係性の構築を目指します。</p> <p>【子ども課】</p>

<p>【〇継続・2-2-7】 子育て短期支援事業の実施</p>	<p>保護者が疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合などに、一定期間、母子の保護や子どもの養育を行います。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>
<p>【継続・2-2-8】 子育てふれあい交流センター事業の実施</p>	<p>親子の交流・ふれあいの場として子育てに関する情報や、イベントを企画し子どもと楽しめる時間を提供するとともに、子育てに関する講座の開催や気軽に相談できる窓口として、育児への不安や悩みの軽減と子育て力の向上を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>
<p>【継続・2-2-9】 子育て支援に関する情報提供の充実</p>	<p>パンフレットの配付やSNS等を活用したプッシュ型広報など、行政の情報発信を改善・強化し、子育て支援事業の情報を得る機会の充実を図ります。また、母子健康手帳アプリを導入し、健診日の案内や予約手続、問診等をオンラインで実施することにより、保護者の利便性向上を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>
<p>【継続・2-2-10】 子育て・孫育てに関する啓発活動の推進</p>	<p>子育て・孫育て講習会等を開催し、楽しく安心して子育てができるよう家庭全体で子育てに向き合う機会を提供します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・教育課】</p>

基本施策（3）経済的支援の推進

現状（○）と課題（★）	
<p>○保護者の子育てに関する経済的な不安が大きくなっていることから、負担を軽減する様々な支援が求められています。</p> <p>★経済的な理由で適切な時期に教育や保育、医療を受けられないことがないよう、継続した経済的支援を行うことが重要です。</p>	
個別施策	施策の方向性
【継続・2-3-1】 おむつ専用ごみ袋の支給	2歳未満の乳幼児の保護者に、おむつ専用ごみ袋を無料配付（上限あり）します。  【子ども課】
【継続・2-3-2】 子育て応援パスポート事業の実施	子育て応援パスポートの活用（ファミたんカードの配付）を推進します。  【子ども課】
【継続・2-3-3】 乳幼児・児童医療費の助成	乳幼児・児童医療費の助成を行います。  【子ども課】
【継続・2-3-4】 ひとり親家庭医療費の助成	ひとり親家庭医療費の助成を行います。  【子ども課】
【継続・2-3-5】 児童手当の支給	児童手当の支給を行います。 所得制限の撤廃、高校生年代まで支給期間の延長、第3子以降の手当額を3万円へ増額、支給月を年6回へ変更となりました。  【子ども課】
【継続・2-3-6】 児童扶養手当／特別児童扶養手当の支給	児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給を行います。  【子ども課】
【継続・2-3-7】 多子世帯保育料軽減事業の実施	多子世帯の保育料の軽減を図ります。  【子ども課】
【継続・2-3-8】 通学バス定期券補助の実施	通学バス定期券の補助を行い、安全な通学の確保と経済的負担の軽減を図ります。  【教育課】
【継続・2-3-9】 保育料の適正化及び公正化	国が示す子育て世帯の所得状況に応じた保育料の基準額や無償化の範囲等に合わせ、経済的負担の軽減を行いつつ、保育料の適正化と公正化を図ります。  【子ども課】
【○継続・2-3-10】 就学援助／特別支援教育就学奨励費の支給	経済的理由によって児童・生徒に学用品などの工面が困難な保護者や、特別支援学級で学ぶ児童・生徒の保護者に対して、必要な費用の一部を支給します。  【教育課】

基本施策（4）こどもの居場所づくりや安心・安全な環境の整備

現状（○）と課題（★）	
<p>○町内での不審者による事案も確認されていることから、学校や警察等との連携を図りながら、防犯意識の向上に努めています。</p> <p>★昨今、こどもを巻き込んだ事故、度重なる犯罪の発生により、安心・安全に子育てできる環境の整備が求められています。</p> <p>★交通安全に関するこども自身の意識や対応能力を更に向上させる必要があります。</p>	
個別施策	施策の方向性
<p>【継続・2-4-1】 交通安全を確保するための活動推進</p>	<p>交通教育専門員による街頭指導、交通安全教室の開催、各季の交通事故防止運動等を通し、こどもたちの交通安全への意識や対応能力の向上を図ります。</p> <p>【総務課・教育課・子ども課】</p>
<p>【継続・2-4-2】 犯罪等の被害から守るための活動推進</p>	<p>不審者対応等の避難訓練を実施するとともに、各教育施設、警察との連携を強化し、防犯体制の充実を図ります。</p> <p>【子ども課・教育課】</p>
<p>【継続・2-4-3】 防災教育の充実</p>	<p>幼稚園における幼年消防クラブまたは小学校における少年消防クラブを設置し、消防署と連携した避難訓練の定期的な実施により防災教育の充実を図ります。</p> <p>【子ども課・教育課】</p>
<p>【○継続・2-4-4】 通園バスの安全運行の推進</p>	<p>バスの降車時に、幼児の所在の確認が確実に行われるよう安全装置を設置し、置き去りを防止します。また、幼稚園バスに乗るこどもたちの安全を確保し、乗り降りのサポートをするためバス添乗員による支援も行います。</p> <p>【子ども課】</p>
<p>【○継続・2-4-5】 放課後児童クラブの危機管理体制の充実と安全教育の実施</p>	<p>放課後児童クラブ安全計画に基づき、施設や設備の点検、避難訓練等を実施し、放課後児童クラブを利用する児童の安全性の向上を図ります。</p> <p>【子ども課】</p>

### 基本目標3

### 社会全体で子育て家庭を支える環境をつくる

#### 基本施策（1）児童虐待の防止や生活に困難を抱えるこどもへの支援強化

現状（○）と課題（★）	
<p>○家庭における養育能力の低下、疾病、障がい等の様々な問題を背景に、虐待が疑われる事例がみられます。</p> <p>○新たな問題としてこどもの貧困やヤングケアラーが挙げられています。</p> <p>★児童虐待の早い段階での気づき、関係機関へのつなぎ等、問題が深刻化する前の対応が重要です。</p> <p>★貧困問題は単に経済的困窮の問題だけでなく様々な要因を抱えており、こどもに悪影響を及ぼすことも考えられます。また、こうした状況からこどもや親の努力だけでは抜け出すことは難しく、深刻化する場合もあることから、早期に兆候を捉え、必要な支援につなぐことが必要です。</p> <p>★本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っているヤングケアラーが、勉学や家庭生活に支障なく、こどもとしての時間を過ごすことができるための支援体制づくりが求められています。</p>	
個別施策	施策の方向性
<p>【継続・3-1-1】 要保護児童対策地域協議会の連携強化</p>	<p>要保護児童対策地域協議会を開催し、保健・医療・福祉・教育・警察など、関係機関と情報共有・支援方針・役割分担等について協議し、虐待の予防、早期発見・対応に努めます。また、こども家庭センターの設置により、社会福祉士、保健師が相談の窓口となり、より専門的な視点での対応ができる体制の充実を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・生活課・教育課】</p>
<p>【◎新規・3-1-2】 貧困やヤングケアラーの実態把握と支援の強化</p>	<p>町内の小中学校と連携し、実態調査（記名式）を定期的に行い、その実態を把握し、福祉・介護・教育等の関係機関の連携のもと、早期に必要な支援につなげます。また、高校生年代については、県と連携し支援します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・生活課・教育課】</p>

基本施策（2）ワーク・ライフ・バランスとこどもの健やかな成長を促す地域づくり

現状（○）と課題（★）	
<p>○保護者の就労時間に合わせた延長保育での対応や、保護者参加の行事を定休日の多い土曜日に設定するなどして、保護者の負担の軽減を図っています。</p> <p>★夫婦共働き家庭の増加や、子育て世代の長時間労働傾向が続く中、男女がともに仕事と子育ての両立が叶う環境づくりが求められています。</p> <p>★次代の子育て家庭の芽を育むため、若い世代から自らの健康や将来のライフプランを考えることのできる機会の提供が求められています。</p> <p>★こども・若者を支援の対象として捉えるだけでなく、ともに社会をつくるパートナーとして、その意見を聴き、政策に反映させる取組が求められています。</p>	
個別施策	施策の方向性
<p>【継続・3-2-1】 男女共同参画の推進</p>	<p>父親が参加しやすい育児教室の開催等を通して、父親の家事・育児を推進し、両親が互いに助け合い、子育てを担っていくよう促していきます。また、育児休業や短時間勤務など各種制度を取得しやすくするための職場環境の風土づくりを浸透させる啓発活動を実施します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・総務課・教育課】</p>
<p>【◎新規・3-2-2】 こども・若者の意見聴取、施策への反映に向けた取組の推進</p>	<p>Web アンケート等を実施し、こども・若者一人ひとりの意見を聴取する機会を設け、町施策に反映させます。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・教育課】</p>
<p>【○継続・3-2-3】 男女の出会いの場創出</p>	<p>交流会や婚活イベントを開催し、若者の出会いの場創出と結婚意欲の高揚を図ります。</p> <p style="text-align: right;">【政策財務課】</p>
<p>【○継続・3-2-4】 若者・子育て世帯の移住定住の推進</p>	<p>若者や子育て世代が本町を移住先として選択してもらえるよう、町の魅力を発信し移住定住を推進します。</p> <p style="text-align: right;">【政策財務課】</p>
<p>【◎新規・3-2-5】 プレコンセプションケア<sup>※3</sup>の啓発</p>	<p>プレコンセプションケアについてホームページや SNS 等での情報提供や講演会等を開催し、若い男女が将来のライフプランを考え、日々の生活や健康と向き合う機会を提供します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・生活課・教育課】</p>

※3 プレコンセプションケア…妊娠・出産や子育てを希望する若者が、これを実現するため、日々の生活や健康と向き合うよう促し、健やかな妊娠・出産につなげようとする事。

基本施策（3）世代間や地域との交流の推進

現状（○）と課題（★）	
<p>○祖父母ボランティアや読み聞かせなど世代を超えた活動が行われています。</p> <p>★他者との付き合いや、自分から協力を求めることが苦手な保護者の存在や、近所付き合いの希薄化により、孤立してしまう子育て家庭があります。</p> <p>★教育施設適正配置に伴い、学校と家庭や地域の関わりが少なくなり、地域でこどもを見守り育てる力が弱くなってきています。</p> <p>★世代を超え、家庭の枠を超え、地域全体で子育てを支えることで、子育て力を高めていくことが求められています。</p>	
個別施策	施策の方向性
<p>【継続・3-3-1】 子育て支援地域ボランティア等の育成</p>	<p>祖父母ボランティアの募集や、ホームビジター養成講座（ホームスタート事業）等を通じ、子育てを支援する人材を育成し、地域全体で子育て家庭に寄り添い、支援する環境を整備します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課・教育課】</p>
<p>【継続・3-3-2】 地域の人材活用と世代間交流の推進</p>	<p>読み聞かせや語り部など、地域で活動している方々の保育参加や、幼稚園開放等を通じ、地域の方々がこどもに知識や技術等を教える機会の提供を促進します。</p> <p style="text-align: right;">【子ども課】</p>

## 第5章 事業の量の見込みと確保のための方策

### 1 保育・教育の提供区域の設定

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針により、保育・教育提供区域の設定については、地域の実情に応じて、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や、現在の保育・教育の利用状況、施設の整備状況等を総合的に勘案して定めることとされています。

本町においては、こどもの人口の規模を踏まえて、町内全域を1つの保育・教育提供区域として設定します。

### 2 児童人口（0歳～11歳）の見込み

直近5年間の住民基本台帳(3月31日現在)を基に、年齢毎に平均増減率を算出し、令和6年の人口に乗じて推計しました。〔ただし、0歳児については、令和6年に大きく減少し、減少率に大きく影響したため、母子手帳交付の実績からみた令和7年の出生の推計値を算出し、1歳児の平均増減率(▲3.92%)を乗じて算出しました。〕

これによる本町の児童人口(0歳～11歳)の推計では、総じて減少していくと予測されます。また、就学前児童数(0歳～5歳)に限って見ると、令和6年の440人から令和11年には239人(△201人)になると予測されます。

【表9】会津坂下町児童人口の推計

(単位：人)

年齢	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和11年度 －令和6年度
0歳	38	49	47	45	43	41	3
1歳	72	37	47	45	43	41	△31
2歳	84	71	37	47	45	43	△41
3歳	76	79	67	35	44	42	△34
4歳	87	72	74	63	33	41	△46
5歳	83	81	67	69	59	31	△52
就学前計 (0～5歳)	440	389	339	304	267	239	△201
6歳	93	82	80	67	69	59	△34
7歳	101	94	82	80	67	69	△32
8歳	114	101	94	82	80	67	△47
9歳	107	109	96	90	78	76	△31
10歳	100	104	106	94	88	76	△24
11歳	101	96	100	102	91	85	△16
小学生計 (6～11歳)	616	586	558	515	473	432	△184
合計	1,056	975	897	819	740	671	△385

### 3 「量の見込み」算出方法

「子ども・子育て支援法」に基づく基本指針により、教育・保育提供区域ごとに保育・教育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み\*や確保方策を定めることとされています。

本町では、町内全域を1つの保育・教育提供区域とし、令和6年1月に実施したニーズ調査の回答より把握できる利用希望を踏まえて、量の見込みや確保方策をまとめました。

※事業に対する需要量の見込みをアンケート調査の結果から国が示す方法により算出したもの。  
 実態と大きく異なる数値となった場合は、実態に応じて補正することもできるとされている。

### 4 乳幼児期の保育・教育の量の見込みと確保方策

就学前のこどもの保育・教育については、こどもの年齢と保育の必要性の認定に基づき、3つの認定区分により利用できる施設や時間が変わります。

【認定区分】

認定区分	年 齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園、認定子ども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所、認定子ども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所、認定子ども園

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

令和7年度	1号	2号		3号		
		幼稚園預かり保育希望者	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	23	164	45	37	30	57
確保方策	187	42	3	37	30	57
特定教育・保育施設等※1	23	0	3	37	30	57
確認を受けない幼稚園※2	—	—	—	—	—	—
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	164	42	0	0	0	0
令和8年度	1号	2号		3号		
		幼稚園預かり保育希望者	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	21	147	40	38	38	30
確保方策	168	37	3	38	38	30
特定教育・保育施設等	21	0	3	38	38	30
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—
幼稚園及び預かり保育 (長時間・通年)	147	37	0	0	0	0

令和9年度	1号	2号		3号		
		幼稚園預かり保育希望者	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	17	118	32	36	36	38
確保方策	135	29	3	36	36	38
特定教育・保育施設等※1	17	0	3	36	36	38
確認を受けない幼稚園※2	—	—	—	—	—	—
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	118	29	0	0	0	0
令和10年度	1号	2号		3号		
		幼稚園預かり保育希望者	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	14	96	26	34	35	36
確保方策	110	23	3	34	35	36
特定教育・保育施設等	14	0	3	34	35	36
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	96	23	0	0	0	0
令和11年度	1号	2号		3号		
		幼稚園預かり保育希望者	左記以外	0歳	1歳	2歳
量の見込み	11	80	23	33	33	35
確保方策	91	20	3	33	33	35
特定教育・保育施設等	11	0	3	33	33	35
確認を受けない幼稚園	—	—	—	—	—	—
幼稚園及び預かり保育（長時間・通年）	80	20	0	0	0	0

（人数は実人数）

※1 特定教育・保育施設…保育所、幼稚園、認定こども園で市町村の確認を受けた施設のこと。それらに加え、同じく市町村の確認を受けた小規模保育事業等の特定地域型保育事業を含めています。

※2 確認を受けない幼稚園…国が定めた「幼稚園設置基準」に基づいた認可を受けていない幼稚園のこと。施設型給付の対象にはならないが、私学助成や施設で設定した利用料金等により運営し、独自の教育方針に従って特色のある教育を行っている施設があります。

【今後の方向性】

平成 28 年度より年齢区分け（0～2 歳児は保育施設、3～5 歳児は幼稚園）を行うとともに認可外小規模保育施設（3 か所）を順次認可保育施設とし、待機児童解消に取り組んでいます。

「量の見込みと確保方策」の表中、「1号」は教育ニーズ、「2号」「3号」は保育ニーズを示します。2号（幼稚園預かり保育希望者）については、1号での幼稚園の利用及び預かり保育の長時間・通年利用により確保します。2号（左記以外）については、幼稚園及び預かり保育の利用や広域入所（町外施設利用）により確保します。

## 5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### (1) 利用者支援事業

こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

#### 【今後の方向性】

令和6年4月1日に子ども課に「こども家庭センター」を設置し、専門職（社会福祉士・保健師）の配置による相談支援機能の強化と、窓口を1本化しワンストップで対応できる体制の整備を行いました。

今後も相談支援機能の充実や関係機関の連携強化に努め、引き続き、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援に取り組みます。

### (2) 地域子育て支援拠点事業（子育てふれあい交流センター）

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874
確保方策	3,874	3,874	3,874	3,874	3,874
	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

※人数は延べ人数

#### 【今後の方向性】

育児相談や親同士の交流機会の確保等、保護者の子育ての孤立感や不安感を軽減できるよう支援します。

### (3) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもを規定の利用時間以外の時間まで延長し、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	26	23	22	22	21
確保方策	26	23	22	22	21

※人数は実人数

#### 【今後の方向性】

町内2か所の保育施設で早朝及び夕方の延長保育を実施しています。今後は保護者の勤務実態と子どもの育ちを考慮しながら事業を行います。

### (4) 妊婦・産婦健康診査

妊婦健康診査は、妊婦及び産婦の健康の保持・増進を図るため、健康状態の把握、検査、計測、保健指導を実施するとともに、適時に必要に応じた医学的検査を実施するものです。

本町では、15回分の妊婦健康診査と、産後2週間・1か月健康診査への助成を行っています。

#### 【量の見込みと確保方策】

（単位：回）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	543	521	499	476	454
確保方策	543	521	499	476	454

#### 【今後の方向性】

今後も母子健康手帳の交付とともに、対象となる全ての妊産婦に必要な健康診査を実施できる体制を維持し、各種支援につなげます。

(5) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦のための支援給付と併せて、妊婦等に対する相談支援事業を実施し、妊娠期から子育て期までの切れ目のない伴走型支援の充実を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	147	141	135	129	123
確保方策	147	141	135	129	123

【今後の方向性】

妊婦やその配偶者等に対して面談等による情報提供、電話相談及び生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業の機会を活用し、必要な支援につなげます。

(6) 産後ケア事業

産後の母子等に対して、助産師等の専門スタッフが、宿泊もしくは日帰りで、母体の休養及び体力の回復、母体と乳児のケア、育児に関する指導等を行います。

福島県助産師会に委託しています。

【量の見込みと確保方策】

(単位：回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	4	4	3	3	3
確保方策	4	4	3	3	3

【今後の方向性】

今後も継続して実施し、支援を必要とする母子が利用につながるよう、事業の周知や制度の見直しを行います。

### (7) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育・発達の確認や子育て支援に関する情報提供や養育環境の把握等を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：件)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	49	47	45	43	41
確保方策	49	47	45	43	41

#### 【今後の方向性】

全戸訪問を実施することで、家庭内の養育環境や母子の状態を把握するとともに、産後うつアンケート（エジンバラ産後うつ病自己評価票）の結果から、保健師による更なる支援及び適切な子育てのために支援が必要な家庭には、ホームスタート事業等の各種支援につなげます。

### (8) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、支援員がその家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	34	34	34	34	34
確保方策	34	34	34	34	34

※人数は延べ人数

#### 【今後の方向性】

令和7年度からは産後うつや育児ストレス、こどもの心身の発達に不安を感じているなど養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、保健師が訪問や、オンラインでの面談をすることで、育児不安の軽減や養育技術の相談・支援を行います。

(9) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者が、疾病その他の理由により、家庭において子どもを養育することが一時的に困難となった場合、又は経済的な理由等により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、一定期間養育を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	112	112	112	112	112
確保方策	112	112	112	112	112

※人数は延べ人数

【今後の方向性】

保護者の疾病等により、一時的に家庭において子どもを養育することが困難となった場合、母子生活支援施設においてショートステイを実施できる体制を維持します。

(10) 一時預かり事業

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業です。

【量の見込みと確保方策】

① 一時預かり事業〔幼稚園型〕

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	44,816	40,183	32,253	26,238	22,137
1号認定による利用	90	81	65	53	44
2号認定（幼稚園預かり保育希望者）による利用	44,726	40,102	32,188	26,185	22,093
確保方策	44,816	40,183	32,253	26,238	22,137
一時預かり事業（幼稚園型Ⅰ）	44,816	40,183	32,253	26,238	22,137

※人数は延べ人数

② 一時預かり事業〔幼稚園型を除く〕

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	740	608	655	608	587
確保方策	740	608	655	608	587
一時預かり事業 (幼稚園型Ⅰを除く)	718	586	633	586	565
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	22	22	22	22	22
子育て短期支援事業(トワイライトステイ)	0	0	0	0	0

※人数は延べ人数

【今後の方向性】

家庭において、一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児については、子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）やばんげ保育所の一時保育事業で対応します。

(11) 病児保育事業

病児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	489	429	388	343	310
確保方策	24	24	24	24	24
病児保育事業	0	0	0	0	0
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	24	24	24	24	24

※人数は延べ人数

【今後の方向性】

現在、町内の病院・保育施設等において、病児保育事業は実施していないため、子育て援助活動支援事業〔ファミリーサポートセンター事業（病児・緊急対応強化事業）〕を受け皿とした体制を整えています。今後、病児保育のあり方を協議するとともに、近隣市町村や医療機関などと情報交換しながら検討します。

(12) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、授業の終了後等に小学校の余暇教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

（単位：人）

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	157	145	135	122	114
1年生	46	39	38	32	34
2年生	36	33	27	27	22
3年生	31	28	26	21	21
4年生	17	18	16	15	12
5年生	16	16	17	15	14
6年生	11	11	11	12	11
確保方策	157	145	135	122	114
放課後児童健全育成事業	113	100	91	80	77
子育て援助活動支援事業	44	45	44	42	37

※人数は実人数

【今後の方向性】

町内全ての小学校区（2か所）において、1～3年生までを対象に実施しています。ニーズ調査の回答からも、高学年になるにつれてクラブ活動や習い事、自宅で過ごす等により本事業へのニーズは低い傾向が伺えるため、今後も引き続き1～3年生を対象に実施します。4～6年生については、必要時に子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）で対応します。なお、対象学年の拡大については、引き続き慎重に検討します。

また、「新・放課後子ども総合プラン」の方針に沿い、放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携した取組を推進します。

(13) 子育て援助活動支援事業〔就学後〕(ファミリーサポートセンター)

こどもの預かり等の援助を希望する者(依頼会員)と、援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：か所)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

【今後の方向性】

保護者の買い物等の外出の場合の援助や、保育施設・幼稚園・放課後児童クラブの迎え及び帰宅後の預かりなどに利用されています。また、保護者の急な用事、通院など、幅広い用途で利用できるよう周知を図ります。

## 新規事業

### (14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安を抱えた子育て家庭、妊婦、ヤングケアラー等がいる家庭を支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴し、家事・育児等の支援を行います。

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：回)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	120	120	120	120	120
確保方策	120	120	120	120	120

#### 【今後の方向性】

令和7年4月から、支援が必要だと判断した家庭に対して実施します。

### (15) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩み等を抱えている保護者が、親子の関係性や発達に応じたこどもとの関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う事業です。

#### 【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	48	96	96	96	96
確保方策	48	96	96	96	96

※人数は延べ人数

#### 【今後の方向性】

令和7年度の実施に向けて取り組みます。

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える家族や学校に居場所のないこどもに対して、居場所となる場を開設し、こどもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行うとともに、こども及びその家庭の状況を評価・分析し、関係機関へのつなぎを行う等の個々の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図る事業です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	9	9	9	9	9
確保方策	0	0	0	0	0

※人数は実人数

【今後の方向性】

現在、児童育成支援拠点事業は実施しておりませんが、学校では、児童・生徒の個別の学習支援の実施や、社会福祉協議会と連携した食料支援を行っています。今後、新たな事業展開については、慎重に検討します。

(17) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化することを目的に、月一定時間までの利用可能枠の中で、保護者等の就労要件を問わず時間単位で柔軟に保育施設等が利用できる制度です。

【量の見込みと確保方策】

(単位：人)

区分	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	36	36	36	36	36
確保方策	—	36	36	36	36

※人数は延べ人数

【今後の方向性】

保育施設等を利用していない生後6か月～2歳児を対象に、設定された上限時間まで利用できる乳児等通園支援事業を令和8年度までに実施する予定です。なお、利用上限については国から示された一人あたり月10時間を目安として今後検討します。

## 第6章 計画の推進に向けて

### 1 計画の推進体制

本計画の推進に当たっては、町内の関係機関はもとより町外の関係機関とも連携して横断的に施策に取り組むとともに、保育施設、幼稚園、学校、企業、町民等とも連携して、多くの方々の意見を取り入れながら取組を広げていきます。

また、社会情勢の変化にも柔軟に対応し、事業に的確に反映し、新たな課題についても、積極的に早期に取り組めます。

### 2 計画の達成状況の点検及び評価

本計画に定めた各種事業は、その進捗状況を毎年度点検し・評価します。

点検・評価に当たっては、「会津坂下町子ども・子育て会議」がその中心を担い実施します。

## 1 アンケート調査結果

### (1) 調査結果の見方

- ・実施した調査結果の一部を掲載しています。
- ・調査結果の割合（％）は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を少数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100%にならない場合があります。このことは、本資料内の分析分、グラフ、表においても反映しています。
- ・図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ・本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。
- ・記述式設問の回答は、原文のまま掲載しています。

### (2) 貧困・生活困難に関する分析の視点

#### ①分析の視点

今回実施した調査のうち、小学6年生と中学3年生の児童・生徒及び保護者向けに行った調査については、調査の目的から世帯の経済状況を区分して分析するための視点を設定する必要があります。これは、先行する同種の自治体調査において用いられている代表的な視点と同様に、生活困難層と非生活困難層とに分けて比較分析しました。

#### ②生活困難層の設定方法

生活困難層の設定は、国が行った子どもの生活実態調査を参考としました。そこでは、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分を相対的貧困水準としています。本調査では、保護者への調査項目で税込みの世帯収入を尋ねています。そこで、相対的貧困水準の算定に用いた等価可処分所得を算出したうえで、生活困難層を設定しました。

## ■子どもの生活実態調査における貧困層の割合

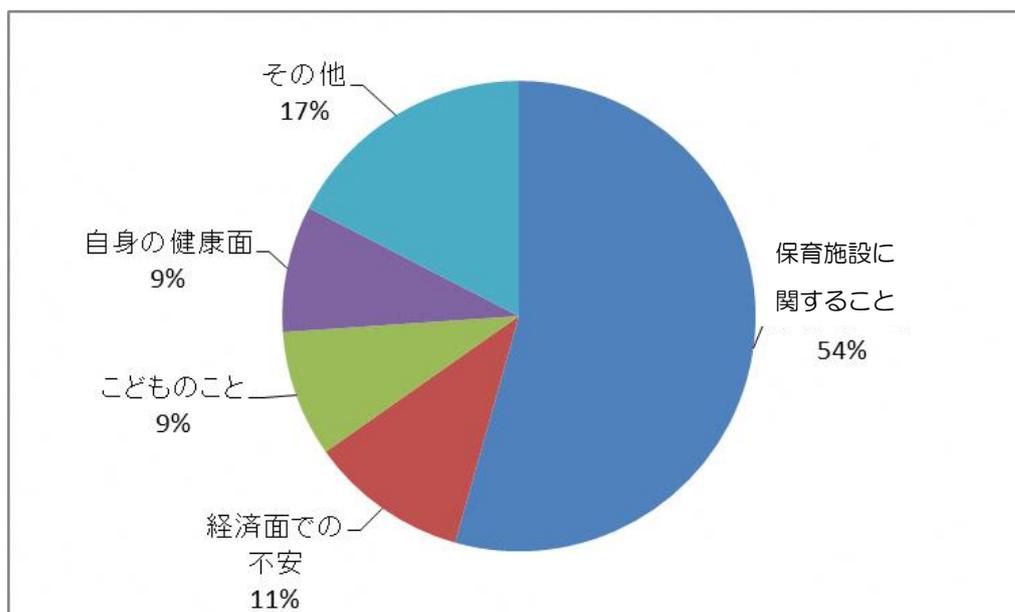
対 象	非生活困難層	生活困難層	不明・無回答	合 計
小学6年生、中学3年生の児童・生徒	94件 (45.9%)	9件 (4.4%)	102件 (49.8%)	205件 (100%)
小学6年生、中学3年生の保護者	87件 (84.5%)	9件 (8.7%)	7件 (6.8%)	103件 (100%)

※「小学6年生、中学3年生の保護者調査」で尋ねている世帯収入から生活困難層を設定し、こどもと保護者の回答を突き合わせ、「小学6年生、中学3年生の児童・生徒調査」における生活困難層を設定しました。なお、児童・生徒と保護者いずれかの調査票しか回答がない場合、突き合わせができないため不明・無回答が多くなっています。

## (3) 出産・子育て応援給付金事業に係るアンケート（妊婦・産婦合算集計）

## 1 知りたいこと、気になること

全体（n=85）	対象：妊婦・産婦	回答：あてはまるものすべてを選択
----------	----------	------------------

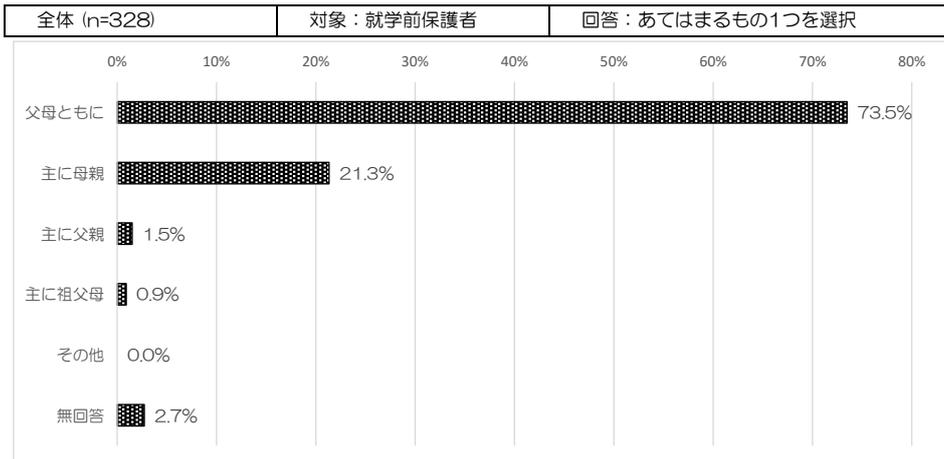


保育施設に関すること（保育施設の空き状況や手続き、育休中の取り扱い等）の記載が半数を超え、関心の高さが伺えました。次いで、物価高騰による経済的不安、こどもとの関わり方や予防接種等のこどもに関すること、自身の健康面という結果でした。

#### (4) 子ども・子育てニーズ調査

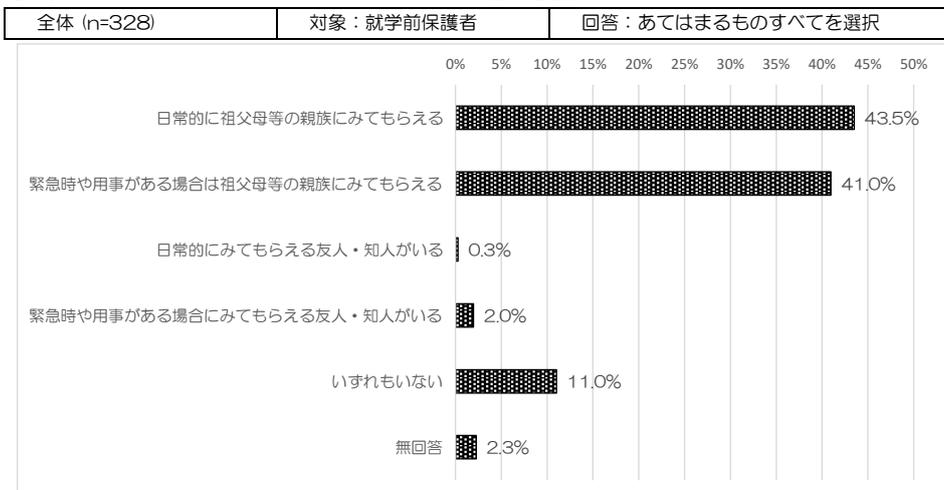
##### 1 子育て環境について

①お父さんの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている方はどなたですか



「父母ともに」が73.5%と最も高く、次いで「主に母親」が21.3%となっています。

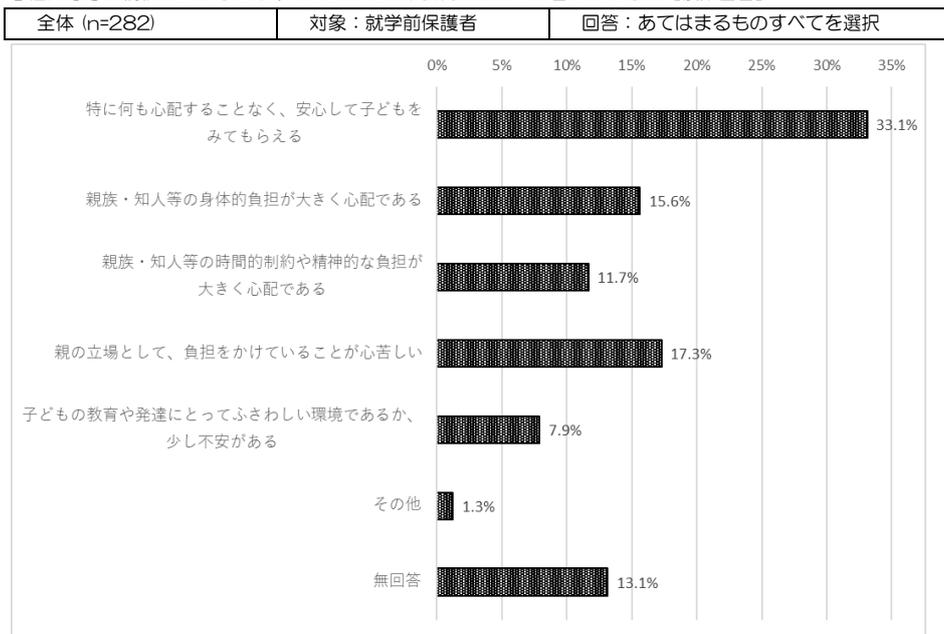
②日頃、お子さんを見てもらえる親族・知人はいますか【複数回答】



「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が43.5%と最も高く、次いで「緊急時や用事がある場合は祖父母等の親族にみてもらえる」が41.0%となっています。

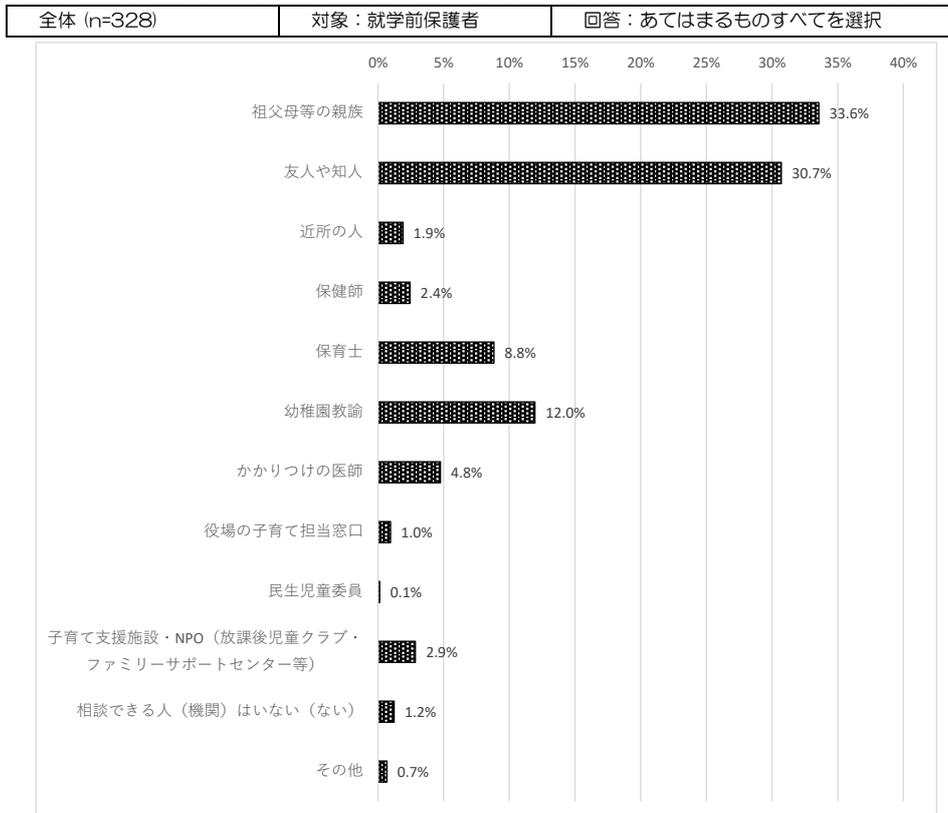
②で「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」または「緊急時や用事がある場合は祖父母等の親族にみてもらえる」を選んだ方対象

③祖父母等の親族にお子さんをみてもらっている状況についてお答えください【複数回答】



「特に何も心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が33.1%と最も高く、次いで「親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」が17.3%となっています。

④お子さんの子育て（教育を含む）に関して、気軽に相談できる人はいですか。また、相談できる場所がありますか。



「祖父母等の親族」が33.6%と最も高く、次いで「友人や知人」が30.7%となっています。

⑤子育て（教育を含む）をする上で、周囲（身近な人、行政担当者など）からどのようなサポートがあればよいとお考えですか【就学前保護者】

---

【預かりサービス】

---

- ベビーシッター
  - 家事代行
  - 気軽に預けられる、子ども関係のイベント、講演会の開催
  - 気軽に預けられる施設があると良い。
  - 気軽に預けられる場所
  - 緊急時、子どもを預かってくれるサポート
  - 近くに実家が無いため緊急な時などすぐに子どもを見てくれたり、預かり時間を長くすることができたら良い。
  - 仕事時に預けられる場所
  - 仕事復帰したいので、家でお留守番や体調不良の際のお迎えを時々お願いできればありがたいです。正社員で復帰したいので。
  - 子どもが急に体調不良となった際の手助け。
  - 子どもを安心して預けることができる環境(経済的負担がない)
  - 子供が具合悪い時預かれる施設
  - 子供が発熱等で保育園に行けない時、仕事を休めない場合に子供を見てもらえたら助かる。
  - 子供の健診の時など、育休期間中は上の子を幼稚園の一時預かりの有料の制度を使っていた。近くに見てもらえる人がいないので仕方ないが、もっと子育てに協力的なまちづくりをして欲しい。
  - 子供を信頼できる保育のプロの方々に一時的に預けて、両親でリフレッシュする機会がほしいです。
  - 祝日が仕事だった時の預かり保育
  - 祝日が父母共に仕事が休みではないのでその時に常に頼れるようであればありがたい。
  - 親のリフレッシュイベント
  - 正社員で仕事復帰したいので、園から戻ってから放課後預かってくれたり、病気などのときに時々送迎してほしい。
  - 多子世帯で兄妹の年齢が近い場合に、保護者が気軽に周りに頼れない場合など心身的、精神的観点から預かり保育など、気軽に子どもを安心して一時的に保護してもらえる施設などがあれば、子どもとのより良い愛着の形成が計れるのではないかと感じる。
  - 託児所
  - 短時間の預かり保育があれば有難い。
  - 土日でも預かる場所があると助かります。
  - 病欠やクラス閉鎖時の預かり。
  - 病児保育
  - 病児保育などのサポートは欲しい。
  - 父母自身が時間や気持ちに余裕を持てる環境が整うとよい。  
私用で預けられるなど、後ろめたい気持ちにならなくても良い環境など。
  - 無料の病児保育が欲しい。
  - 夜間の急病時など、子供を見てもらえると助かります。
  - 用事がある日のみ一時的に見て頂ける施設があると助かります。
  - 用事のあるときに家で子供を預かってくれるサービス
- 

【保育所・幼稚園】

---

- 育休による保育所の退所の見直しをしてほしい。短時間でもよいので保育所に通えると、母子ともに精神が安定する。
- 育休は生まれた子供を見る休暇であり、保育園児を退所してまで観ていられる休暇ではないと思う。全てにおいて預かりの出来ない事。今の時代は核家庭が多い為、育てにくさは感じている。
- 育休中に預かり保育をできるようにしてほしい。
- 育休中も保育所に通えるようになれば助かると思います。
- 育児休暇になるとともに保育の認定が切れるのは困る。
- 育児休業中にも全ての保育所に預けられるようになって欲しい。
- 教育施設の充実
- 現在、保育施設や幼稚園では育休になると預かりが出来なくなるが、下の子を見ながら上の子を見る親の負担が現代では大きいと感じる。他の地域のように短時間(8時～16時)でも預かってもらえると育児、子育ての負担が減り、親の精神的負担も軽減すると思う。
- 産休、育休中でも時短でいいので子供を保育所等で預かってほしい。
- 産休育休中でも子供を保育園、保育所で預かって欲しい。
- 子育て支援施設に幼児教育の経験が豊富な方を設置する。
- 日祝もやっている幼稚園があればいい。
- 保育園から不当な扱いを受けていないか役場が定期的にアンケートをとる。
- 保育園の送迎、町主催の子育てのイベント、妊娠した時、法律にのっとった出産前後の保育
- 保育園の待機児童解消 育休中の保育継続
- 保育園安くして欲しい。

●保育所、幼稚園は、就労支援のみでなく、保護者のリフレッシュや通院でも預かりをして欲しい。家庭支援をして欲しい。  
美容室に子どもを連れて行けないので、髪を切る間だけ土曜日の預かりをお願いしたところ、「お母さんがお仕事休みなら預かれませんが」と土曜日の申し込み用紙を返された。髪を切りに行くことはできませんでした。こういう時も、平日の教育時間に有給を使って行けというのでしょうか？  
他町村に住む祖父母宅に行き子どもを預け、坂下の美容室に戻ってきて髪を切り、また他町村の祖父母宅に子どもを迎えに行くよりも、幼稚園に預けてさっと髪を切りたい。時間と労力、ガソリン代が無駄  
他町村では就労以外の支援もしているのになぜ坂下は就労の支援しかないのか？  
幼稚園では親が通院するのにも、教育時間に行けと言われた。2件まわりたく、午後までかかってしまう場合、時間的に14時を過ぎてしまう時は通院を諦めなければならない。  
子どもの行事、病気の看病で有給を使い切ってしまう中、そういう支援すらしてもらえないのがとても残念

●保育所の預けられる範囲の拡大（育休中も預けられるなど）

●母親の就労に関係なく、子供を預けることができるといいと思います（上の子の通院や習い事、母親の通院や美容室など）。

●未就学児の場合、就労してるかどうかにかかわらず預けられる預かり保育が出来るようになればいいなと思います（保育園の負担は大きいとは思いますが…）ファミサポは少し敷居が高いように感じます。

●預かり保育の充実が1番欲しいです。条件が厳しすぎる。就職してないとダメだというのに、就職が決まったらいっぱい預けられないと言われて腹がたつた。意味がわからない。（わんぱく）矛盾しか感じませんでした。また産前産後は、無職とは違います。妊娠を理由に預かりを拒否するのは違うと思います。

●預かり保育の無料化

●幼稚園の午前保育（終業式、始業式を含めて）を減らしてほしいです。春夏冬の長期休みが困っています。預かりがあるのは助かっていますが。その期間の毎日のお弁当も就労している身としては厳しいです。

---

#### 【情報提供】

---

●LINE等で気軽に相談できたらいい。

●SNSなども活用した簡潔で十分な連絡、説明

●その家庭毎に合った支援の情報提供をしてもらえると助かります。

●どんな選択肢があるかを教えていただけたら。

●ライン等のSNSで匿名やニックネームで気軽に相談ができるといい。また、踏み込んだ相談の場合は個別でやり取りや面談の場を作ってもらえるといいのではないかな。

●具体的にどんな？というのは今すぐは思い付かないが（だからと言って困っていないわけではない）、こちらから探したり、働きかけないと受けられないサポートではなく、サポートする側からどんどんこちらにアプローチしてくれるサポートが欲しい。

●坂下にどこにどんな習い事の場があるのかははっきりわかる所がほしい。以前役場の子ども支援班に尋ねた所、役場の方も把握していなかった。

●町の支援についての案内

## 【相談支援】

- 環境の把握と理解
- 寄り添った声かけと問題等に対する対応
- 行政子育て支援があまり身近に感じないのもっと親に寄り添った支援があると嬉しい。
- 発達について気軽に相談できる体制づくり(こちらがわざわざ行くのではなく、LINE等で気軽に相談できるようなもの)。
- 子や親の状況を理解したうえで、いつでも安心して相談したり見てもらえる関係性を築けること。
- 子育て支援のイベントが定期的に(月1回など)あるなどサポートしてくれる方と接する機会が増えること。
- 子育て先輩の体験談を聞きたい。
- 子育て方針への理解
- 助産師さん、保育士さんの家庭訪問
- 障害や、ハンディがある方の子育てへの手厚いサポート
- 成長する上で生じる課題を一緒に考えてくれる。
- 定期的に連絡が来ると話やすい。
- 的確なアドバイス
- 同じような月齢、特徴の子がどの程度の教育や子育てで行ったほうが良いかの情報案内をサポートいただければ、心強いと考えます。
- 母親の負担が大きくなることは必須なので全ての子育てをしている家庭で気軽に相談や手助けをしてくれる人がいる環境でなければいけないと思う。
- 訪問型で悩みなどを聞きにきてくれる、子育てについての講座

## 【遊び場の確保】

- 子育てに関する講演等、遊びの場、検診
- 子供が自由に遊べる場所の情報提供
- 支援センターの積極的利用促進、周知活動、イベント企画等(義実家に帰省した際等に他市町村のセンターを複数箇所利用したことがあるが、街の規模を鑑みても坂下のセンターの利用者がとても少ない。なぜ?)
- 町内に屋内で子供が遊べる場所を作って欲しい。
- 夕方に幼稚園以外の遊び場などがあれば良い。

## 【経済的支援】

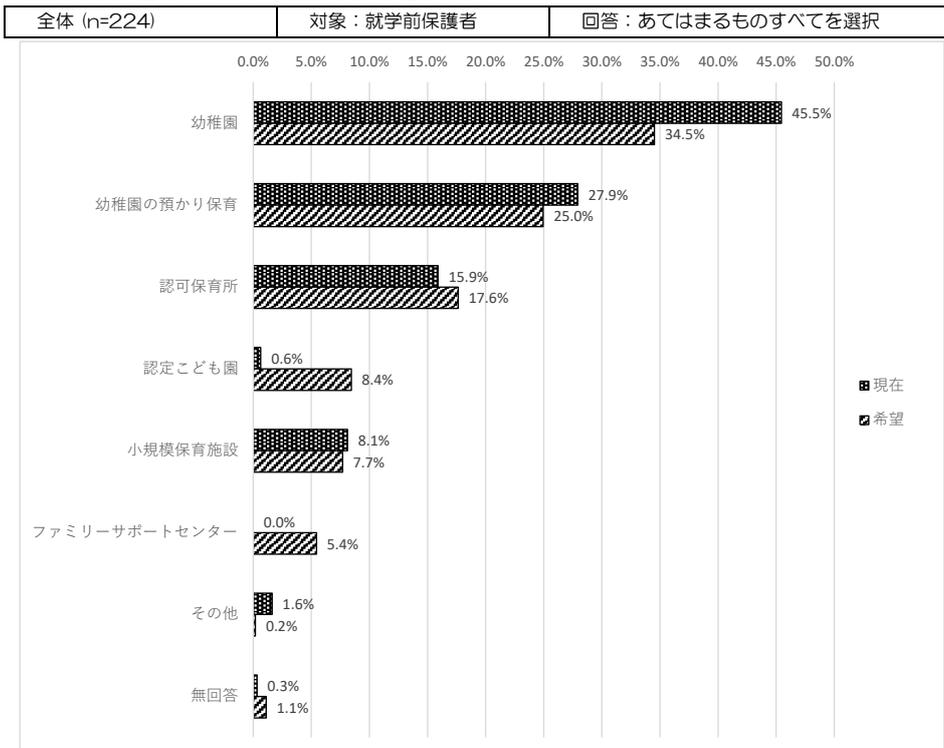
- 給付金
- 金銭的なサポート
- 子育て給付金
- 子育て世帯に手厚い補助金等があれば嬉しい。一人親だけではなく、子どもがいる家庭にも平等にしてほしい。

## 【その他】

- ただ子どもがいるということを知って貰えればそれで良い。
- 行政からのサポートは充実してるとは言えないので、改善して欲しい。
- 今のところない。
- 色々な危険な事から守ってほしいです。
- 特別な支援が母子家庭だけではなく子供が多くいる家庭にもあったら嬉しい。
- 放課後の学童の預かりの学年を6年までにしてほしい。
- 幼稚園や小学校で放課後に習い事の先生が来てくれたり、通っている時間内に習い事ができるなど。
- 未熟児で生まれ福島医大にて入院していたが支援はなし。その後てんかんと診断され会津坂下町に支援を求めたが手帳が発行されないとなにもできない。議会で取り上げてもらうように言いましたがその後なにも変わらず。子育て支援とか言うけど普通の子供より時間もお金もかかる。ぜんぜん理解してもらえてない。

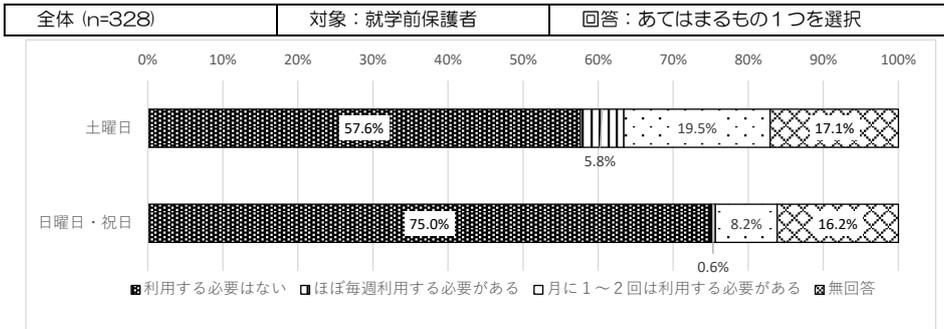
2 教育・保育事業の利用状況について

①お子さんの平日の教育・保育事業の利用状況と利用希望



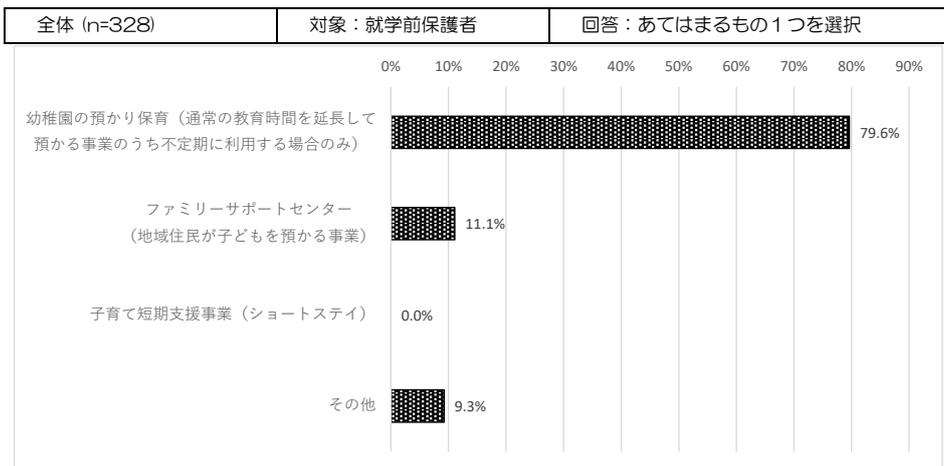
利用状況では、「幼稚園」が45.5%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が27.9%となっています。利用希望についても、「幼稚園」が34.5%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が25.0%となっています。

②お子さんについて、土曜日と日曜日・祝日に、定期的な教育・保育事業の利用希望はありますか（一時的な利用は除きます）



土曜日では「利用する必要はない」が57.6%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用する必要がある」が19.5%となっています。  
日曜・祝日についても「利用する必要はない」が75.0%と最も高く、次いで「月に1～2回は利用する必要がある」が8.2%となっています。

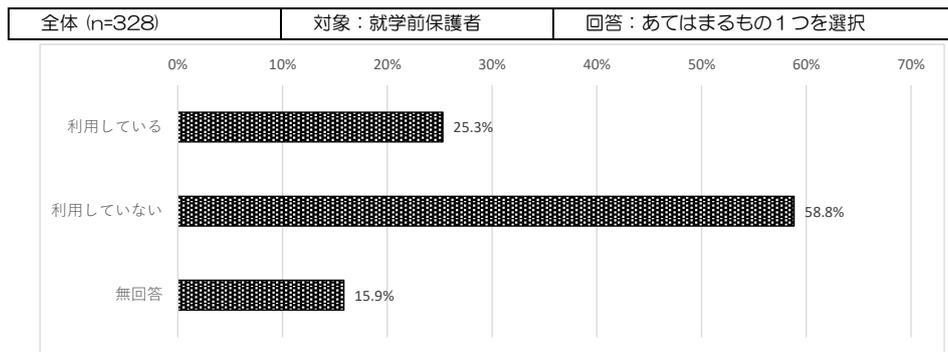
③お子さんについて平日の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で不定期に利用している事業はありますか



「幼稚園の預かり保育」が79.6%と最も高く、次いで「ファミリーサポートセンター」が11.1%となっています。

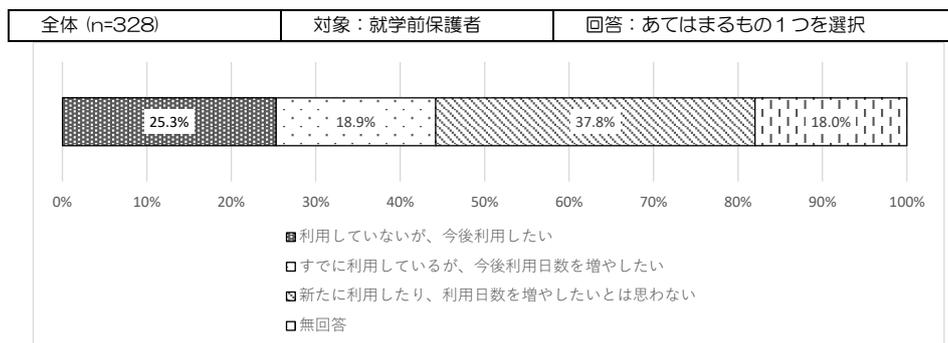
## 3 地域子育て支援事業の利用状況について

①お父さんは、現在、地域子育て支援事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場として開設している子育てふれあい交流センター）を利用していますか



「利用していない」が58.8%と最も高く、次いで、「利用している」が25.3%となっています。

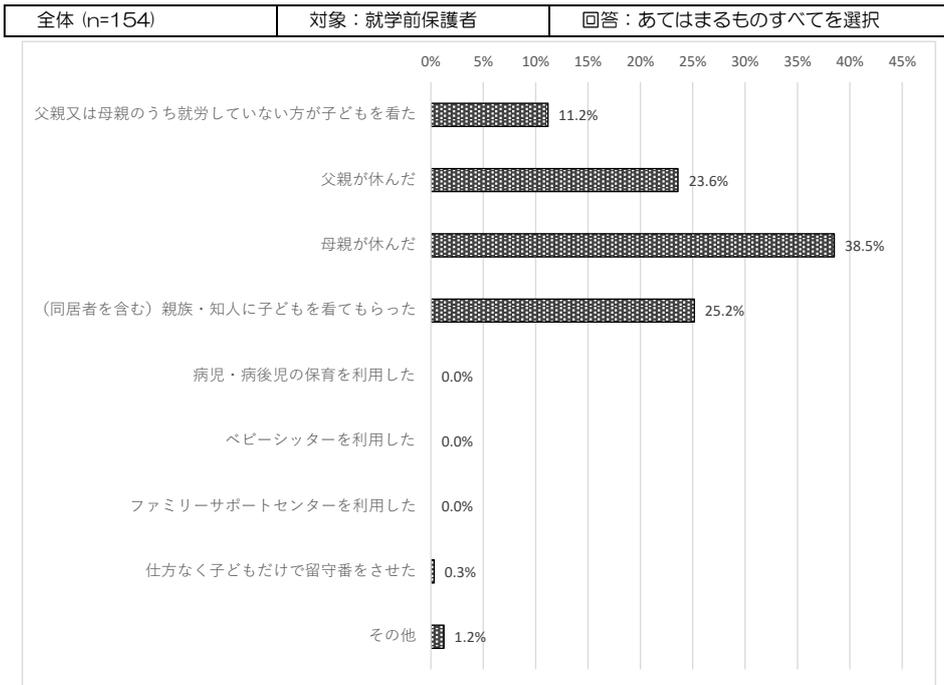
②地域子育て支援事業について、今は利用していないができれば利用したい、あるいは、利用日数を増やしたいと思いませんか



「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が37.8%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が25.3%となっています。

4 病気の際の対応について

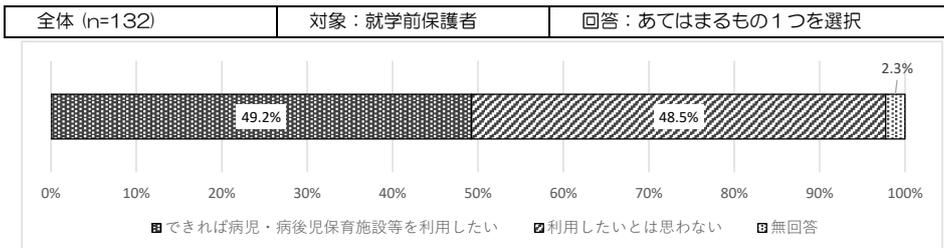
①お父さんが病気やけがで普段利用している教育・保育事業を利用できなかった場合に、この1年間に行った対処方法はどれになりますか【複数回答】



「母親が休んだ」が38.5%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもを見てもらった」が25.2%となっています。

①で「父親が仕事を休んだ」「母親が仕事を休んだ」のいずれかを選んだ方対象

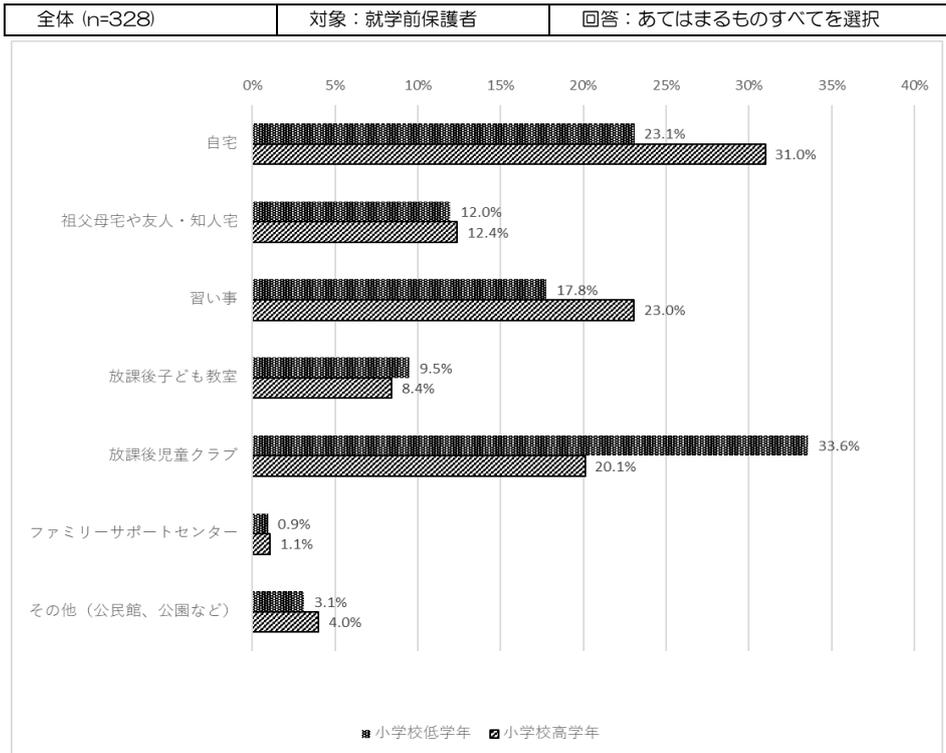
②その際、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思いましたか



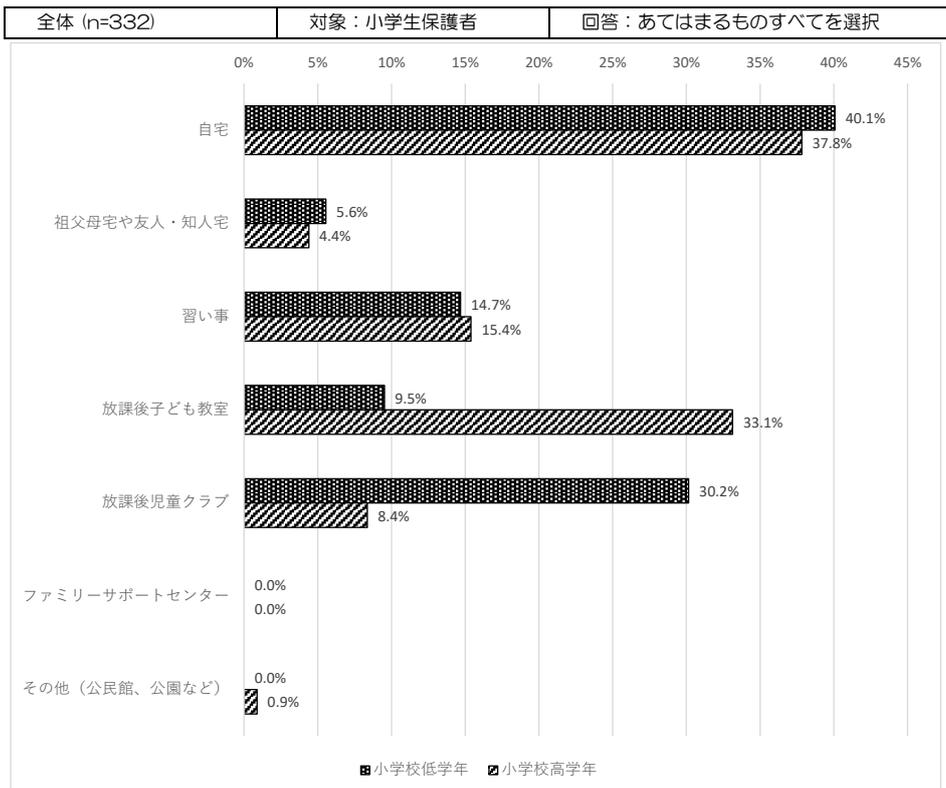
「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が49.2%、「利用したいとは思わない」が48.5%となっています。

5 放課後の過ごし方の希望について

①放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいと思いますか

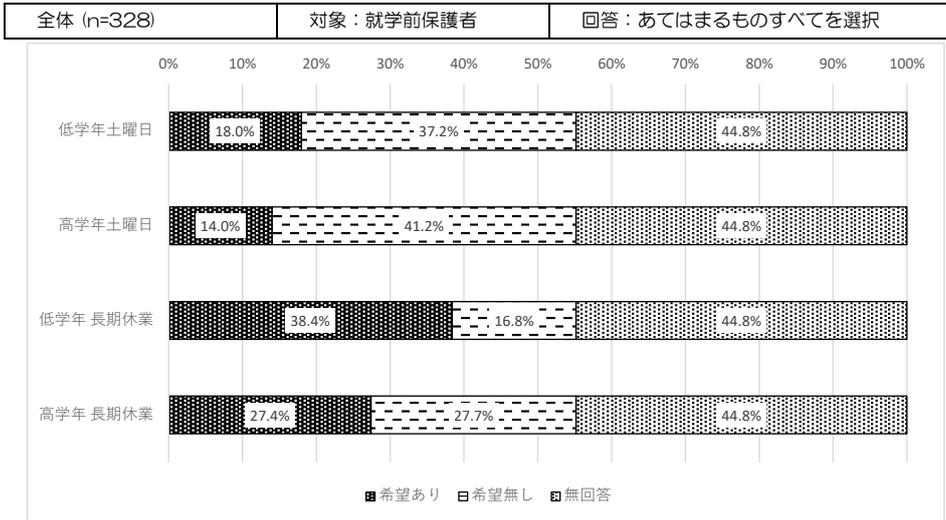


小学校低学年（1～3年生）では、「放課後児童クラブ」が、33.6%と最も高く、次いで「自宅」が23.1%となっています。  
 小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が31.0%と最も高く、次いで「習い事」が23.0%となっています。

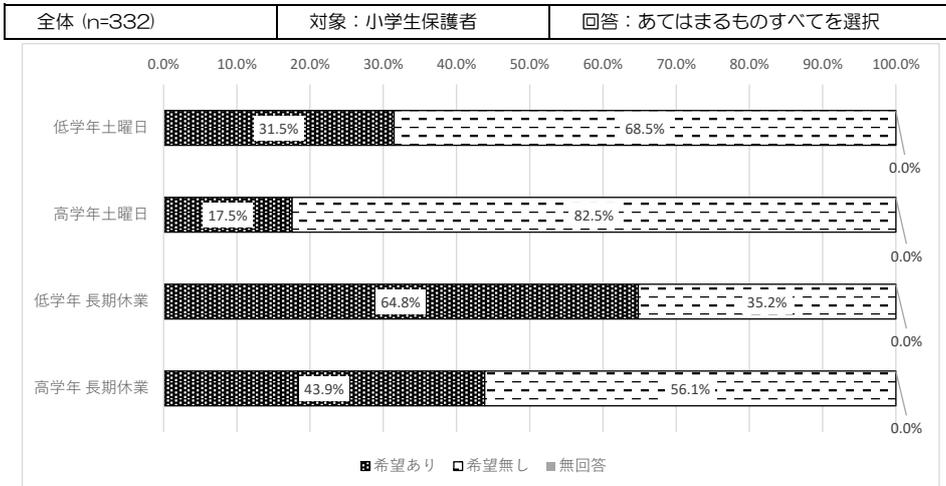


小学校低学年（1～3年生）では、「自宅」が、40.1%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ」が30.2%となっています。  
 小学校高学年（4～6年生）では、「自宅」が37.8%と最も高く、次いで「放課後子ども教室」が33.1%となっています。

②お子さんについて、土曜日と長期休業中に、放課後児童クラブの利用希望はありますか



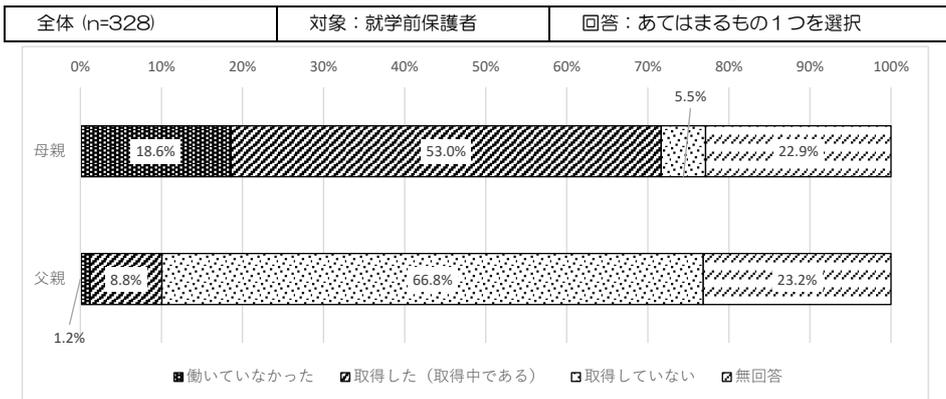
低学年の土曜日では「希望無し」が37.2%と最も高く、次いで「希望あり」が18.0%となっています。  
 高学年の土曜日においても「希望無し」が41.2%と最も高く、次いで「希望あり」が14.0%となっています。  
 低学年長期休業では「希望あり」が38.4%と最も高く、次いで「希望無し」が16.8%となっています。  
 高学年長期休業では「希望無し」が27.7%と最も高く、次いで「希望あり」が27.4%となっています。



低学年の土曜日では「希望無し」68.5%と最も高く、次いで「希望あり」が31.5%となっています。  
 高学年の土曜日においても「希望無し」が82.5%と最も高く、次いで「希望あり」が17.5%となっています。  
 低学年長期休業では「希望あり」が64.8%と最も高く、次いで「希望無し」が35.2%となっています。  
 高学年長期休業では「希望無し」が56.1%と最も高く、次いで「希望あり」が43.9%となっています。

## 6 育児休業について

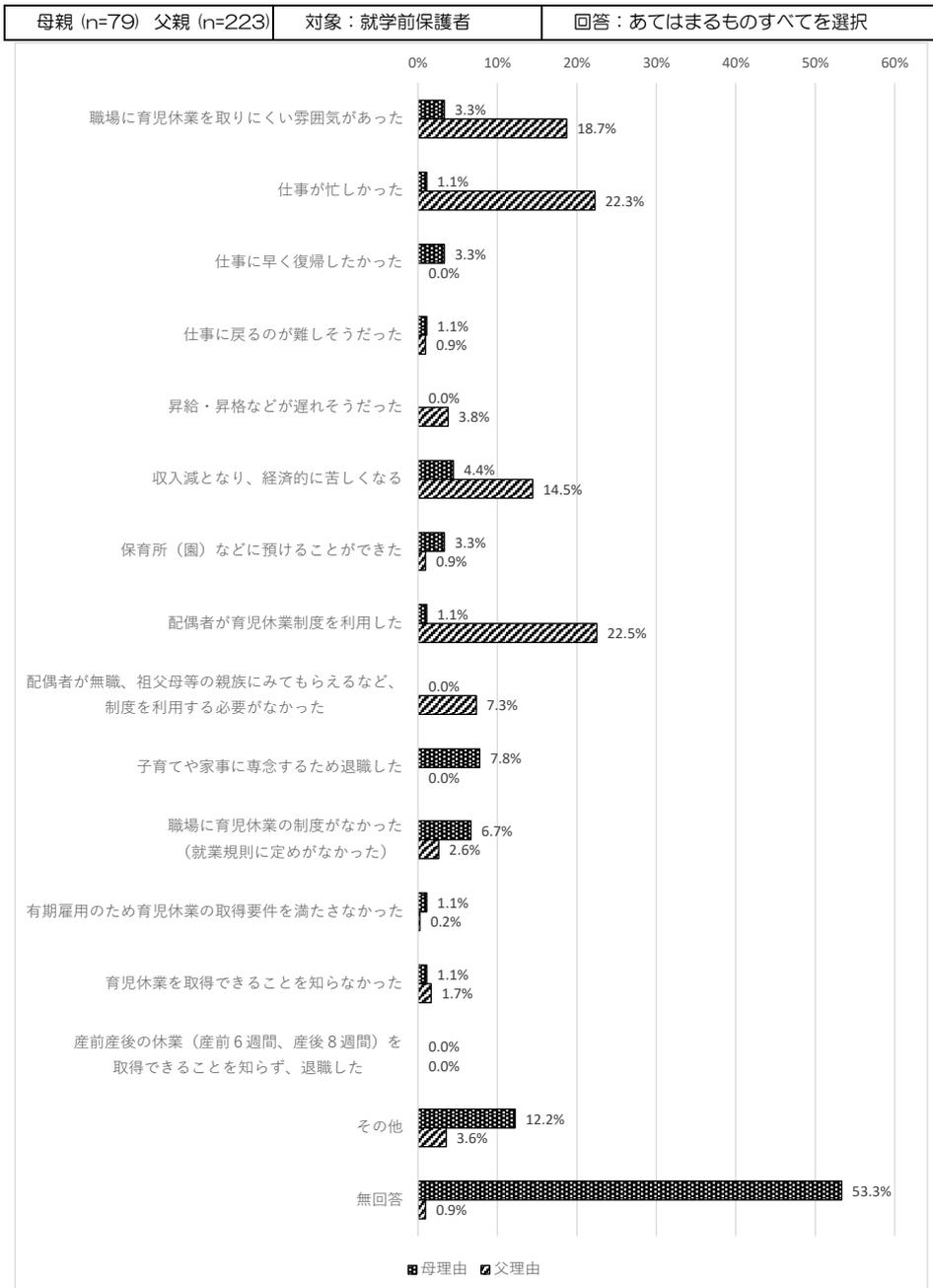
①お子さんが生まれたとき、父母のいずれか、もしくは双方が育児休業を取得しましたか



母親では「取得した（取得中である）」が53.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」が18.6%となっています。

父親では「取得していない」が66.8%と最も高く、次いで「取得した」が8.8%となっています。

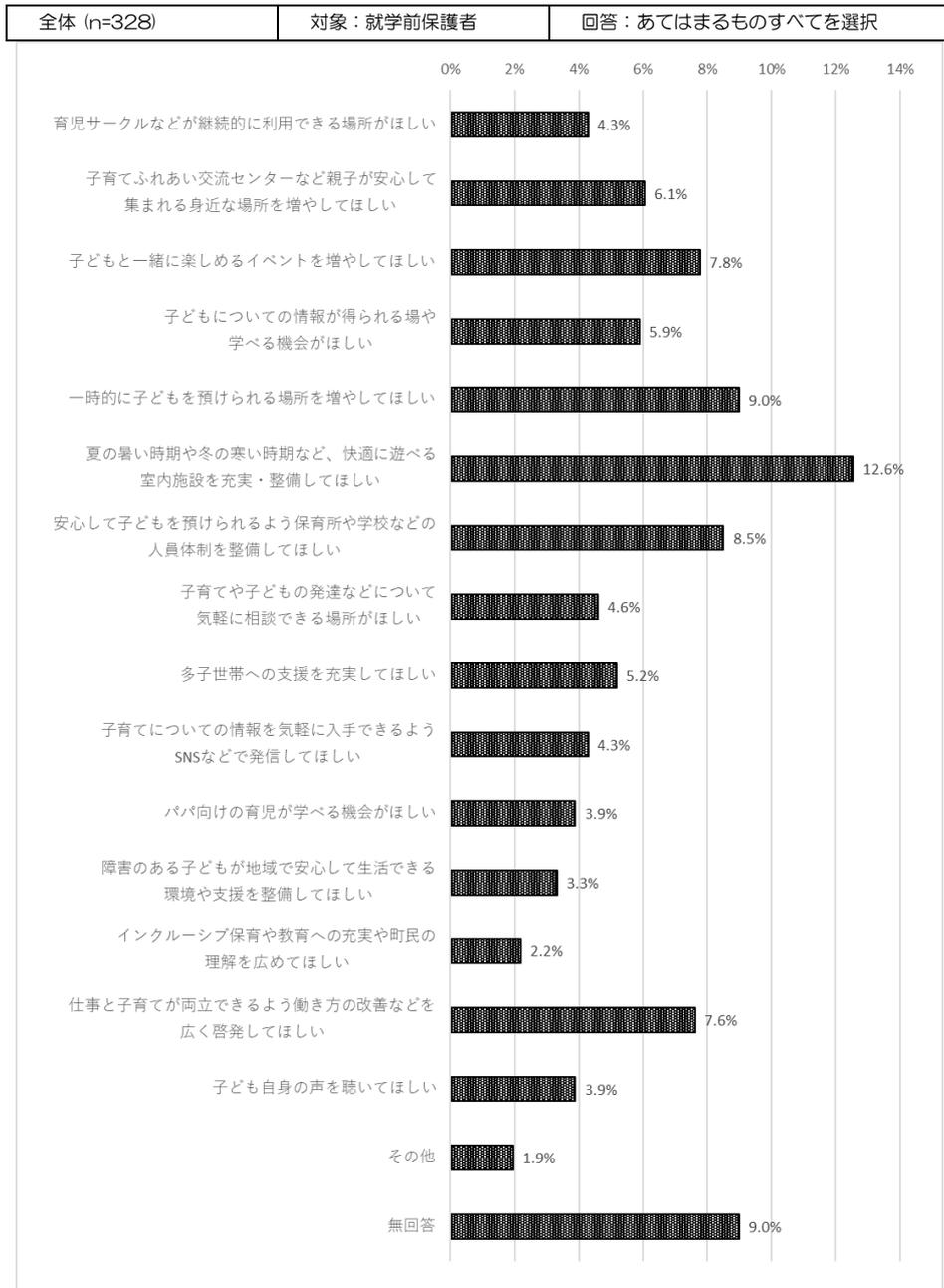
②取得していない理由（あてはまるものすべてを選択）



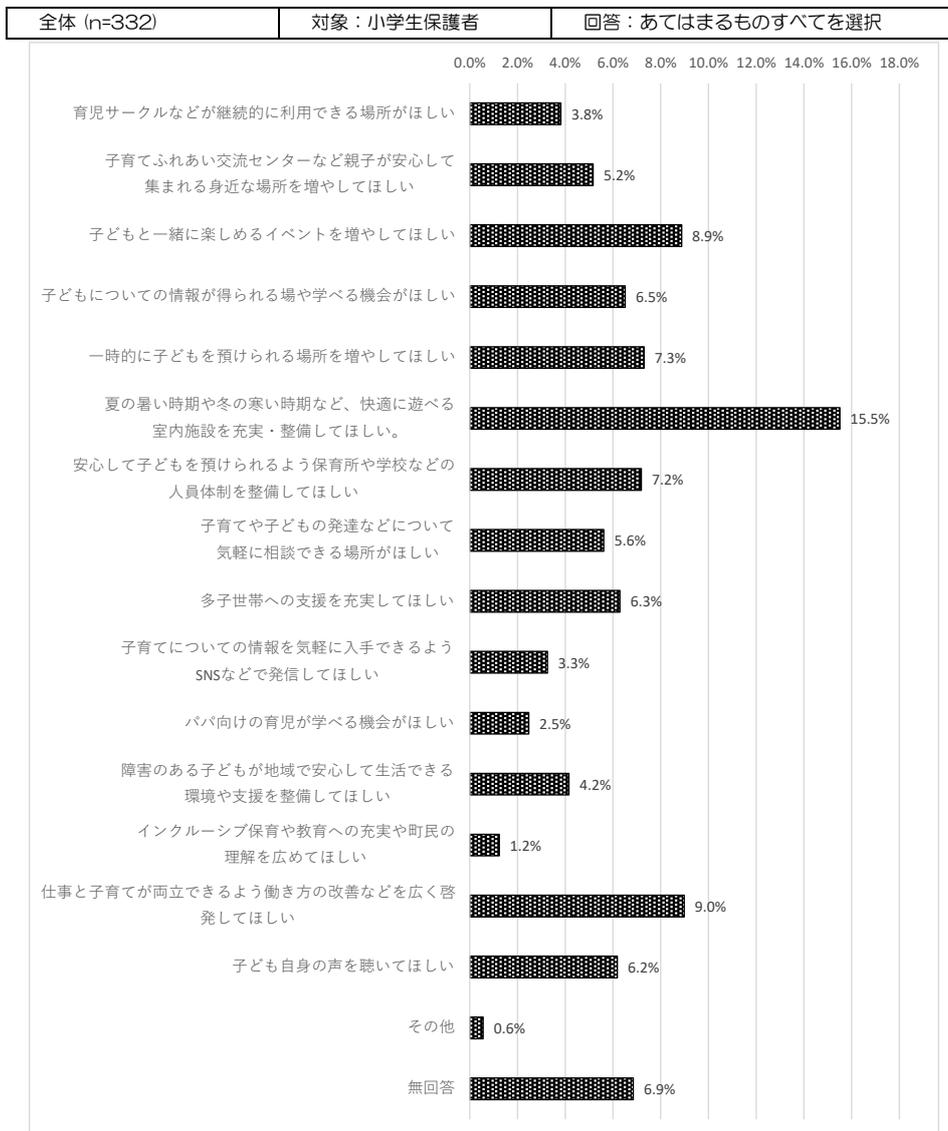
母親では、「子育てや家事に専念するため退職した」が7.8%と最も高く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」が6.7%となっています。  
 父親では、「配偶者が育児休業制度を利用した」が22.5%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が22.3%となっています。

## 7 子育て環境・支援に関するご意見

## ①子育て環境・支援に関するご意見



「夏の暑い時期や冬の寒い時期など、快適に遊べる室内施設を充実・整備してほしい」が12.6%と最も高く、次いで「一時的に子どもを預けられる場所を増やしてほしい」が9.0%となっています。

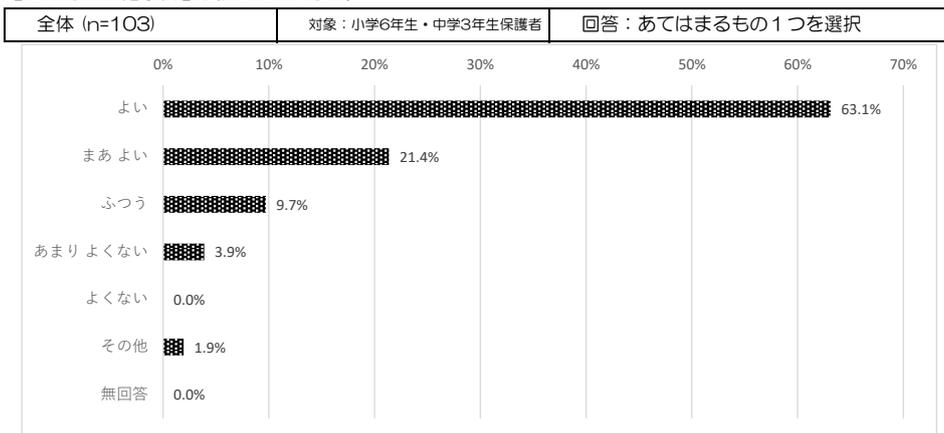


「夏の暑い時期や冬の寒い時期など、快適に遊べる室内施設を充実・整備してほしい」が15.5%と最も高く、次いで「仕事と子育てが両立できるよう働き方の改善などを広く啓発してほしい」が9.0%となっています。

## (5) こどもの生活実態調査

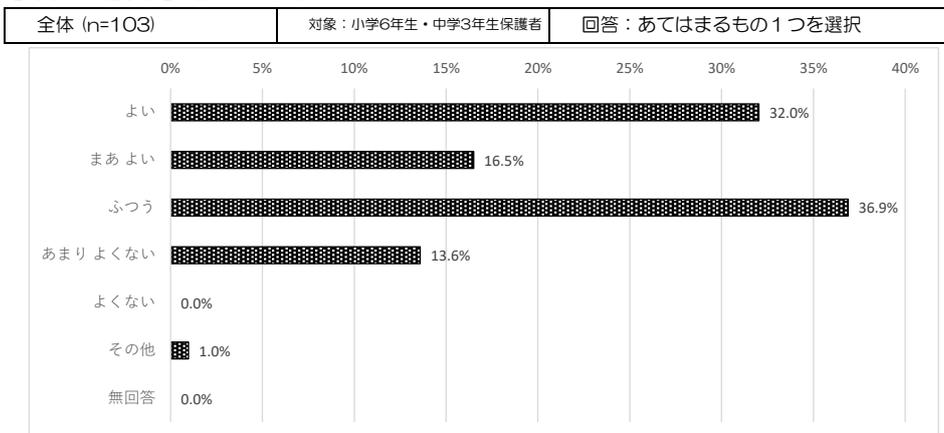
## 1 生活状況について

①お子さんの健康状態を教えてください。



「よい」が63.1%と最も高く、次いで「まあよい」が21.4%となっています。

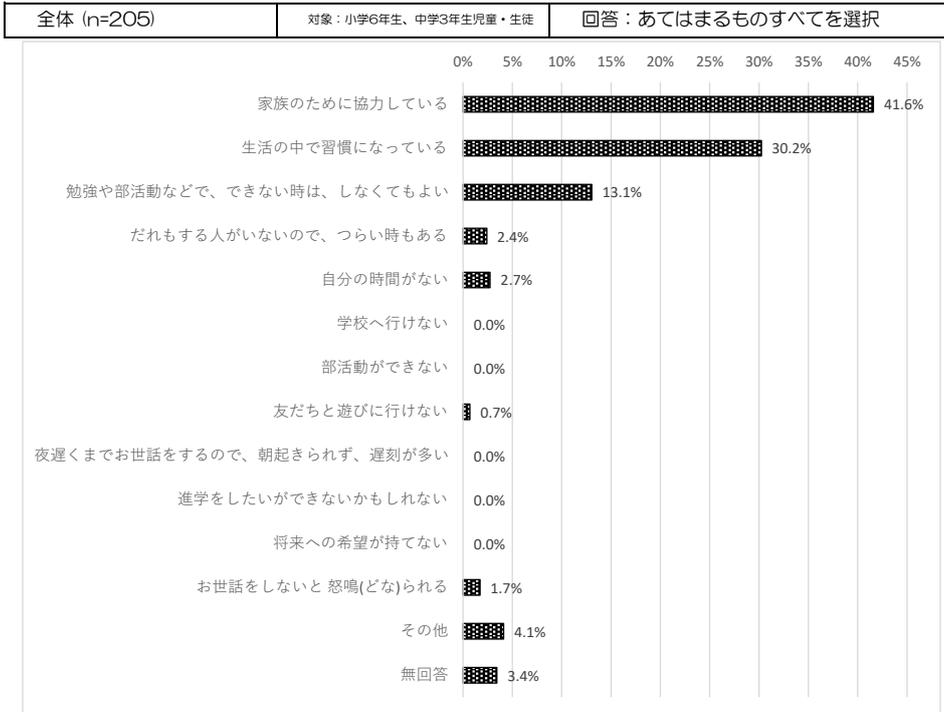
②あなたの健康状態を教えてください



単位：%		よい	まあよい	ふつう	あまりよくない	よくない	その他	不明・無回答
全体(n=103)		32.0	16.5	36.9	13.6	0.0	1.0	0.0
状況別	非生活困難層(n=87)	32.0	12.6	29.1	10.7	0.0	0.0	0.0
	生活困難層(n=9)	0.0	1.9	4.9	1.0	0.0	1.0	0.0
	判別不可(n=7)	0.0	1.9	2.9	1.9	0.0	0.0	0.0

「ふつう」が36.9%と最も高く、次いで「よい」が32.0%となっています。生活状況別で見ると「非生活困難層」が「よい」、「生活困難層」で「ふつう」が最も高くなっています。

③家で決まっているお手伝い（お世話）をどう思っていますか、またお手伝いにより困っていることはありますか

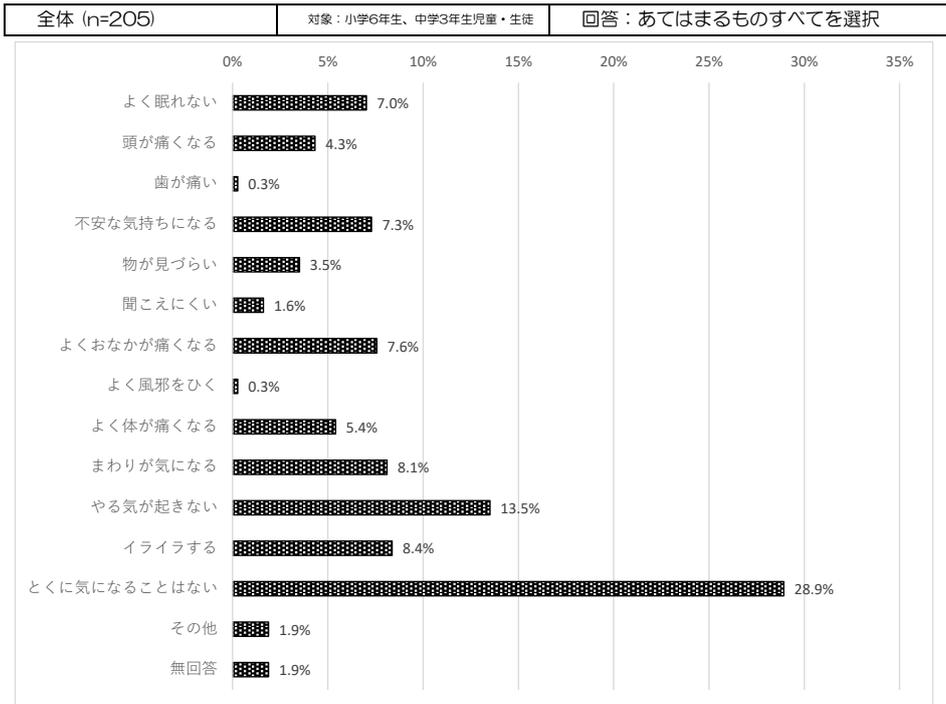


単位：%	家族のために協力している	生活の中で習慣になっている	勉強や部活動などで、できない時は、しなくてもよい	だれもする人がいないので、つらい時もある	自分の時間がない	学校へ行けない	部活動ができない	友だちと遊びに行けない	夜遅くまでお世話をするので、朝起きられず、遅刻が多い	進学をしたいができないかもしれない	将来への希望が持てない	お世話をしないと怒鳴(どな)られる	その他	無回答
全体(n=291)	41.6	30.2	13.1	2.4	2.7	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	1.7	4.1	3.4
生活状況別														
非生活困難層(n=94)	19.9	15.5	5.8	1.4	1.0	0.0	0.0	0.7	0.0	0.0	0.0	0.7	0.7	1.7
生活困難層(n=9)	0.7	1.7	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	0.3
判別不可(n=102)	21.0	13.1	6.9	1.0	1.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.0	2.4	1.4

「家族のために協力している」が41.6%と最も高く、次いで「生活の中で習慣になっている」が30.2%となっています。生活状況別で見ると「非生活困難層」が「家族のために協力している」、「生活困難層」で「生活の中で習慣になっている」が最も高くなっています。

2 体や心について

①自分の体や気持ちで気になることはありませんか

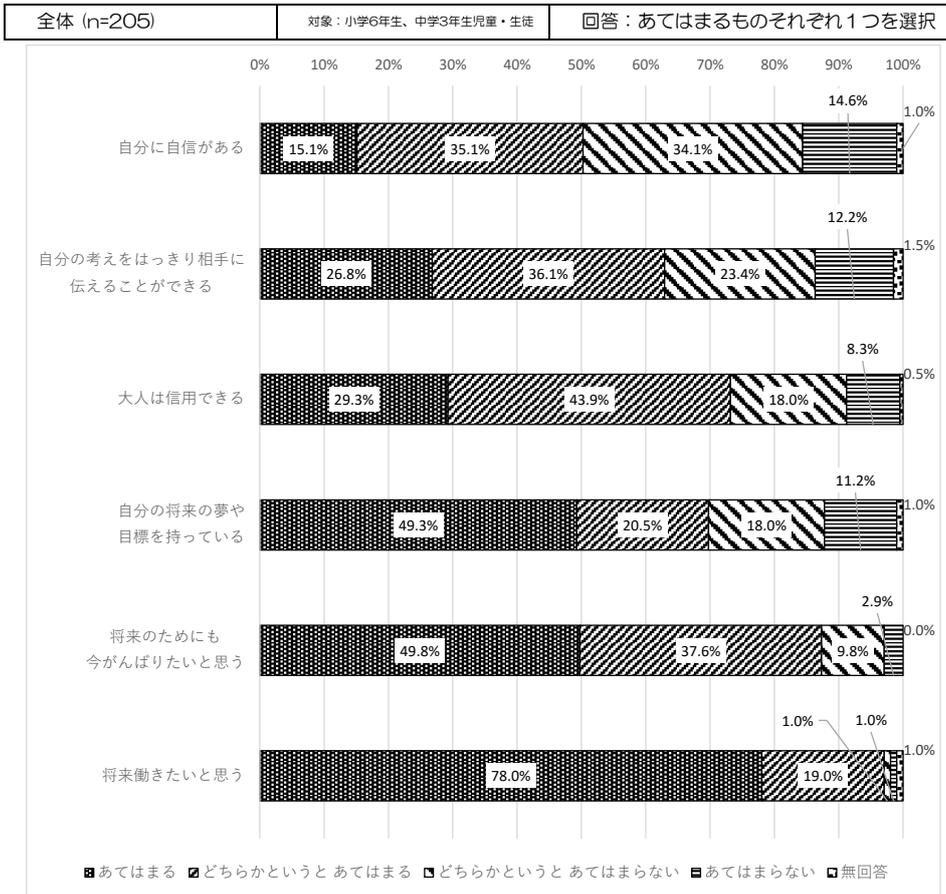


単位：%		よく眠れない	頭が痛くなる	歯が痛い	不安な気持ちになる	物が見づらい	聞こえにくい	よくおなか痛くなる	よく風邪をひく
全体(n=205)		7.0	4.3	0.3	7.3	3.5	1.6	7.6	0.3
生活 状況別	非生活困難層(n=94)	2.4	1.6	0.0	3.0	1.6	0.0	3.8	0.0
	生活困難層(n=9)	0.5	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.5	0.0
	判別不可(n=102)	4.1	2.4	0.3	4.1	1.6	1.6	3.2	0.3

単位：%		よく体が痛くなる	まわりが気になる	やる気が起きない	イライラする	とくに気になることはない	その他	無回答
全体(n=205)		5.4	8.1	13.5	8.4	28.9	1.9	1.9
生活 状況別	非生活困難層(n=94)	1.6	2.4	4.9	3.5	14.3	0.8	0.5
	生活困難層(n=9)	0.3	0.5	0.5	0.3	0.8	0.0	0.0
	判別不可(n=102)	3.5	5.1	8.1	4.6	13.8	1.1	1.4

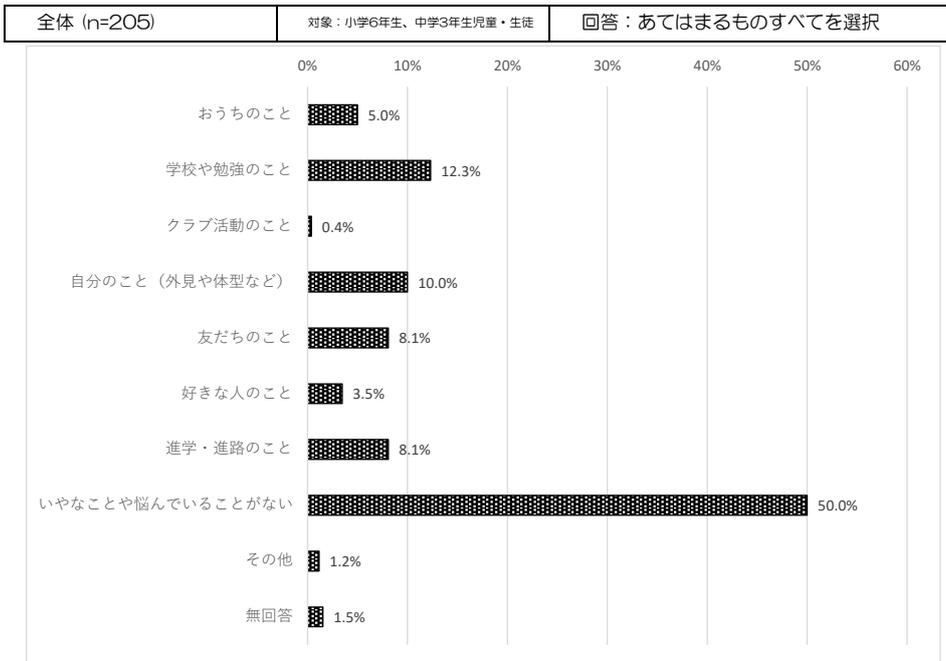
「とくに気になることはない」が28.9%と最も高く、次いで「やる気が起きない」が13.5%となっています。生活状況別で見ると「非生活困難層」、「生活困難層」ともに「とくに気になることはない」が最も高くなっています。

②次の質問についてどのように考えているか教えてください



「自分に自信がある」、「自分の考えをはっきり相手に伝えることができる」、「大人は信用できる」では「どちらかというにあてはまる」が最も高くなっています。  
 また、「自分の将来の夢や目標を持っている」、「将来のためにも今がんばりたいと思う」、「将来働きたいと思う」では「あてはまる」が最も高くなっています。

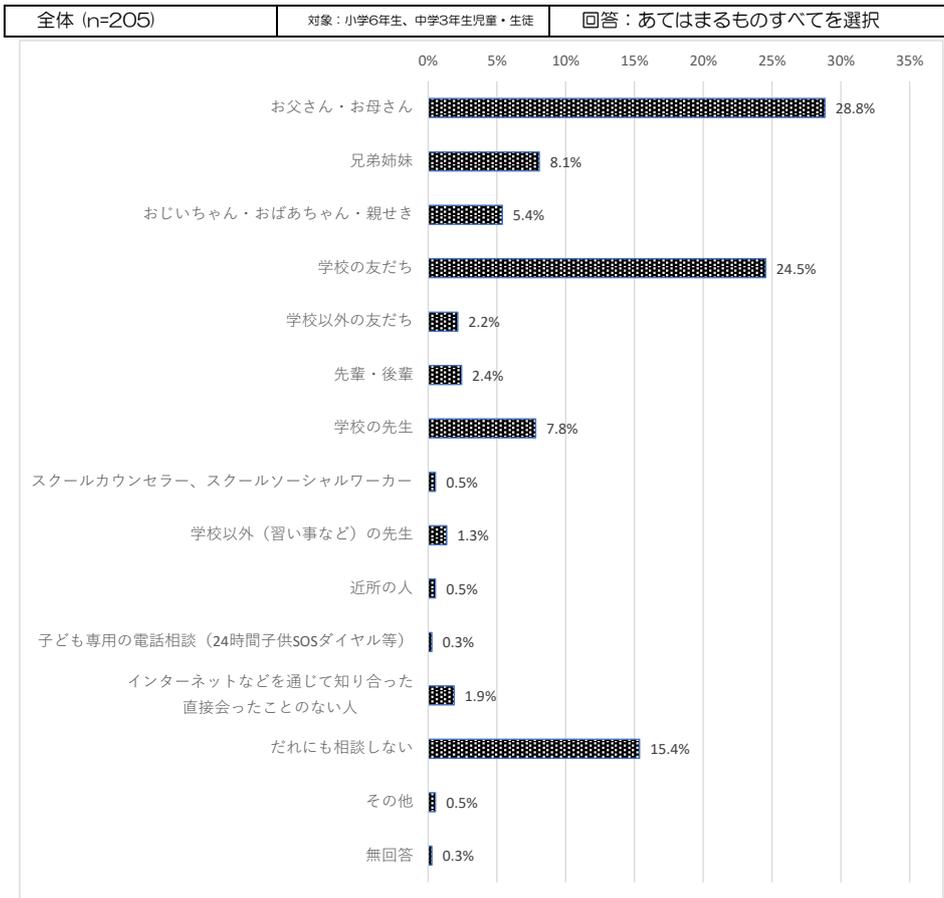
③いま、いやなことや悩んでいることがありますか。



単位：%	おうちのこと	学校や勉強のこと	クラブ活動のこと	自分のこと (外見や体型など)	友だちのこと	好きな人のこと	進学・進路のこと	いやなことや悩んでいることがない	その他	無回答	
全体(n=205)	5.0	12.3	0.4	10.0	8.1	3.5	8.1	50.0	1.2	1.5	
生活状況別	非生活困難層(n=94)	1.9	4.2	0.0	3.5	3.1	1.5	4.6	23.1	0.0	0.4
	生活困難層(n=9)	1.2	0.4	0.0	0.8	1.2	0.4	0.4	1.9	0.4	0.0
	判別不可(n=102)	1.9	7.7	0.4	5.8	3.8	1.5	3.1	25.0	0.8	1.2

「いやなことや悩んでいることがない」が50.0%と最も高く、ついで「学校や勉強のこと」が12.3%となっています。生活状況別で見ると「非生活困難層」、「生活困難層」ともに「いやなことや悩んでいることがない」が最も高くなっています。

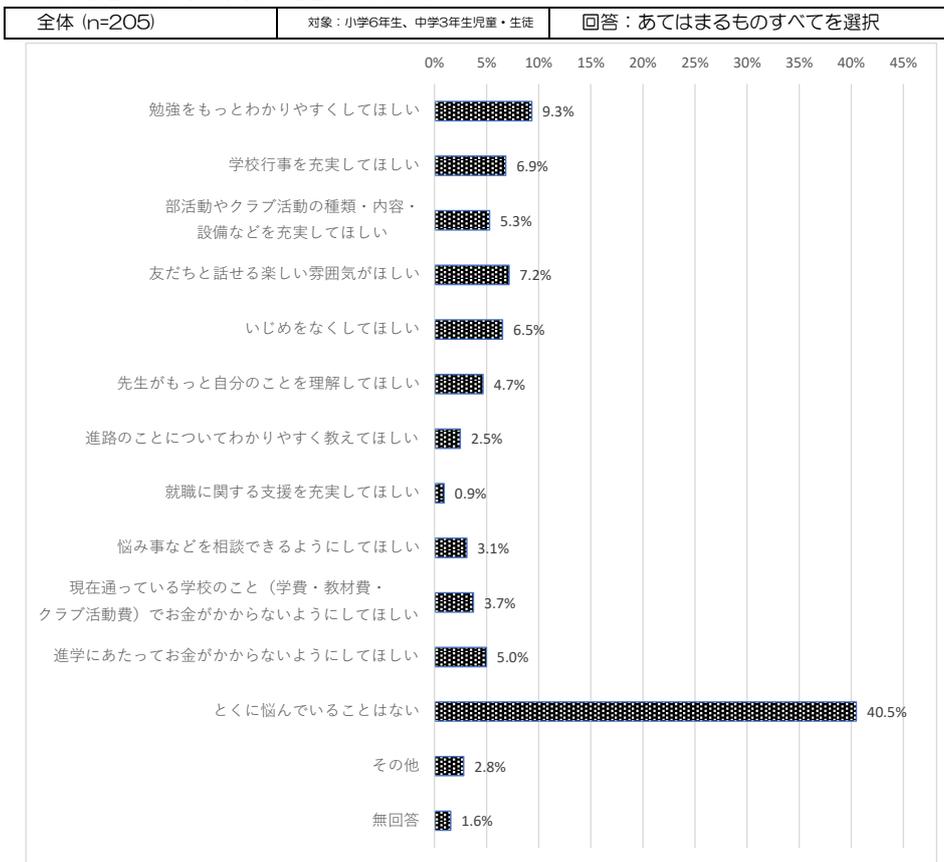
④いやなことや悩んでいることがあるとき、だれに相談しますか



単位：%	お父さん・お母さん	兄弟姉妹	親せき	おじいちゃん・おばあちゃん・	学校の友だち	学校以外の友だち	先輩・後輩	学校の先生	スクールカウンセラー、 スクールソーシャルワーカー	学校以外（習い事など）の先生	近所の人	子ども専用の電話相談 （24時間子供SOSダイヤル等）	インターネットなどを通じて 知り合った直接会ったことのない人	だれにも相談しない	その他	無回答
全体(n=205)	28.8	8.1	5.4	24.5	2.2	2.4	7.8	0.5	1.3	0.5	0.3	1.9	15.4	0.5	0.3	
生活 状況別																
非生活困難層(n=94)	14.6	3.8	3.0	11.3	1.1	1.6	4.0	0.3	1.3	0.5	0.3	0.5	6.7	0.0	0.3	
生活困難層(n=9)	0.8	0.3	0.3	0.8	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.3	0.5	0.0	0.0	
判別不可(n=102)	13.5	4.0	2.2	12.4	1.1	0.8	3.5	0.3	0.0	0.0	0.0	1.1	8.1	0.5	0.0	

「お父さん・お母さん」が28.8%と最も高く、次いで「学校の友だち」が24.5%となっています。生活状況別で見ると「非生活困難層」では「お父さん・お母さん」が最も高く、「生活困難層」では「お父さん・お母さん」、「学校の友だち」が最も高くなっています。

⑤学校のことについて悩んでいることはありますか

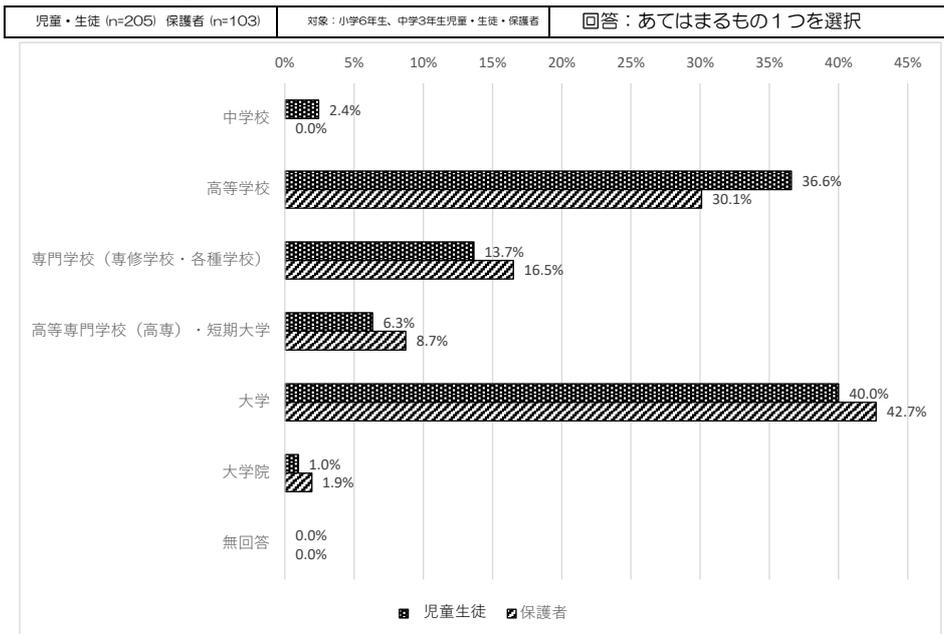


単位：%	勉強をもっとわかりやすくしてほしい	学校行事を充実してほしい	部活動やクラブ活動の種類・内容・設備などを充実してほしい	友だちと話せる楽しい雰囲気がほしい	いじめをなくしてほしい	先生がもっと自分のことを理解してほしい	進路のことについてわかりやすく教えてほしい	就職に関する支援を充実してほしい	悩み事などを相談できるようにしてほしい	現在通っている学校のこと（学費・教材費・クラブ活動費）でお金がかからないようにしてほしい	進学にあたってお金がかからないようにしてほしい	とくに悩んでいることはない	その他	無回答	
	全体(n=205)	9.3	6.9	5.3	7.2	6.5	4.7	2.5	0.9	3.1	3.7	5.0	40.5	2.8	1.6
生活 状況別	非生活困難層(n=94)	3.1	2.2	2.8	3.1	2.8	1.9	0.9	0.6	0.3	1.9	2.5	20.9	0.0	0.0
	生活困難層(n=9)	0.3	0.0	0.3	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.3	0.0	1.6	0.6	0.0
	判別不可(n=102)	5.9	4.7	2.2	3.7	3.7	2.8	1.2	0.3	2.8	1.6	2.5	18.1	2.2	1.6

「とくに悩んでいることはない」が40.5%と最も高く、次いで「勉強をもっとわかりやすくしてほしい」が9.3%となっています。生活状況別で見ると「非生活困難層」、「生活困難層」ともに「とくに悩んでいることはない」が最も高くなっています。

## 3 将来について

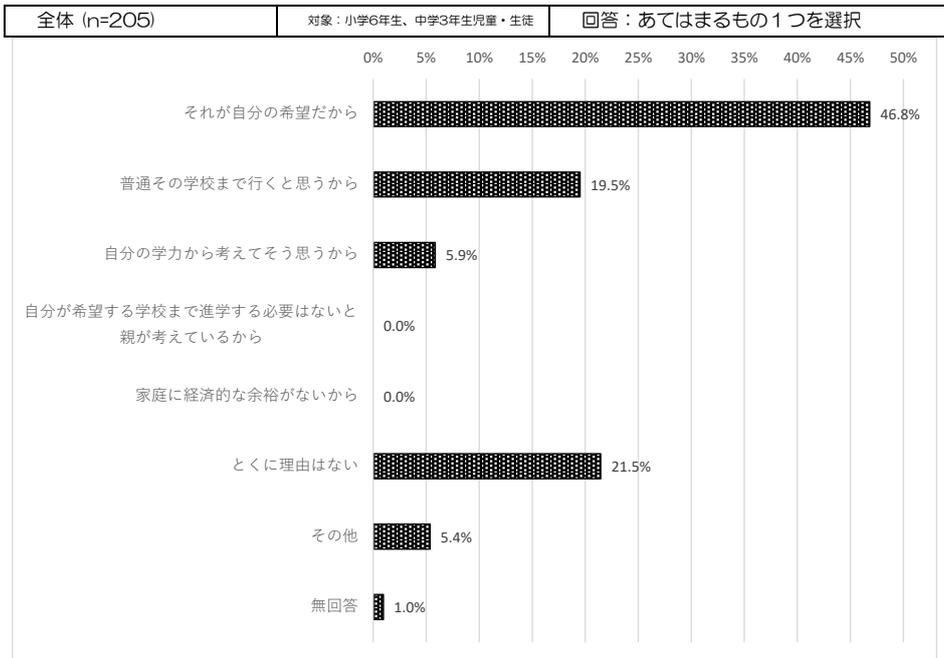
①理想的には、将来どの学校まで進学したいと思いますか。



単位：%		中学校	高等学校	専門学校 (専修学校・各種学校)	短期大学 高等専門学校(高専)	大学	大学院	無回答
児童・生徒全体(n=205)		2.4	36.6	13.7	6.3	40.0	1.0	0.0
生活 状況別	非生活困難層(n=94)	0.5	13.7	5.9	3.4	21.5	1.0	0.0
	生活困難層(n=9)	0.5	2.0	0.5	0.5	1.0	0.0	0.0
	判別不可(n=102)	1.5	21.0	7.3	2.4	17.6	0.0	0.0
保護者全体(n=103)		0.0	30.1	16.5	8.7	42.7	1.9	0.0
生活 状況別	非生活困難層(n=87)	0.0	22.3	11.7	7.8	40.8	1.9	0.0
	生活困難層(n=9)	0.0	5.8	1.0	1.0	1.0	0.0	0.0
	判別不可(n=7)	0.0	1.9	3.9	0.0	1.0	0.0	0.0

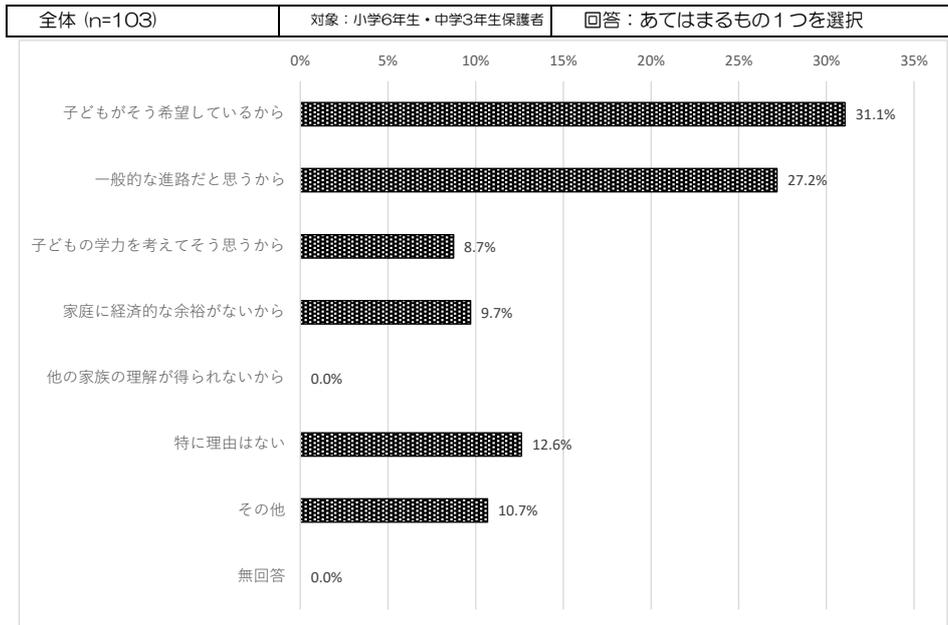
児童・生徒では、「大学」が40.0%と最も高く、次いで「高等学校」が36.6%となっています。保護者についても「大学」が42.7%と最も高く、次いで「高等学校」が30.1%となっています。生活状況別で見ると児童・生徒は「非生活困難層」では「大学」が最も高く、「生活困難層」では「高等学校」が最も高くなっています。また、保護者の「非生活困難層」では「大学」が最も高く、「生活困難層」では「高等学校」が最も高くなっています。

② ①のように考える理由を教えてください



単位：%		それが自分の希望だから	普通その学校まで行くと思うから	自分の学力から考えてそう思うから	自分が希望する学校まで進学する必要はないと親が考えているから	家庭に経済的な余裕がないから	とくに理由はない	その他	無回答
全体(n=205)		46.8	19.5	5.9	0.0	0.0	21.5	5.4	1.0
生活状況別	非生活困難層(n=94)	23.4	6.8	2.4	0.0	0.0	8.8	3.9	0.5
	生活困難層(n=9)	1.5	1.0	0.5	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0
	判別不可(n=102)	22.0	11.7	2.9	0.0	0.0	11.2	1.5	0.5

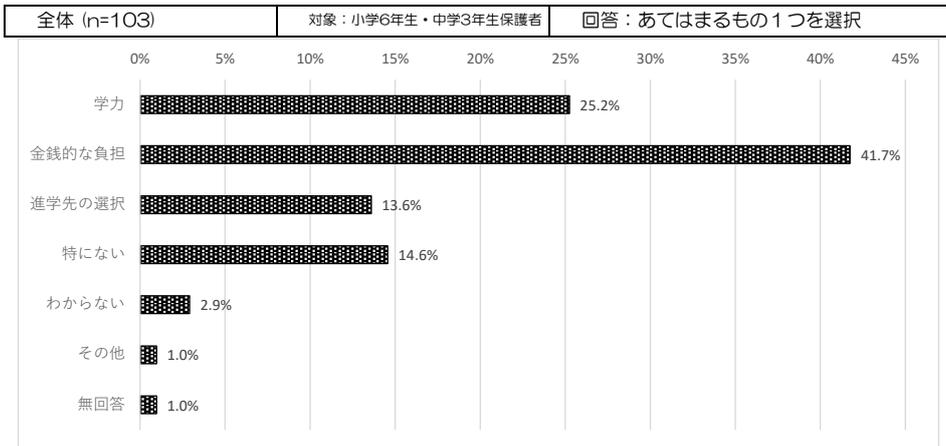
「それが自分の希望だから」が46.8%と最も高く、次いで「とくに理由はない」が21.5%となっています。生活状況別で見ると「非生活困難層」では「それが自分の希望だから」が最も高く、「生活困難層」では、「それが自分の希望だから」、「とくに理由はない」が最も高くなっています。



単位：%		子どもがそう希望しているから	一般的な進路だと思うから	子どもの学力を考えてそう思うから	家庭に経済的な余裕がないから	他の家族の理解が得られないから	特に理由はない	その他	無回答
全体(n=103)		31.1	27.2	8.7	9.7	0.0	12.6	10.7	0.0
生活 状況別	非生活困難層(n=87)	29.1	24.3	6.8	4.9	0.0	9.7	5.8	0.0
	生活困難層(n=9)	1.0	1.0	1.9	3.9	0.0	1.0	3.9	0.0
	判別不可(n=7)	1.0	1.9	0.0	1.0	0.0	1.9	1.0	0.0

「子どもがそう希望しているから」が31.1%と最も高く、次いで「一般的な進路だと思うから」が27.2%となっています。  
 生活状況別で見ると「非生活困難層」では、「子どもがそう希望しているから」最も高く、「生活困難層」では「家庭に経済的な余裕がないから」が最も高くなっています。

③ ①で選んだ学校に進学させる際、もっとも心配なことは何ですか

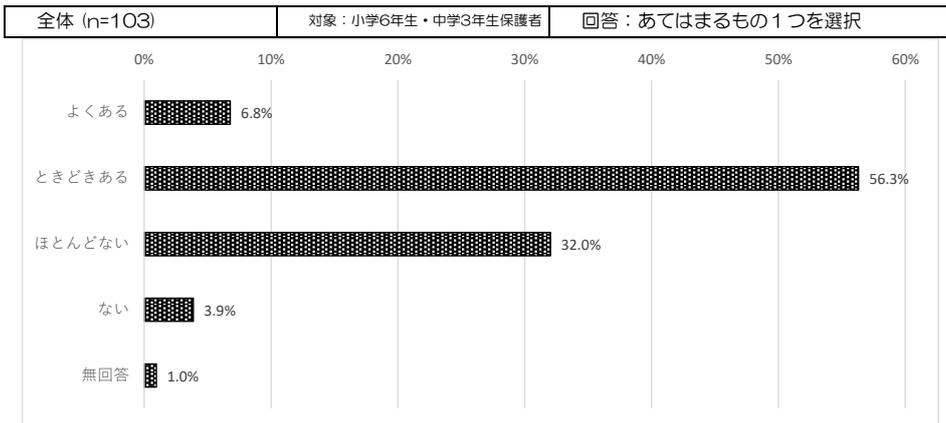


単位：%		学力	金銭的な負担	進学先の選択	特にない	わからない	その他	無回答
全体(n=103)		25.2	41.7	13.6	14.6	2.9	1.0	1.0
生活状況別	非生活困難層(n=87)	24.3	33.0	11.7	12.6	1.9	1.0	0.0
	生活困難層(n=9)	1.0	4.9	0.0	1.9	0.0	0.0	1.0
	判別不可(n=7)	0.0	3.9	1.9	0.0	1.0	0.0	0.0

「金銭的な負担」が41.7%と最も高く、次いで「学力」が25.2%となっています。生活状況別で見ると「非生活困難層」、「生活困難層」ともに「金銭的な負担」が最も高くなっています。

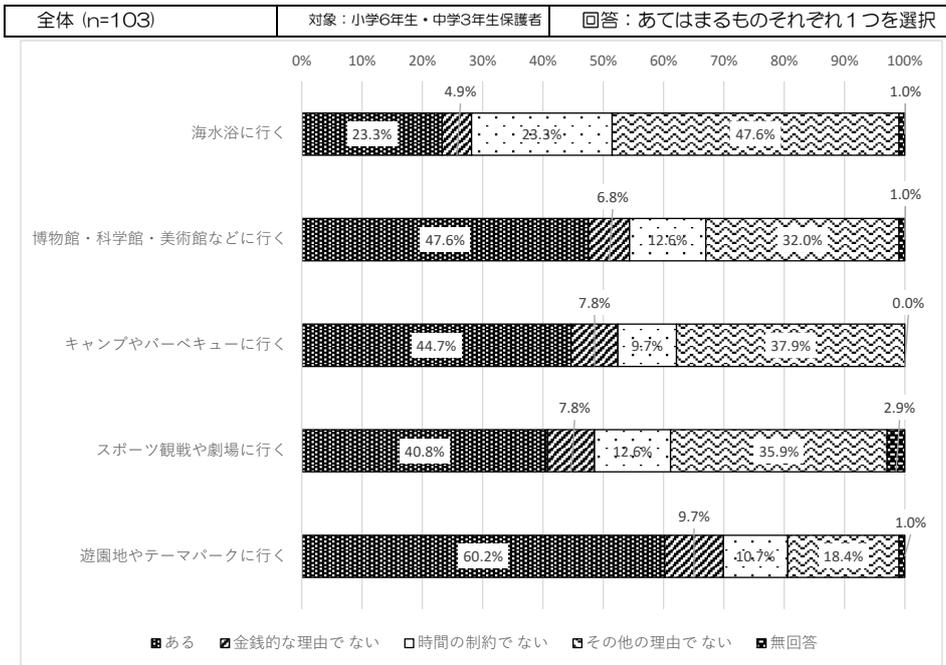
4 保護者と子どもの関係について

①あなたは、不安やイライラ等の感情を子どもに向けてしまうことがありますか



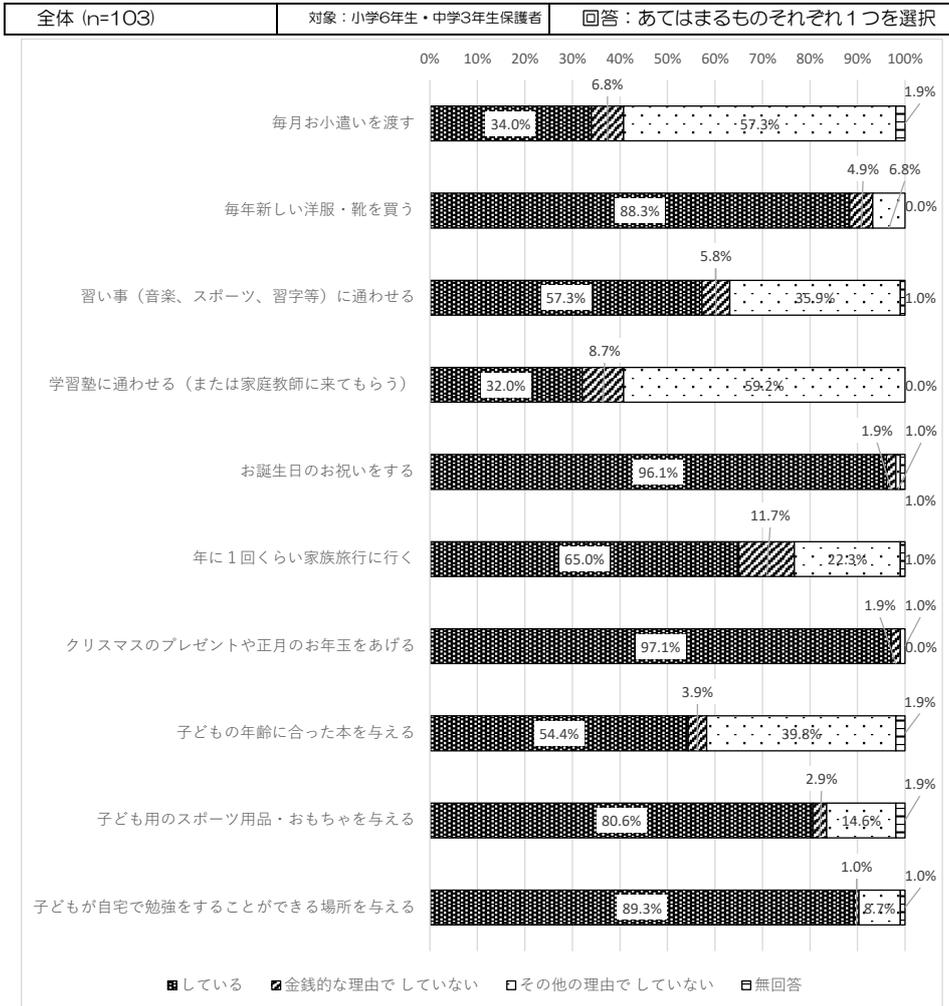
「ときどきある」が56.3%と最も高く、次いで「ほとんどない」が32.0%となっています。

②過去1年間に、お子さんと次のような体験をしたことがありますか



「その他の理由でない」を除き、いずれの項目においても「ある」が最も高く、「遊園地やテーマパークに行く」では6割以上となっています。

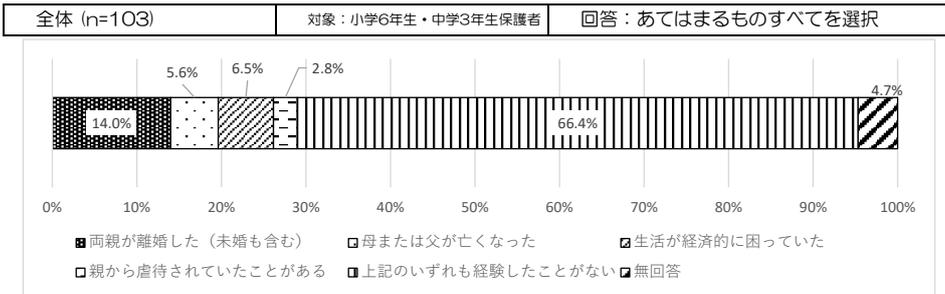
③お子さんに次のことをしていますか



「その他の理由でない」を除き、いずれの項目でも「している」が最も多く、「クリスマスのプレゼントや正月のお年玉をあげる」、「お誕生日のお祝いをする」では9割以上となっています。

5 保護者の状況について

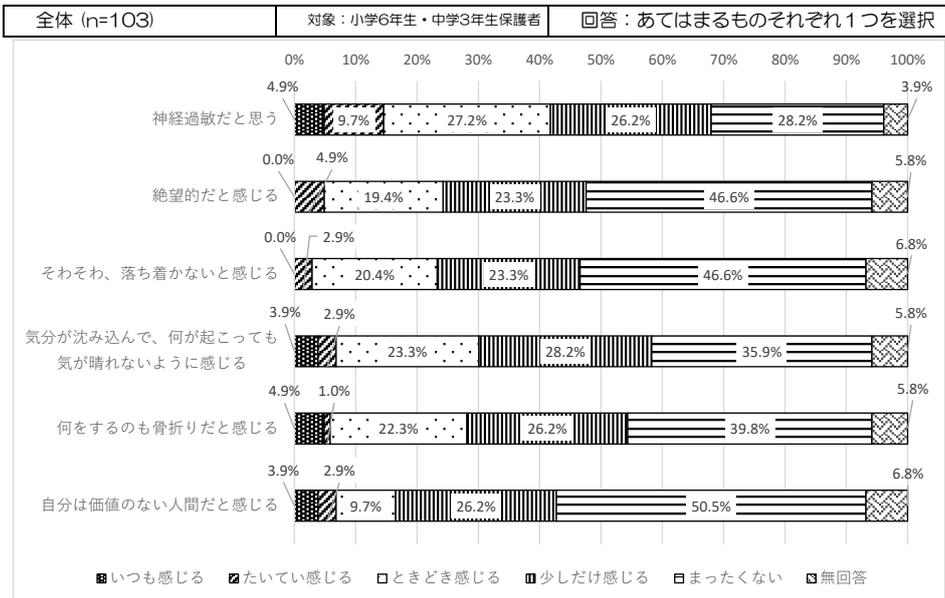
①あなた、または配偶者の方は、成人する前、以下のような体験をしたことがありますか



単位：%		両親が離婚した(未婚も含む)	母または父が亡くなった	生活が経済的に困っていた	親から虐待されていた	上記のいずれも経験したことがない	無回答
全体(n=103)		14.0	5.6	6.5	2.8	66.4	4.7
生活状況別	非生活困難層(n=87)	11.2	5.6	6.5	1.9	57.0	2.8
	生活困難層(n=9)	1.9	0.0	0.0	0.0	5.6	0.9
	判別不可(n=7)	0.9	0.0	0.0	0.9	3.7	0.9

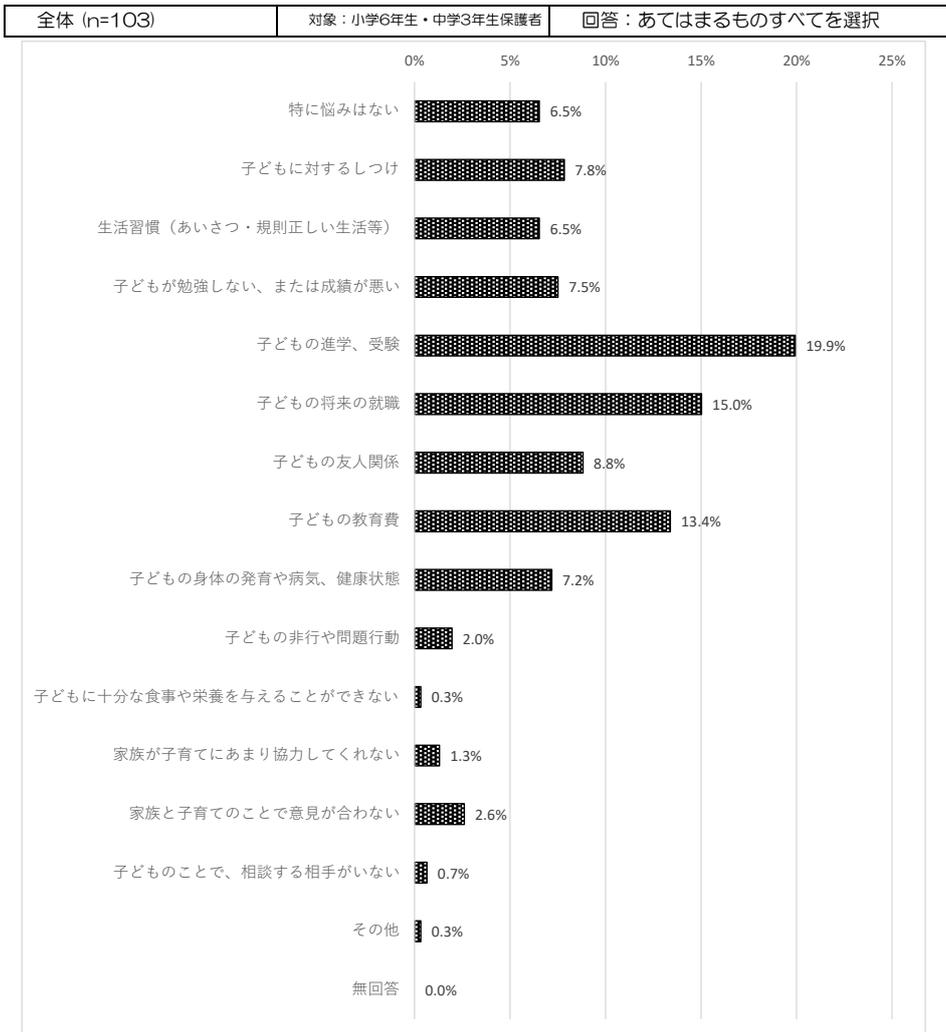
「上記のいずれも経験したことがない」が66.4%と最も高く、次いで「両親が離婚した(未婚も含む)」が14.0%となっています。生活状況別にみると、「非生活困難層」、「生活困難層」とともに「上記のいずれも経験したことがない」が最も高くなっています。

②あなたの普段の生活(ここ1カ月の間)についておたずねします



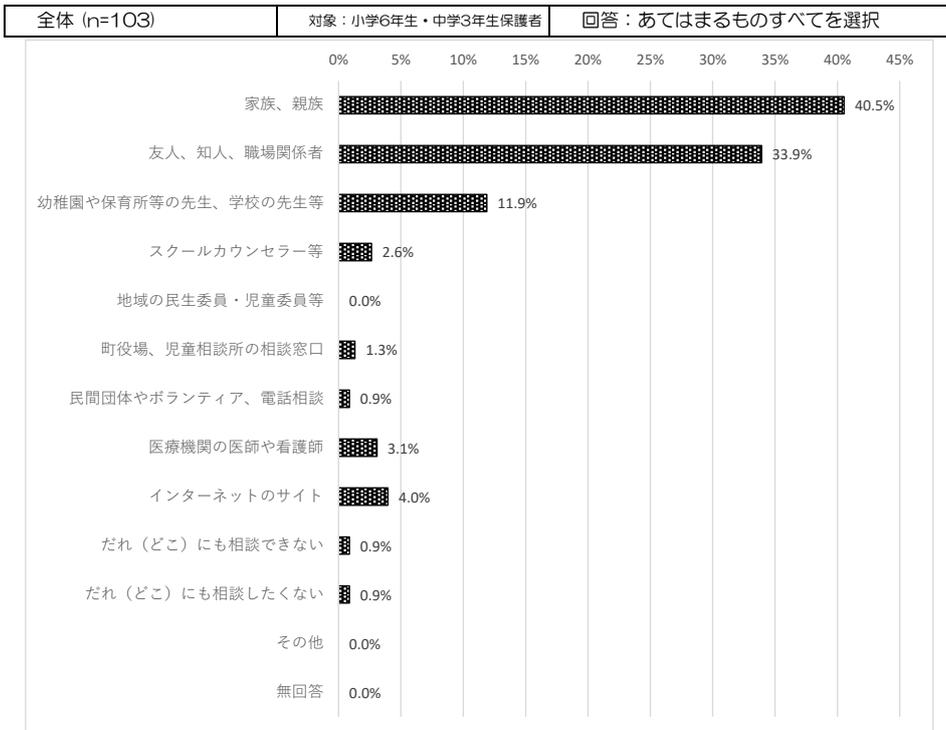
いずれの項目においても「まったくない」が最も高くなっていますが、「神経過敏に感じる」では2割台と、その他の項目と比べて低くなっています。

## ③あなたは、子育てをするうえで、今、不安に感じていることや悩んでいることはありますか



「子どもの進学、受験」が19.9%と最も高く、次いで「子どもの将来の就職」が15.0%となっています。

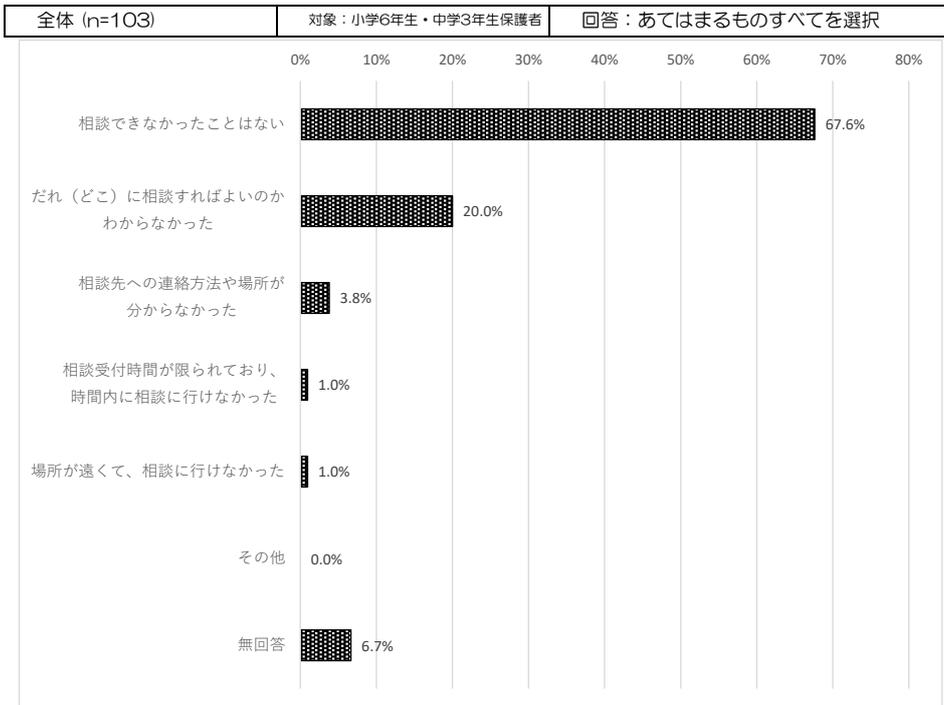
④あなたは、子育てをするうえで困ったり、悩んだりしたとき、だれ（どこ）に相談しようと思いますか



単位：%	家族、親族	友人、知人、職場関係者	学校の先生等	幼稚園や保育所等の先生、	スクールカウンセラー等	地域の民生委員・児童委員等	町役場、児童相談所の相談窓口	電話相談	民間団体やボランティア、	医療機関の医師や看護師	インターネットのサイト	だれ（どこ）にも相談できない	だれ（どこ）にも相談したくない	その他	無回答
全体(n=103)	40.5	33.9	11.9	2.6	0.0	1.3	0.9	3.1	4.0	0.9	0.9	0.0	0.0	0.0	
生活状況別	非生活困難層(n=87)	35.2	28.2	8.4	2.6	0.0	0.9	0.4	3.1	3.5	0.9	0.0	0.0	0.0	0.0
	生活困難層(n=9)	2.6	4.0	2.2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.9	0.0	0.0	0.0
	判別不可(n=7)	2.6	1.8	1.3	0.0	0.0	0.4	0.4	0.0	0.4	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

「家族、親族」が40.5%と最も高く、次いで「友人、知人、職場関係者」が33.9%となっています。生活状況別にみると、「非生活困難層」では「家族、親族」が最も高く、「生活困難層」では「友人、知人、職場関係者」が最も高くなっています。

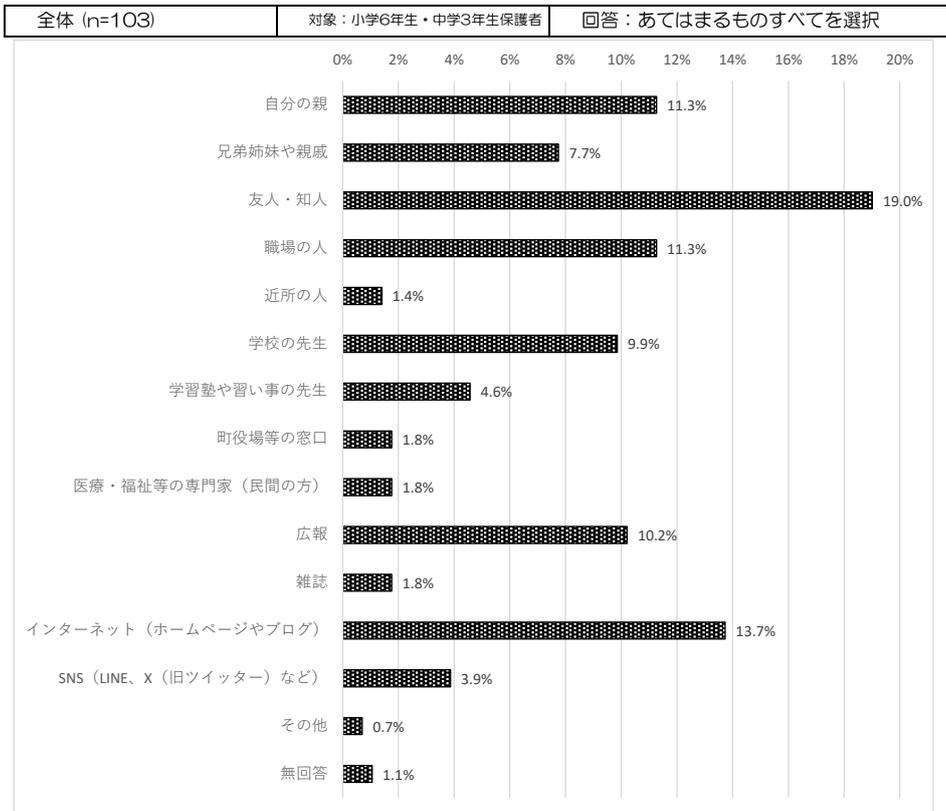
⑤あなたは、子育てのことで相談したいと思ったが、相談できなかったことはありますか



単位：%		相談できなかったことはない	だれ（どこ）に相談すればよいのかわからなかった	相談先への連絡方法や場所が分からなかった	相談受付時間が限られており、時間内に相談に行けなかった	場所が遠くて、相談に行けなかった	その他	無回答
全体(n=103)		67.6	20.0	3.8	1.0	1.0	0.0	6.7
生活状況別	非生活困難層(n=87)	57.1	17.1	2.9	1.0	1.0	0.0	5.7
	生活困難層(n=9)	6.7	1.9	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	判別不可(n=7)	3.8	1.0	1.0	0.0	0.0	0.0	1.0

「相談できなかったことはない」が67.6%と最も高く、次いで「だれ（どこ）に相談すればよいのかわからなかった」が20.0%となっています。生活状況別にみると、「非生活困難層」、「生活困難層」ともに「相談できなかったことはない」が最も高くなっています。

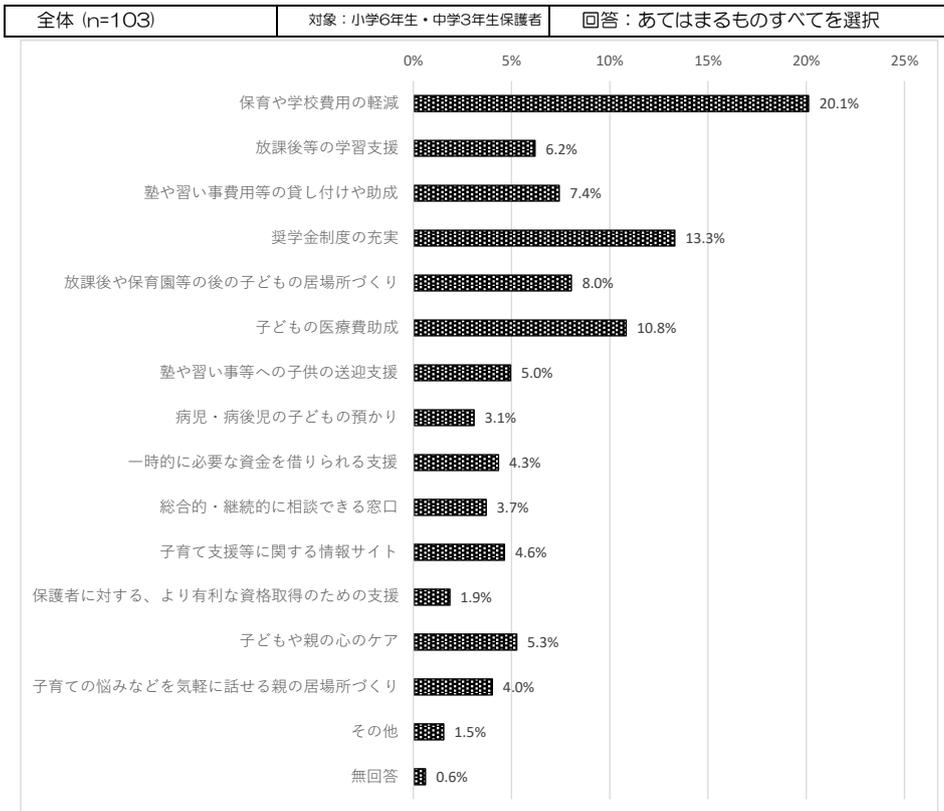
◎あなたは、子どもに関する施策等の情報をどのような方法で受け取っていますか



単位：%		自分の親	兄弟姉妹や親戚	友人・知人	職場の人	近所の人	学校の先生	学習塾や習い事の先生	町役場等の窓口	医療・福祉等の専門家 (民間の方)	広報	雑誌	インターネット (ホームページやブログ)	SNS (LINE、X (旧ツイッター) など)	その他	無回答
全体 (n=103)		11.3	7.7	19.0	11.3	1.4	9.9	4.6	1.8	1.8	10.2	1.8	13.7	3.9	0.7	1.1
生活状況別	非生活困難層 (n=87)	9.9	6.7	15.5	9.5	1.1	9.2	4.2	1.4	1.4	8.5	1.4	12.0	3.5	0.0	0.4
	生活困難層 (n=9)	1.1	0.7	2.1	1.1	0.0	0.4	0.4	0.0	0.4	1.1	0.4	0.7	0.0	0.4	0.0
	判別不可 (n=7)	0.4	0.4	1.4	0.7	0.4	0.4	0.0	0.4	0.0	0.7	0.0	1.1	0.4	0.4	0.7

「友人・知人」が19.0%と最も高く、次いで「インターネット (ホームページやブログ)」が13.7%となっています。生活状況別にみると、「非生活困難層」、「生活困難層」ともに「友人・知人」が最も高くなっています。

⑦あなたが子育てをするうえで必要としていること、重要だと思う支援はどのようなものですか



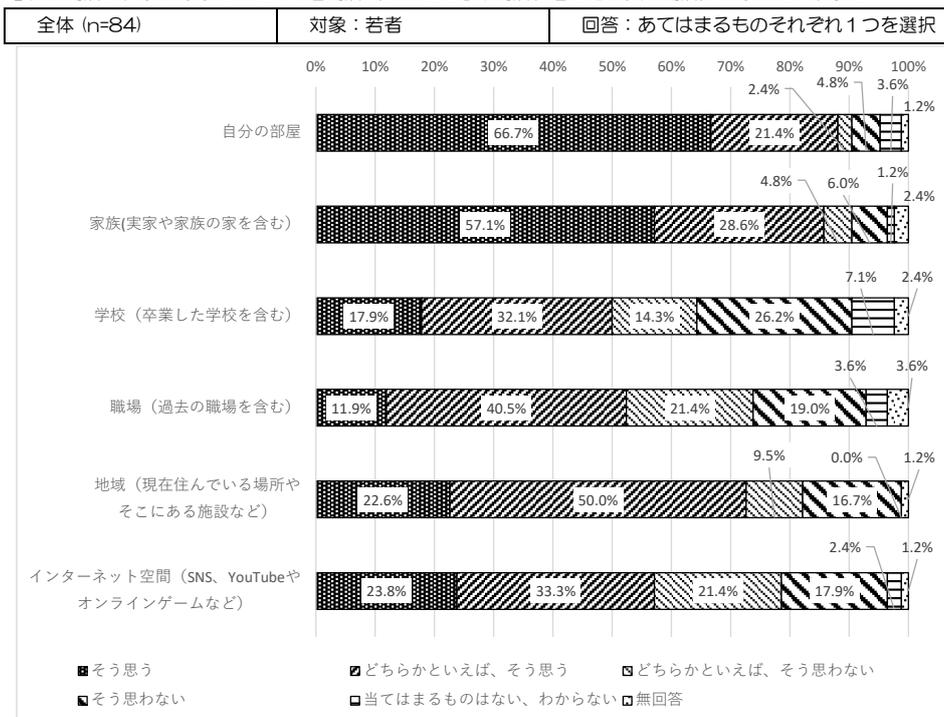
単位：%	保育や学校費用の軽減	放課後等の学習支援	塾や習い事費用等の貸し付けや助成	奨学金制度の充実	放課後や保育園等の後の子どもの居場所づくり	子どもの医療費助成	塾や習い事等への子供の送迎支援	病児・病後児の子どもの預かり	一時的に必要な資金を借りられる支援	総合的・継続的に相談できる窓口	子育て支援等に関する情報サイト	保護者に対する、より有利な資格取得のための支援	子どもや親の心のケア	子育ての悩みなどを気軽に話せる親の居場所づくり	その他	無回答
全体(n=103)	20.1	6.2	7.4	13.3	8.0	10.8	5.0	3.1	4.3	3.7	4.6	1.9	5.3	4.0	1.5	0.6
生活状況別																
非生活困難層(n=87)	17.0	5.6	5.6	11.5	6.8	9.3	4.3	2.8	3.4	2.8	3.7	1.5	5.0	4.0	0.6	0.0
生活困難層(n=9)	2.2	0.6	1.2	0.9	0.9	0.9	0.6	0.0	0.0	0.3	0.3	0.3	0.3	0.0	0.6	0.3
判別不可(n=7)	0.9	0.0	0.6	0.9	0.3	0.6	0.0	0.3	0.6	0.6	0.6	0.0	0.0	0.0	0.3	0.3

「保育や学校費用の軽減」が20.1%と最も高く、次いで「奨学金制度の充実」が13.3%となっています。生活状況別にみると、「非生活困難層」、「生活困難層」ともに「保育や学校費用の軽減」が最も高くなっています。

(6) 子ども・若者調査

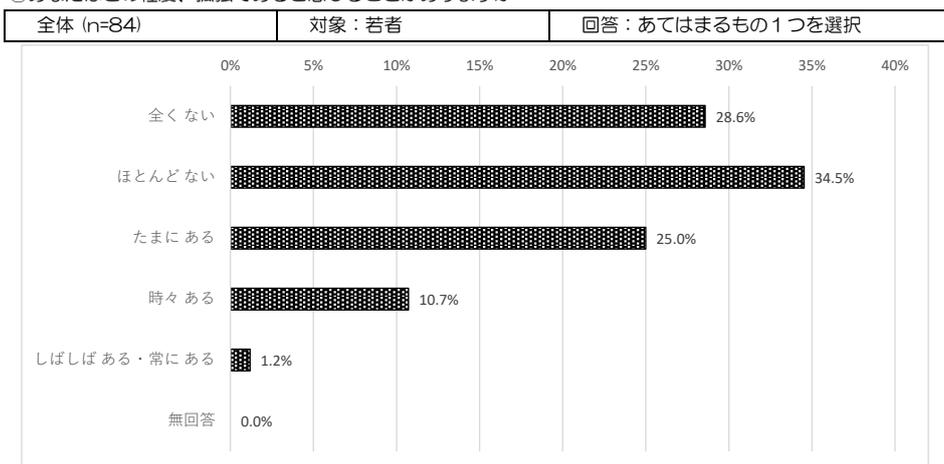
1 普段の生活について

①次の場所は、今のあなたにとって居場所（ほっとできる場所、居心地の良い場所）になっていますか



「自分の部屋」、「家族（実家や家族の家を含む）」では「そう思う」が最も高くなっています。それ以外の項目では「どちらかといえば、そう思う」が最も高くなっています。

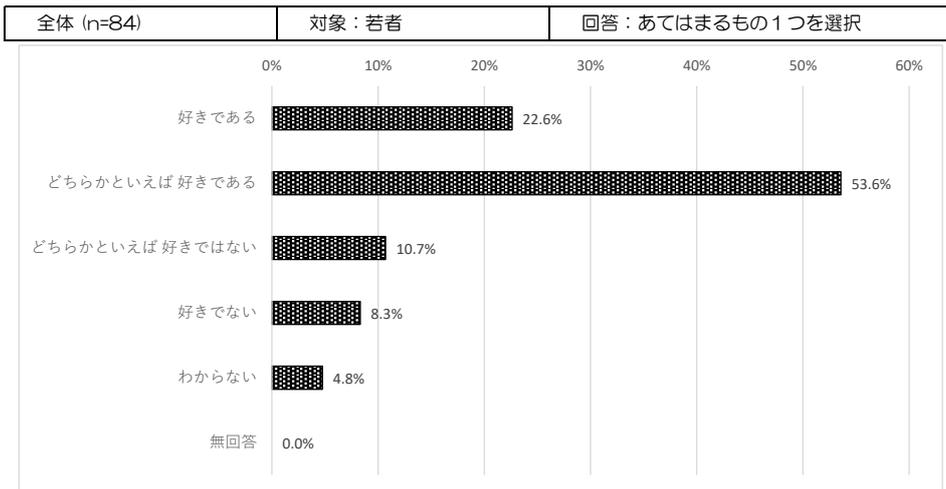
②あなたはどの程度、孤独であると感じることがありますか



「ほとんどない」が34.5%と最も高く、次いで「全くない」が28.6%となっています。

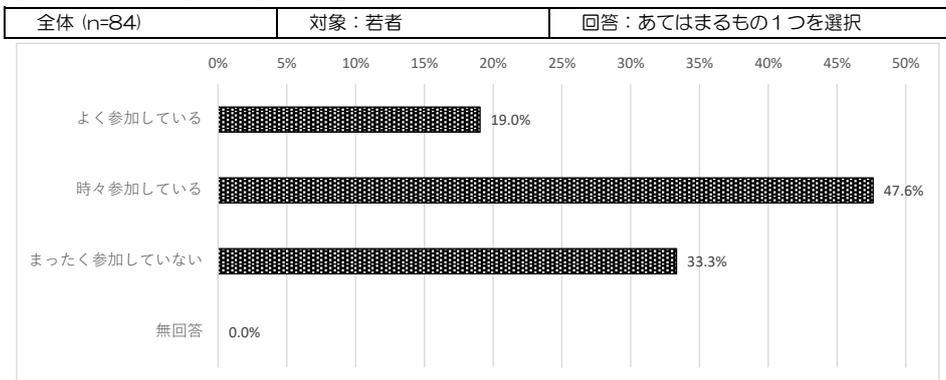
## 2 地域社会との関係について

## ①あなたは、会津坂下町が好きですか



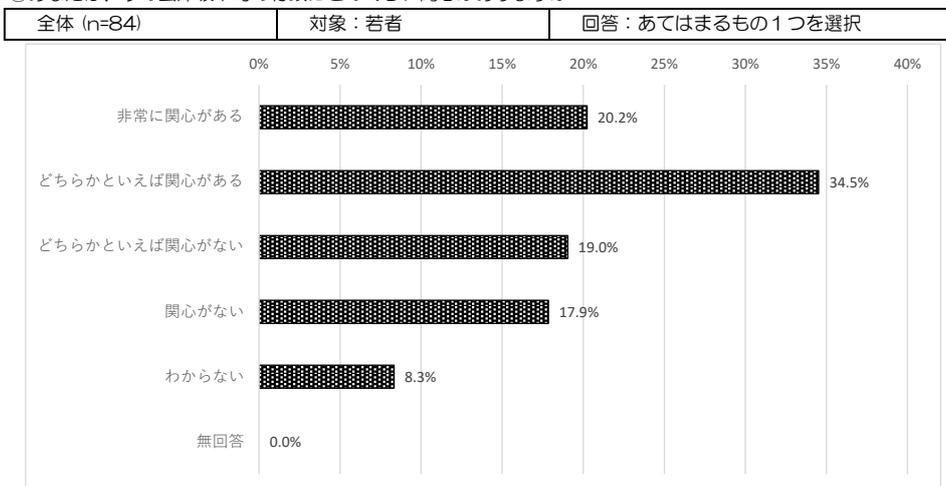
「どちらかといえば好きである」が53.6%と最も高く、次いで「好きである」が22.6%となっています。

## ②あなたは、地域の活動や行事にどの程度参加していますか



「時々参加している」が47.6%と最も高く、次いで「まったく参加していない」が33.3%となっています。

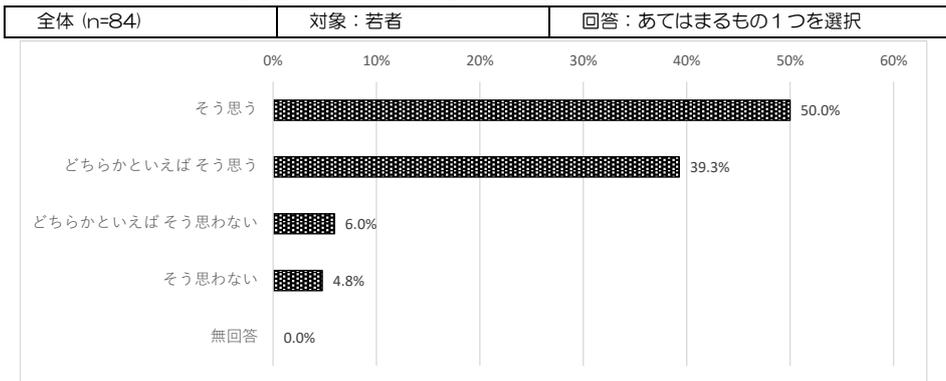
## ③あなたは、今の会津坂下町の行政にどのくらい関心がありますか



「どちらかといえば関心がある」が34.5%、次いで「非常に関心がある」が20.2%となっています。

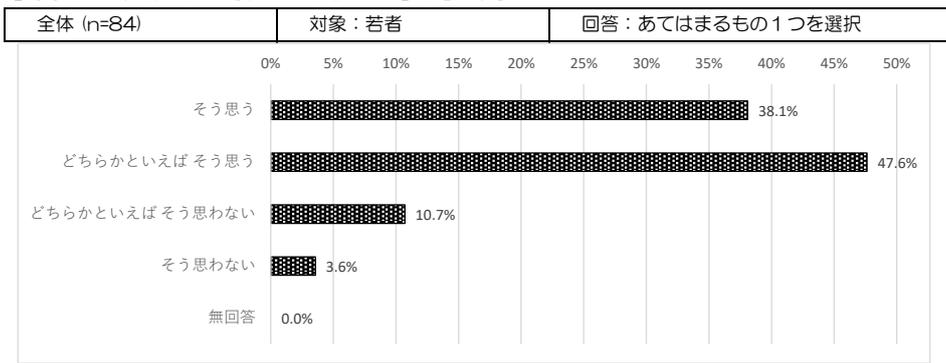
## 3 自身に関する意識について

①あなたは、今、自分が幸せだと思いますか。あなたの実感をお答えください



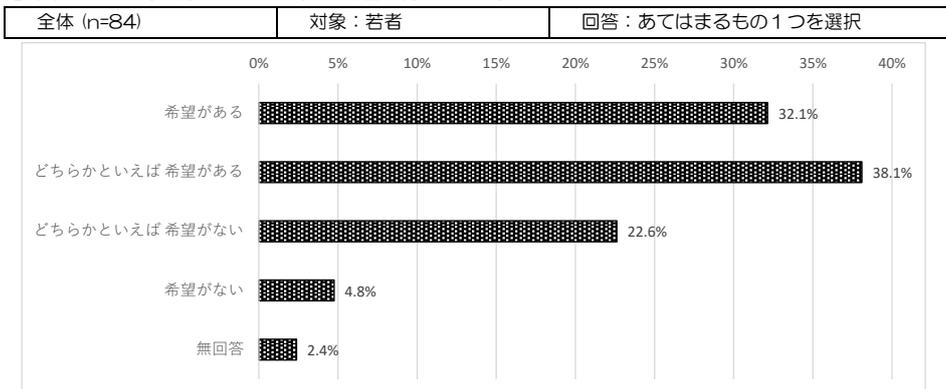
「そう思う」が50.0%と最も高く、次いで「どちらかといえばそう思う」が39.3%となっています。

②あなたは「社会のために役立つことをしたい」と思いますか



「どちらかといえばそう思う」が47.6%と最も高く、次いで「そう思う」が38.1%となっています。

③あなたは、自分の将来について明るい希望を持っていますか

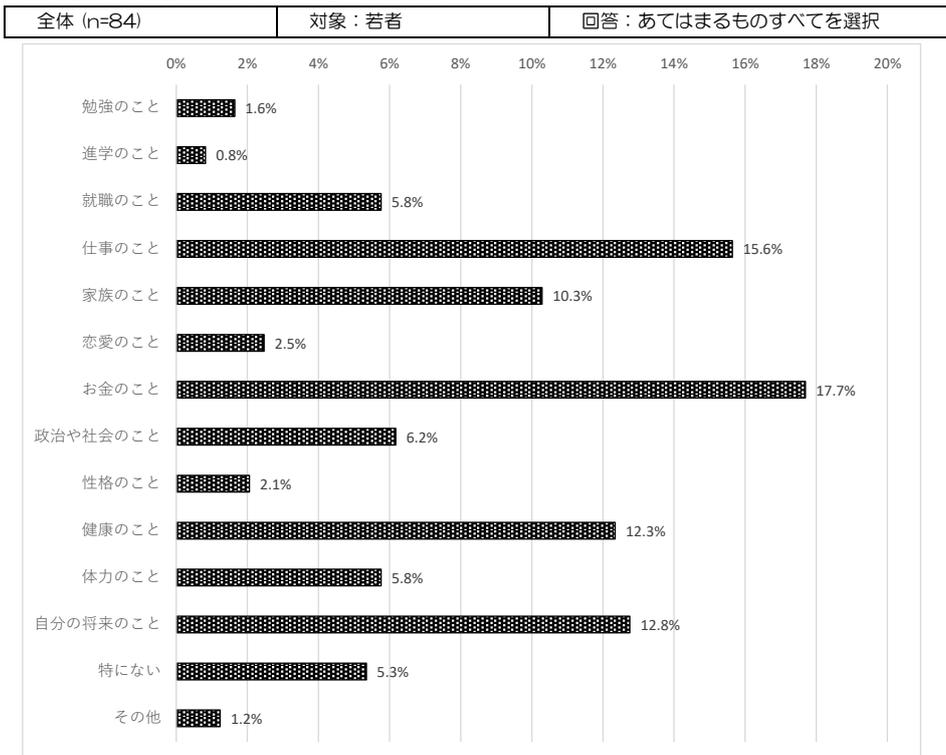


「どちらかといえば希望がある」が38.1%と最も高く、次いで「希望がある」が32.1%となっています。



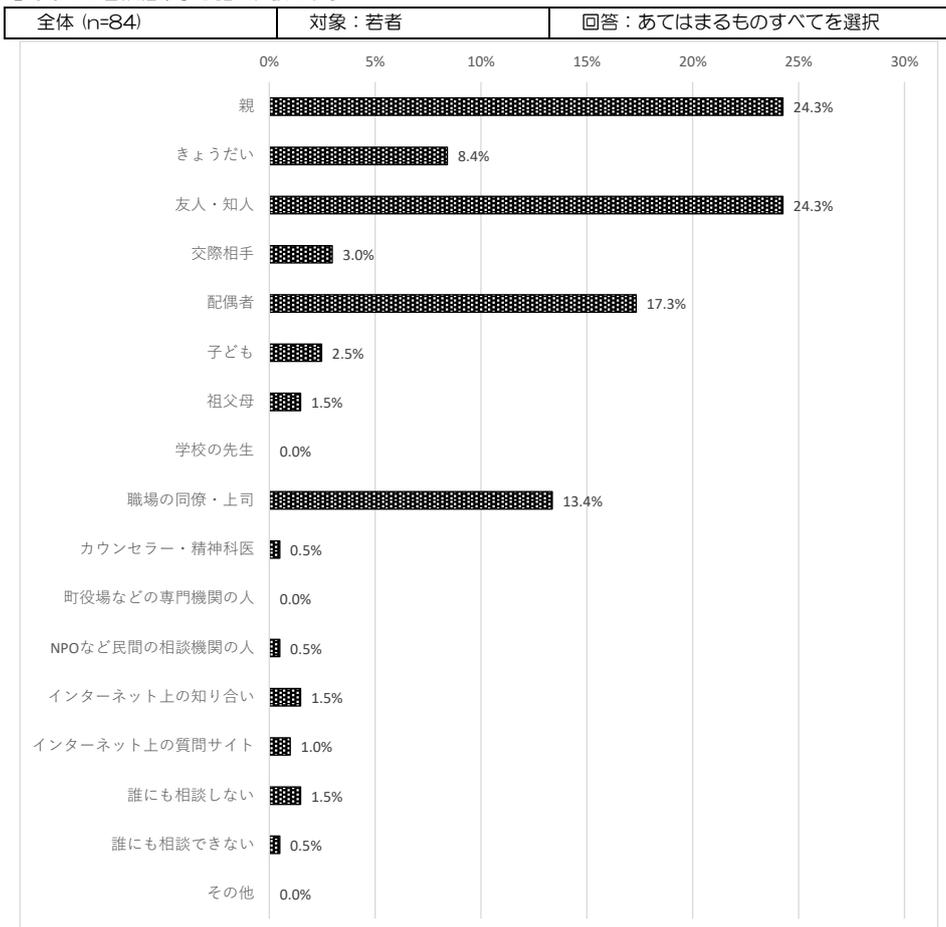
## 4 相談について

## ①あなたは、現在どのような悩みや心配事がありますか



「お金のこと」が17.7%と最も高く、次いで「仕事のこと」が15.6%となっています。

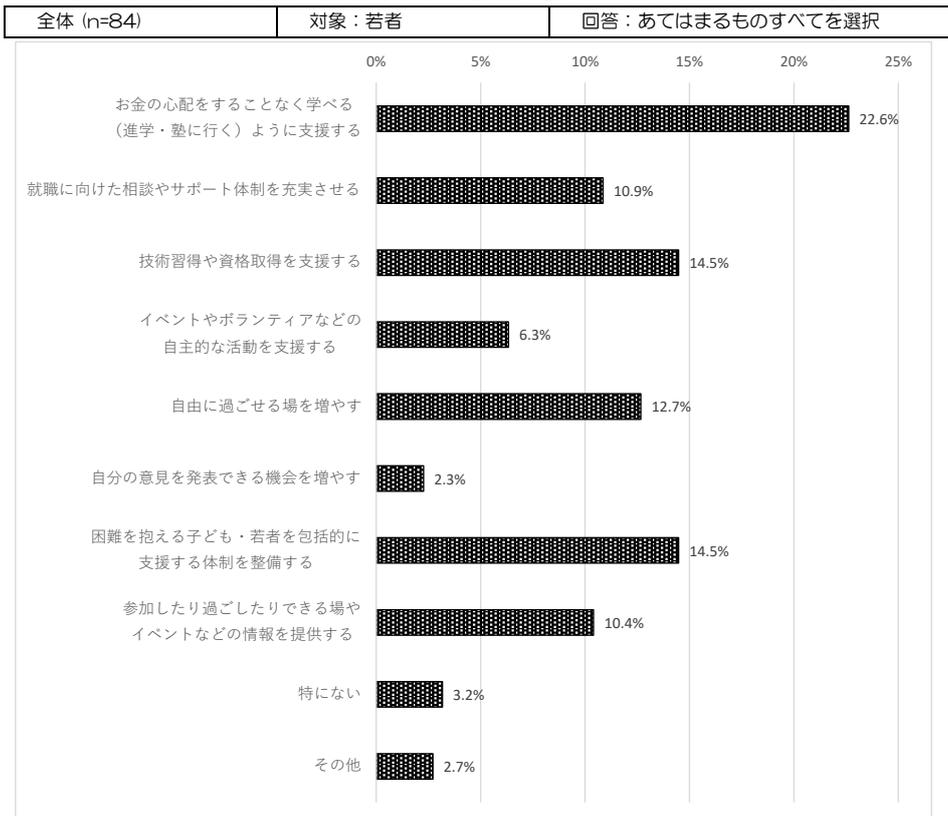
## ②あなたは普段悩み事を誰に相談しますか



「親」、「友人・知人」がそれぞれ24.3%と最も高く、次いで「配偶者」が17.3%となっています。

## 5 町の取り組みについて

①あなたは、これから若者（39歳ぐらいまでの人）のために、会津坂下町に必要な取り組みは何だと思えますか



「お金の心配をすることなく学べる（進学・塾に行く）ように支援する」が22.6%と最も高く、次いで「技術習得や資格取得を支援する」、「困難を抱える子ども・若者を包括的に支援する体制を整備する」がそれぞれ14.5%となっています。

## 2 第2期子ども・子育て支援事業計画の事業達成状況

第2期計画で設定した目標事業量に対する達成状況は以下のとおりです。

### (1) 乳幼児期の保育・教育

就学前のこどもの保育・教育については、こどもの年齢と保育の必要性の認定に基づき、3つの認定区分により利用できる施設や時間が変わります。

#### 【認定区分】

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園、認定子ども園
2号認定	3～5歳	あり	保育所、認定子ども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所、認定子ども園

#### ① 1号認定（3～5歳児）※2号認定（幼稚園預かり保育希望者も含む。）

（単位：人）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	314	303	293	283	273
	確保の内容	314	303	293	283	273
実績値	利用定員数	315	297	276	265	242

※人数は実人数（各年度4月1日時点）

幼稚園（1号認定）の申し込み児童数について、令和3年度以降から見込み数を下回る実績となり、利用定員を確保できました。

#### ② 2号認定（3～5歳児） ※幼稚園預かり保育以外

（単位：人）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	5	4	4	4	3
	確保の内容	5	4	4	4	3
実績値	利用定員数	1	2	1	1	3

※人数は実人数（各年度4月1日時点）

保育所（2号認定）の申し込み児童数について、見込み数以下の実績となり、利用定員を確保できました。

## ③3号認定（0歳児）

（単位：人）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	39	38	37	36	35
	確保の内容	39	38	37	36	35
実績値	利用定員数	41	37	43	37	—

※人数は実人数（各年度3月31日時点）

保育所（3号認定）での0歳児の申し込み児童数について、出生数の減少がありながら、実績としては見込み数を利用定員が上回る年度もありましたが、利用定員を確保できました。

## ④3号認定（1・2歳児）

（単位：人）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	138	134	130	126	122
	確保の内容	138	134	130	126	122
実績値	利用定員数	136	134	115	127	122

※人数は実人数（各年度4月1日時点）

保育所・認定こども園（3号認定）での1・2歳児の申し込み児童数について、概ね見込みどおりの利用定員を確保できました。

## (2) 地域子ども・子育て支援事業

## ①利用者支援事業

(単位：か所)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1

子ども課・生活課・子育てふれあい交流センターの3か所に配置していた「子育て世代包括支援センター（母子保健）」の相談窓口に加え、「子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）」を子ども課に設置しました。これら2つを統合して、令和6年4月に「こども家庭センター」を設置し、社会福祉士・保健師の専門性を活かしながら、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援に取り組んでいます。

## ②時間外保育事業（延長保育事業）

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	23	22	21	20	18
	確保の内容	23	22	21	20	18
実績値		69	58	45	43	42

※人数は実人数

延長保育事業は全ての年度において、見込み数を上回る実績となりましたが、保育士の時間外勤務やシフトの変更により、時間外保育を実施し確保しました。

## ③放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

（単位：人）

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画値	実績値								
量の見込み	147	127	137	142	140	150	140	161	132	150
小学1年生	55	48	51	63	52	64	52	51	49	48
小学2年生	32	41	29	46	30	52	30	62	28	55
小学3年生	31	38	29	33	30	34	30	48	29	47
小学4年生	12	0	12	0	12	0	12	0	11	0
小学5年生	8	0	8	0	8	0	8	0	8	0
小学6年生	9	0	8	0	8	0	8	0	7	0
確保方策	170	127	170	142	170	150	170	161	170	150
放課後児童健全育成事業	140	127	140	142	140	150	140	161	140	150
子育て援助活動支援事業	30	5	30	10	30	11	30	16	30	—

※人数は実人数（各年度5月1日時点）

小学1年生から小学3年生までを対象に実施しています。令和3年度以降ほぼすべての学年で見込み数を上回る実績となっており、増加傾向にあります。令和5年度には受け入れ施設の増設に着手し、環境整備を図りました。また、児童の安全確保のため必要な修繕等を行い、より良い環境整備に努めています。

## ④子育て短期支援事業（ショートステイ）

（単位：人）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	0	0	0	0	0
	確保の内容	0	0	0	0	0
実績値					0	0

※人数は延べ人数（令和6年度：8月末日時点）

令和5年度に会津若松市にある母子生活支援施設に委託し、緊急対応できるよう体制を整えました。利用の実績はありませんでした。

## ⑤乳児家庭全戸訪問事業

(単位：件)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	83	80	77	74	71
	確保の内容	83	80	77	74	71
実績値		72	85	63	50	—

※件数は実件数

ほぼ見込み数を下回る実績となりました。保健師が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、乳児の発育・発達の確認をするとともに、育児に関する不安や悩みの相談を受け、必要な支援につなぎました。

## ⑥養育支援訪問事業

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	120	120	120	120	120
	確保の内容	120	120	120	120	120
実績値		116	73	115	130	—

※人数は延べ人数

令和3年度を除き、見込みとほぼ同数の実績となっています。家庭訪問支援者が育児不安等により支援を必要とする家庭を訪問し、養育者へ家事や育児等に関する必要な支援を提供しています。自立に向けた支援を行ってはいますが、支援が長期化し訪問回数が増加している傾向にあります。

## ⑦地域子育て支援拠点事業（子育てふれあい交流センター）

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	9,382	8,548	8,200	7,888	7,575
	確保の内容	9,382	8,548	8,200	7,888	7,575
		1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
実績値		1,968	2,294	5,715	6,091	—
		1か所	1か所	1か所	1か所	—

※人数は延べ人数

子育てふれあい交流センター1か所で実施しました。新型コロナウイルス感染症の流行で利用制限等があり、令和2年度・令和3年度で大幅に見込み数を下回る実績となりました。感染が終息した令和4年度以降、回復傾向にありますが、流行前の入館者数には戻っていません。

## ⑧一時預かり事業

家庭において養育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、幼稚園、保育所等で一時的に預かる事業です。

## ア) 一時預かり事業〔幼稚園型〕

(単位：人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
量の見込み	59,996	41,854	59,996	40,926	59,996	35,880	59,996	32,697	59,996	—
1号認定による 利用	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
2号認定による 利用(幼稚園預かり 保育)	59,996	41,854	59,996	40,926	59,996	35,880	59,996	32,697	59,996	—
確保方策	59,996	41,854	59,996	40,926	59,996	35,880	59,996	32,697	59,996	—
一時預かり事業 〔幼稚園型Ⅰ〕	59,996	41,854	59,996	40,926	59,996	35,880	59,996	32,697	59,996	—

※人数は延べ人数

## イ) 一時預かり事業〔幼稚園型を除く〕

(単位：人)

区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	計画値	実績値								
量の見込み	1,496		1,424		1,339		1,248		1,248	
確保方策	1,496	4	1,424	25	1,339	25	1,248	22	1,248	—
一時預かり事業〔幼稚園型Ⅰを除く〕	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—
子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業を除く)	1,496	22	1,424	39	1,339	75	1,248	84	1,248	—

※人数は延べ人数

実績は増加していますが、見込み数を大幅に下回っています。

## ㊟病児保育事業

病児を病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	850	810	762	711	665
	確保の内容	10	10	10	10	10
	病児保育事業	0	0	0	0	0
	子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)	10	10	10	10	10
実績値		0	0	0	1	—

※人数は延べ人数

利用実績は令和5年度の1件でした。現在、町内の病院・保育施設等において病児保育事業は実施していないため、子育て援助活動支援事業〔ファミリーサポート事業(病児・緊急対応強化事業)〕を受け皿とした体制を整えています。

## ⑩子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業）

（単位：か所）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1	1	1	1	1
	確保の内容	1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1

NPO法人こころの森に委託して運営しており、主に「預かり」や「送迎」の依頼となっています。令和5年度より利用料の半額を助成しています。

## ⑪妊婦健康診査

（単位：回）

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
計画値	量の見込み	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	確保の内容	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
実績値		1,035	1,093	837	587	—

※延べ回数

見込み量を下回る実績となっており、出生数の減少に伴い、減少傾向にあります。全ての妊婦が妊婦健康診査を必要回数受診できるように健診費用の助成を行うことで、経済的問題を抱える妊婦の健診未受診による母子の出産に伴うリスクを軽減し、安心・安全な出産を支援しています。

## 3 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

第2期計画における各施策について、それぞれの担当部署において、以下の5つの視点により自己評価を行うとともに、その評価を行った理由を整理・分析しました。

また、第2期計画の個別施策について、「今後の方針」により、「継続・統合・完了・廃止」するものに整理し、「継続・統合」の個別施策は引き続き、本計画で実施します。

目標達成 / 充実・目標に向かって進展 / 現状維持 / 停滞 / 未実施

## ★基本目標1 子どもが健やかに育つ環境づくり

## 基本施策① 未就学児の保育サービス等の充実

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	保育施設・幼稚園の年齢区分け（待機児童の解消等）	子ども課	充実・目標に向かって進展	年齢区分けによる受け入れにより、待機児童の解消とともに、発達段階に応じた保育・幼児教育サービスの提供ができています。 令和6年4月から家庭で保育することもに対する「一時保育事業」を開始しました。 幼稚園に看護師を配置し、医療的ケアを要するこどもの受け入れをしています。	「施策 1-1-3」で継続
2	保育施設の連携	子ども課	充実・目標に向かって進展	町内4つの保育施設の定期的な会議の開催、保育に関する情報の共有や課題への対応により、保育サービスの充実に努めています。	「施策 1-1-4」で継続
3	保育士・幼稚園教諭の資の向上	子ども課	現状維持	内部研修の定期的な開催や外部研修への参加の他、研究協議の際には職員の交流により研鑽に努め、保育の質の向上を図っています。	「施策 1-1-5」で継続

## 基本施策② 子どもの健全育成と安心して学べる環境の提供

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	放課後児童クラブの小規模クラス編成、支援員研修の実施	子ども課	充実・目標に向かって進展	利用ニーズの拡大に対応するため、空き教室の環境整備を実施しました。経験年数に応じて、県主催の支援員研修を受講し、支援員の資質向上に努めています。	「施策 1-2-1」で継続
2	放課後子ども教室と放課後児童クラブの連携推進	教育課 子ども課	現状維持	放課後子どもプラン運営委員会での情報共有、活動内容の充実・強化を図り、合同事業も開催し交流と連携を図っています。	「施策 1-2-2」で継続
3	児童・生徒の居場所の提供	子ども課 生活課 政策財務課 教育課	現状維持	地区コミセンの合同事業や中高生のボランティア活動により、仲間づくりや異年齢交流が図られています。また、事業を通して地域住民との交流の場が提供されています。	「施策 1-2-3」で継続
4	保幼共通カリキュラムやアプローチ・スタートカリキュラムの継続	教育課 子ども課	現状維持	発達や学びの連続性を踏まえた保育施設・幼稚園・小学校の連携した取組により、入学後の集団生活が円滑に始められています。	「施策 1-2-4」で継続
5	英語教育と国際理解教育の推進	教育課	現状維持	英語検定の検定料の補助を実施しました。国際化に対応できるよう英語力と国際理解の向上を引き続き図る必要があります。	「施策 1-2-5」で継続
6	アドバイザーの配置	教育課	現状維持	学校教育アドバイザーの授業参観等を通じた授業内容の改善により、学力の向上が図られました。今後も一貫性・共通性・継続性のある取り組みを柱に、「一つの学園構想」の実現を目指します。	「施策 1-2-8」で継続
7	「坂下学」授業の実施	教育課	現状維持	副読本を活用した授業を行いました。より理解を深めるために、実際に見たり聞いたりして理解を深める必要があります。	「施策 1-2-6」で継続

8	スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラーの配置	教育課	現状維持	定期的な学校等への訪問により、支援が必要なこどもや世帯を把握し、相談対応や適切な支援を実施しました。また、支援が必要なこどもが増加しており、早期把握が課題となっています。	「施策 1-2-9」 で継続
9	特別支援教育支援員の配置、通級指導教室の設置	教育課	現状維持	特別支援を要する児童・生徒が急増しているため、学習面での理解向上や生活面での自立促進に向け、特別支援教育支援員のさらなる増員や、特性に合ったよりきめ細やかな対応が必要です。	「施策 1-2-7」 に統合
10	特別支援教育の充実	教育課	現状維持	個別的な支援により、一人ひとりの個性を活かした学習方法や自立に向けた生活につながっています。	「施策 1-2-7」 で継続

## 基本施策③ 親や家族が子どもと向き合う機会を増やす取組の推進

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	ブックスタートの実施	教育課	現状維持	絵本を配付する回数を増やし、絵本を介した親子のふれあい の大切さを伝える機会の確保が図られています。	「施策 2-1-13」 で継続
2	子育て・孫育て講習会の実施	教育課 子ども課	現状維持	楽しく子育て・孫育てができるよう家庭の養育力を高める機会になっています。育児の際のメディア視聴が増加傾向にあることから、長時間視聴による健康被害への注意喚起やふれあいのある遊びの紹介を行っていく必要があります。	「施策 2-2-10」 で継続
3	父親の家事・育児の推進	生活課	現状維持	父親の家事・育児を推進し、啓発する取組を進めていくことで、両親が互いに協力し、子育てを担うよう促しています。育児休暇を取得する父親は少ない状況にあります。	「施策 3-2-1」 へ統合

## 基本施策④ 多様なニーズを有する子どもへの支援の充実

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	障がいの早期発見と早期支援	生活課	現状維持	学校及び関係機関において発達障がいへの理解が深まっています。乳幼児健康診査や保育等の機会を通じ、早期相談やその後の医療機関の受診につながっています。	「施策 1-3-1」 へ統合
2	障がいのある子どもの特性や成長に合わせた支援体制の充実	生活課 子ども課	現状維持	「町障がい者地域自立支援協議会子ども部会」の開催により、障がいのあるこどもの特性や成長に合わせた支援体制の充実が図られています。入学時の就学指導は早い時期から、保護者と共通理解のもと進める必要があります。	「施策 1-3-1」 で継続
3	保育施設・幼稚園・小中学校・療育施設等と連携した支援	生活課 子ども課	現状維持	関係施設との定例会の開催により情報を共有し、療育面と併せて養育面についても連携した支援が実施できています。	「施策 1-3-3」 で継続
4	町民の障がいに対する理解促進	生活課	現状維持	共生サポーター養成講座を活用し、地域における理解促進に向けた取組を推進していく必要があります。	「施策 1-3-4」 で継続
5	外国にルーツを持つ子どもへの支援【新規】	教育課 子ども課	現状維持	保育所・幼稚園においてこども同士が文化の違いを理解し、認め合う保育・教育を推進しています。また、保護者に対しては安心して子育てができるよう気持ちに寄り添う対応に努めています。	「施策 1-3-5」 で継続

## ★基本目標2 子どもが健やかに育つ環境づくり

## 基本施策⑤ 妊産婦・乳幼児への切れ目のない支援

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	妊婦健康診査・乳幼児健康診査の充実	生活課	現状維持	健診後には定期的な評価を行い、他機関との切れ目のない支援につなげるよう取り組んでいます。こどもの健やかな成長と発達に向け、今後もさらに健康診査内容の充実を図る必要があります。	「施策 2-1-10」、 「施策 2-1-11」 で継続
2	乳児家庭全戸訪問事業の実施	生活課	現状維持	生後 2 か月前後の乳児を対象に家庭訪問し、子育て支援サービスの案内や育児相談を行っています。地域とのつきあいが希薄化している中、母の育児不安、孤立感の解消及び乳児への虐待の早期発見のため、事業の重要性が増しています。	「施策 2-1-6」 で継続
3	食育の推進	生活課	現状維持	離乳食相談の定期的な開催や SNS を使った調理メニューの配信を行い、乳幼児の心身の成長に大切な食の重要性を学ぶ機会を提供しています。	「施策 2-1-12」 で継続

## 基本施策⑥ 地域における子育て支援の充実及び子育て支援ネットワークづくり

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	ファミリーサポートセンター事業の充実	子ども課	充実・目標に向かって進展	利用料の半額を補助し、利用しやすい利用料金の設定にしましたが、今後、利用者の生活実態に合わせた柔軟なサービスの提供が求められます。	「施策 2-2-2」 で継続

## 資料編

2	ホームスタート事業の実施	子ども課	現状維持	研修を受けたボランティアが乳幼児の家庭を訪問し、悩み事等の傾聴や協働の活動を通して、子育ての悩みや孤立感の解消を図っています。養育面で課題のある家庭については、関係機関と連携し、他の事業につなぎ、切れ目のない支援の提供に努めます。	「施策 2-2-3」 で継続
3	養育支援訪問事業の実施	子ども課	現状維持	支援員が家庭訪問し、家事の援助や育児への指導助言等を行っています。自立が難しく、支援が長期化する傾向にあります。	「施策 2-2-4」、 「施策 2-2-5」 で継続
4	子育てふれあい交流センター事業の実施	子ども課	充実・目標に向かって進展	コロナ禍前の利用者数に戻りつつあります。親子の交流・子育ての情報提供とともに、相談や講座を開催し、育児への不安や悩みの軽減を図っています。保護者のサークル活動や地域の団体と連携した活動を実施し、幅広く事業を展開しています。	「施策 2-2-8」 で継続
5	子育て世代包括支援センター事業の実施【新規】	生活課 子ども課	目標達成	相談窓口を子ども課・生活課・子育てふれあい交流センターの3か所に配置し、相談機能の充実や関係機関の連携強化を図りました。令和6年4月に子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と母子保健機能が一体化した「こども家庭センター」が設置され、妊娠・出産・子育てにわたる切れ目のない支援を行っています。	完了

6	子育て支援に関する情報提供の充実	生活課	現状維持	母子手帳交付・家庭訪問・乳幼児健診の機会を利用し、子育てに関するパンフレット等の配付や事業の説明を行っています。町ホームページ等を活用し、子育て家庭のニーズに合わせた情報発信を検討していく必要があります。	「施策2-2-9」で継続
---	------------------	-----	------	--	--------------

## 基本施策⑦ 経済的支援の推進

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	妊婦健康診査の助成	生活課	充実・目標に向かって進展	妊婦健康診査費用の助成を行い、負担軽減を行っています。	「施策2-1-10」へ統合
2	おむつ専用ごみ袋の支給	子ども課	現状維持	2歳未満の乳幼児の保護者におむつ専用ゴミ袋を無償配布しています。(最大120枚)	「施策2-3-1」で継続
3	子育て応援パスポート事業	子ども課	充実・目標に向かって進展	出生・転入届の際に「ファミたんカード」を配布しています。カードの利用事業所を増加させ、利用促進を図るよう努めました。	「施策2-3-2」で継続
4	乳幼児・児童医療費の助成	子ども課	現状維持	現物給付により利便性の向上が図られています。	「施策2-3-3」で継続
5	ひとり親家庭医療費の助成	子ども課	現状維持	医療費の自己負担の軽減につながっています。現況届提出に併せて、就業支援等に関する情報提供を行なっています。	「施策2-3-4」で継続
6	児童手当・特例給付の支給	子ども課	充実・目標に向かって進展	令和6年10月の制度改正により支給拡充を実施しました。制度改正や支給要件の把握に努めながら、適正な支給を実施しています。	「施策2-3-5」で継続
7	児童扶養手当・特別児童扶養手当の支給	子ども課	現状維持	支給要件に基づき、適正な支給を実施しています。	「施策2-3-6」で継続
8	多子世帯保育料軽減事業	子ども課	現状維持	対象世帯の把握に努め、適正な支給を実施しています。	「施策2-3-7」で継続

9	通学バス定期券補助	教育課	充実・目標に向かって進展	通学バス定期券の補助により、安全な通学の確保と経済的負担の軽減を図っています。令和5年度からは、中学校の自転車通学区間の生徒に対して冬期間の通学バス定期券を補助し、拡充を実施しています。	「施策2-3-8」 で継続
10	保育料の負担軽減	子ども課	充実・目標に向かって進展	国が示す子育て世帯の所得状況に応じた基準額の範囲内で、適正化・公正化を図り保育料を改定しました。また、物価高騰対策として、低所得の子育て世帯や小規模保育施設に給付金を支給しました。	「施策2-3-9」 で継続

## 基本施策⑧ 子どもの安全・安心な環境の整備

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	交通安全を確保するための活動推進	総務課 教育課 子ども課	現状維持	交通教育専門員による街頭指導、交通安全教室の開催、各季の交通事故防止運動、運転免許自主返納事業等を実施し、交通安全確保に向けた取組をしています。	「施策2-4-1」 で継続
2	犯罪等の被害から守るための活動推進	教育課 子ども課	現状維持	不審者等の情報について、一斉送信メールを活用し、保護者へ情報配信を行い、注意喚起をしています。 支援が必要な子どもや世帯に対しては、要保護児童対策地域協議会において協議し、警察署を含む関係機関と連携を図っています。	「施策2-4-2」 で継続

3	防災教育の充実	教育課 子ども課	現状維持	<p>保育施設・幼稚園・小中学校の各施設で定期的に避難訓練を実施しており、こどもの安全に対する意識の向上が図られています。</p> <p>予告なしの訓練や引き渡し訓練を実施している施設もあり、災害に備え、実際に即した訓練も行っています。</p>	「施策 2-4-3」 で継続
---	---------	-------------	------	--	-------------------

## 基本施策⑨ 子どもの貧困対策

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	実態把握の推進 【新規】	教育課 子ども課	現状維持	<p>関係機関と連携し、支援が必要な子どもとその家庭の実情や課題について把握し、就学支援金、就業支援、生活保護など各種支援につなぎました。</p>	「施策 3-1-2」 で継続

## ★基本目標3 社会全体で子育て家庭を支える環境づくり

## 基本施策⑩ 児童虐待防止対策の強化

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	要保護児童対策 地域協議会の連 携強化	生活課 教育課 子ども課	充実・目 標に向か って進展	保健・医療・福祉・教育・警察 などこどもに係る関係機関が連 携を強化し、虐待の防止や早期 発見に努め、こどもの権利擁 護・健やかな成長に向けた支援 につなげる仕組みづくりへの取 組を行っています。	「施策3-1-1」 で継続
2	相談支援体制の 充実	生活課 教育課 子ども課	充実・目 標に向か って進展	各教育機関をはじめとし、気軽 に子育て相談ができる環境を整 え、スクールソーシャルワー カー、社会福祉士、保健師を配 置するなど虐待の予防、早期発 見、早期対応ができる体制の充 実を図っています。	「施策3-1-1」 へ統合
3	子ども家庭総合 支援拠点の整備 【新規】	子ども課	目標達成	令和5年10月の「子ども家庭 総合支援拠点」の設置後、令和6 年4月に「子育て世代包括支援 センター」の機能が一体化した 「こども家庭センター」を設置 しました。	完了

## 基本施策⑪ ワーク・ライフ・バランスと子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	女性が働きやす い環境づくりの 推進	教育課 子ども課	現状維持	保育所・幼稚園における各種延 長保育の実施や保護者参加イベ ントの土曜開催等により、働き やすい環境を整えています。	「施策3-2-1」 へ統合
2	男女共同参画の 推進	政策財務課 教育課 子ども課	現状維持	コミュニティセンターの未就学 児を対象にした事業において、 父親の参加を促しました。 父親の家事・育児参加に関する 継続した取組が必要です。	「施策3-2-1」 で継続

3	将来の子育て世代に向けた活動の推進	生活課 子ども課	現状維持	子育てふれあい交流センターにおいて、親子ふれあい事業を定期的で開催しており、子育てを楽しむ機会となっています。学校教育を通して、仕事と生活の両立や結婚・妊娠・出産・子育てに対する楽しさや喜びを知るきっかけづくりを推進していく必要があります。	「施策 3-2-5」 で継続
---	-------------------	-------------	------	--	-------------------

## 基本施策⑫ 世代間や地域との交流の推進

	個別施策	主担当課	評価	評価へのコメント	今後の方針
1	子育て支援地域ボランティア等の育成	教育課 子ども課	現状維持	祖父母ボランティアなど保育施設・幼稚園での活動による地域住民との交流は、こどもの成長を促す機会となっています。	「施策 3-3-1」 で継続
2	地域の人材活用と世代間交流の推進	教育課	現状維持	学校運営協議会を設置し、地域住民が学校についての理解を深めるとともに、学校運営に参画する機会となっています。ばんげ読み聞かせの会、語り部の会と同様に、今後、地域住民がこどもに知識や技術等を伝える機会の提供を促進する必要があります。	「施策 3-3-2」 で継続

## 健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会設置条例

平成3年6月29日条例第28号

改正 平成4年3月12日条例第2号  
平成7年3月23日条例第3号  
平成9年3月21日条例第2号  
平成13年3月26日条例第1号  
平成16年3月26日条例第1号  
平成25年12月13日条例第47号

## (設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、健やかに子供が生まれ育つための環境づくりに関して重要な事項を調査、審議するため、健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (任務)

第2条 協議会は、町長の諮問に応じ、健やかに子供が生まれ育つための環境づくりに関する重要事項を調査、審議する。

2 前項に規定するほか、協議会は、健やかに子供が生まれ育つための環境づくりに関する重要事項について、自主的に調査、審議して町長に意見を具申することができる。

## (組織等)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、町長が任命又は委嘱する。

3 職名によって任命又は委嘱された委員は、その職を辞したときは、委員の職を失う。

4 委員の任期は2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第4条 協議会に会長1人、副会長1人を置き、委員の互選によって選任する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

## (会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、協議会の会議の議長となる。

## (専門委員)

第6条 協議会に専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係行政機関の職員及び識見を有する者のうちから町長が任命又は委嘱する。

## (報酬)

第7条 委員が会議に出席したときは、報酬を支給する。

2 報酬の額は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び旅費の支給に関する条例（昭和36年会津坂下町条例第8号）の定めるところによる。

## (庶務)

第8条 協議会の庶務は、子ども課において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成4年3月12日条例第2号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成7年3月23日条例第3号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月21日条例第2号）

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成13年3月26日条例第1号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月26日条例第1号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日条例第47号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

## 健やかに子供が生まれ育つための環境づくり推進協議会 委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	所 属	職 名	氏 名
1	民生児童委員協議会代表	主任児童委員	齋藤 恵子
2	公立大学法人会津短期大学部 幼児教育・福祉学科	識 見 者	吉田 亜矢
3	前会津坂下町教育委員会 教育委員	識 見 者	桑原 里美
4	在宅子育て家庭代表	識 見 者	城取 里恵
5	NPO 法人 かわらごK i d sかわらご園	管 理 者	松本 京子
6	NPO 法人こころの森	事 務 局 長	増子 久美子
7	社会福祉法人 鶴翔会 指定一般・特定・障がい児 相談支援事業所 ゆきわり荘	相談支援事業 管 理 者	齋藤 研一
8	保育施設保護者代表	もみの木保育園 保 護 者	春日 謙伸
9	幼稚園保護者代表	坂下東幼稚園 保 護 者	荒井 貴史
10	小規模保育施設代表	えくぼ遊育園 園 長	平野 紅
11	幼稚園長・小中学校長会	会 長 (坂下中学校長)	五十嵐 真由美

## 事務局

1	子ども課	課 長	五十嵐 隆裕
2	子ども課 ばんげ保育所	所 長	佐野 久光
3	子ども課 坂下南幼稚園	園 長	鈴木 千代子
4	子ども課 坂下東幼稚園	園 長	小林 純子
5	子ども課 子ども支援班	班 長	成田 一成
6	子ども課 子ども支援班	保育支援係長	佐藤 杏子
7	子ども課 子ども支援班	子育て支援係長	川口 裕之
8	子ども課 子ども支援班	保健師	鈴木 佳奈
9	子ども課 子ども支援班	社会福祉士	渡部 卓也